苦情クレーム対応＋民法改正研修会

第２部「民法改正」（時効、利率、保証、賃貸、約款）

講　師　　三重県司法書士会民法改正勉強会

西井　哲也会員（津支部）

石川　秀策会員（四日市支部）

水谷　公孝会員（桑員支部）

前川　幸久会員（伊勢支部）

日　時　　平成２８年７月９日（土）

場　所　　津市勤労者福祉センター　サンワーク津

三重県司法書士会

平成２８年７月９日
三重県司法書士会
担当　西井哲也（津支部）

【法定利率】

１はじめに

（１）　約定利率が定められている場合は、約定利率が法定利率に優先する。（４０４条１項）

例外　遅延損害金の法定利率が約定利率を超える場合は法定利率が優先する。（４１９条１項）

→改正後も変更がない。

（２）　法定利率が適用される場面の例

a 連帯債務者の求償権（４４２条２項）

b 受託保証人の求償権（４５９条の２　２項）

c 預金払戻請求訴訟

d 悪意の受益者に対する不当利得返還請求訴訟（７０４条）

e 不法行為による損害賠償請求訴訟の中間利息の控除の「中間利息」

※中間利息の控除は判例

２　現行

（１）　民事法定利率は５％（４０４条２項)、商事法定利率は６％（商法５１４条）と区別されている。

（２）　固定制。

３　改正民法

（１）民事法定利率、商事法定利率とも施行時は３％に統一される。（４０４条２項）

→商事法定利率の廃止

（２）変動制的固定制の導入（４０４条３項）

a　利息債権の発生時の金利に固定

→　１度決まれば、その後に法定利率が変動しても最初に決まった利率には影響しない。

いつ利息債権が発生するか

→　その利息を支払う義務が生じた最初の時点。

例　①消費貸借契約（利息を支払う特約がある場合）

金銭交付の時点

②金銭債務の遅延損害金

債務者が遅滞の責任を負った最初の時点

③不法行為

不法行為時

b　３年を１期として見直される。（４０４条３項）

※法定利率に加算又は、減算される基準割合算定のための参照期間を、貸出約定平均金利の６０ヵ月（５年間）の平均とすることとし、緩やかな変動となるようにする。（４０４条４項・５項）

c　１％未満の場合は変更なし

d　経過措置に注意

（３）　中間利息の控除の明文化（４１７条の２）

利率が下がることによって控除される金額が少なくなる。

→損害賠償の請求者に支払われる額が以前より大きくなる。

保険料が上がる可能性がある。（損害賠償保険）

4　経過措置（成立した債権が新法施行日をまたぐ場合）

（１）　利息の発生日が新法施行前なら旧法の例、施行日以後なら新法が適用される。

（２）　遅延損害金の法定利率についても、遅滞の責任を負った時が施行日前なら以前の例により、施行日以後なら新法が適用される。

【時　効】

1　時効の援用（１４５条）

消滅時効の場合には、「保証人、物上保証人、第三取得者」等が明記された。

取得時効の援用権者は、解釈に委ねられる。

2　現在の民法の債権の消滅時効の時効期間

（１）　債権は１０年。　例　報酬請求権

※商行為によって生じた債権は５年。

（２）職業別の短期消滅時効（１７０条～１７４条）

例　請負３年　宿泊料、飲食代１年

（３）不法行為

3　改正民法の原則

（１）　債権の消滅時効の起算点及び時効期間（１６６条）

a　一般の債権

主観的起算点　債権者が行使できることを知った時から５年間行使しないとき。

客観的起算点　権利を行使することができる時から１０年行使しないとき。

→債権の発生時に債権者が権利を行使することが出来ることを知っていることは通常であり、基本的に主観的起算点と客観的起算点がかさなることになり、主観的起算点からの短期の時効期間（５年間）が適用されることになる。

※債務不履行により生じた損害賠償債権

b　不法行為（７２４条）

被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年間行使しない時又は不法行為のときから２０年間行使しない時

→後段の２０年間は除斥期間（援用不要、更新及び完成猶予が認められない）ではない。

（２）　職業別短期消滅時効の廃止

※現代社会の経済・取引実態に合致していない。

（３）商事の消滅時効の廃止

※信用金庫、農協協同組合の貸付債権と銀行の貸付債権の消滅時効の期間の違いを合理的に説明できない。

（４）債権及び所有権以外の財産権　権利を行使できる時から２０年間（１６６条２項）

（５）（１）の例外

a　人の生命または身体の障害による損害賠償請求権

→債務不履行及び不法行為問わず

被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから５年（７２４条の２　不法行為の特則）

権利を行使することができる時から２０年（１６７条　債務不履行の特則）

b 定期金債権（１６８条）例　年金

（６）権利行使期間→各論

売買　請負　詐害行為取消権　賃貸借・使用貸借　寄託

4　時効障害

債権の消滅時効だけでなく、その他の権利の消滅時効及び取得時効にも適用される。

（１）　更新と完成猶予とは

中断→更新　　（権利の存在について確証が得られたと評価できる事実が生じた場合）

停止→完成猶予（権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合）

（２）　完成猶予及び更新事由

a（１４７条）

裁判上の請求
支払督促
和解・調停
破産手続参加・再生手続参加・更生手続参加
→確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定した場合はその時から再度消滅時効が進行する。（中断）
→　時効期間は１０年間（１６９条）
→棄却・却下の場合はその時から６か月完成猶予。（停止）

b（１４８条）
強制執行
担保権の実行
担保権の実行の例による担保権の実行
財産開示手続
→申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合はその終了の時から６か月完成猶予。

（３）　更新事由
債務の承認（１５６条１項）
※行為能力又は管理権限が不要（２項）
①被保佐人が債務の承認をするには、保佐人の同意は不要。
②未成年・成年被後見人がした債務の承認は取り消しうる。

（４）　完成猶予事由
a　仮差押え・仮処分（現行民法は中断事由だが）（１４９条）
→それらの事由が終了したときから６か月完成猶予。
b 催告（１５０条）
→催告があった時から６か月完成猶予。（判例を明文化）
①　催告の繰り返しによる時効の完成の猶予の延長は認められない。
②　協議を行う旨の合意による時効の完成猶予中の催告に関しても、完成猶予の効力は生じない。（１５１条３項）
c　天災による時効完成猶予（１６１条）
→期間を２週間から３か月に変更
d　権利についての協議を行う旨の合意による時効の完成猶予（１５１条）
→　現行では時効の完成が迫った場合に、話し合いよって解決できる方法を定めた。
(a) 要件
①時効完成前又は協議を行う旨の合意による時効完成猶予中の協議

※催告による時効の完成猶予の期間中には協議を行う旨の合意による延長はできない。（１５１条３項）

②書面によること（電磁的記録でもよい）

(b)　効果

次のいずれか早く到来する時期まで時効の完成が猶予される。

①　合意があった時から最長１年

②　１年に満たない期間を定めた場合はその期間

③協議の続行を拒絶する旨の書面による通知がなされた時は、その通知の時から６か月を経過した時

(c)　協議を行う旨の合意により時効の完成が猶予されている間になされた再度の合意は有効である。

→最大で５年間延長できる。

※協議期間中の催告は効力が生じない

→相手方が協議の続行を拒絶した場合は６か月時効の完成が猶予される

５　時効の完成猶予又は更新が及ぶ者のの範囲（１５３・１５４条）

（１）　改正前民法１４８条は「中断」の効力が及ぶ者の範囲を定めていたが、改正民法は及ぶ者の範囲を「中断及び完成猶予」に拡張する。

（２）　改正前民法１５５条の内容を、差押え・仮差押え・仮処分以外の更新事由及び完成猶予事由にも広げる。

６　経過措置

（１）　施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効についての期間は以前の例による。附則１０条４項）

例　債権発生から２年後に施行日が来た場合には、残りの時効期間は３年でなく８年になる。

※施行日前に契約が締結されていれば、契約日以後にその契約に基づく債権が発生したとしても、時効期間は以前の例による。

（２）　（１）の例外　生命・身体が侵害された場合における不法行為の損害賠償請求権の短期消滅時効にかかっていない場合、延長される可能性がある。

例　施行日の１年前に不法行為による損害賠償請求権が発生して場合、残りの時効期間は２年ではなく４年になる。

（３）　時効障害事由については、施行日前に債権が生じていても、施行日以後に中断・完成猶予事由が生じれば、新法が適用される。（附即１０条２項）

（４）　協議による完成猶予は、施行日前の合意には適用されない。

平成２８年７月９日
三重県司法書士会
担当　石川秀策（四日市支部）

民法（債権法）改正　「保証制度についての改正」

一　保証制度についての概観

１　保証、補償、保障・・・どう違う？

２　保証制度の基本的な内容と性質　～改正によっても変更のない部分～

保証債務とは：
　主たる債務の履行を担保することを目的として､債権者と保証人との間で締結された契約（保証契約）により、成立する債務
　※　主債務者からの保証委託を受けたかどうかは別問題

≪関係条文≫

§446Ⅰ　保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

§447Ⅰ　保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する

主債務との別個独立性：
　主たる債務とは別個・独立した債務であるから
①　「保証債務」自体を主たる債務として、更にこれを保証することが可能
②　「保証債務」について、別途違約金・損害賠償の定めをすることも可能

§447Ⅱ　保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することが出来る。

付従性：主債務の履行担保を目的とするから、主債務が有効に存続することを前提とする。
①　成立の付従性　主たる債務が不成立なら、保証債務も成立しない
②　消滅の付従性　主たる債務が消滅したら（弁済・時効等）保証債務も消滅する
③　内容の付従性　保証人の債務は主債務より重くなることはない。
④　付従性に基づく抗弁
　　債権者からの保証債務履行の請求に対して、主債務の成立・効力制限を理由として抗弁を提出することが出来る

≪関係条文≫

§448Ⅰ　保証人の負担が、債務の目的又は態様（条件・期限・利息等）において、主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に縮減する。

§448Ⅱ　主債務の目的・態様が保証契約締結後に加重されたときでも、保証人の負担は加重されない。**・・・改正法による追加**

随伴性：主たる債務の債権が債権譲渡その他の原因により移転すれば、旧債権者に対する義務を離れ、新しい債権者（債権譲受人等）に対して保証義務を負う。

補充性：主たる債務の履行がないときの補充として履行の責任を負う
① 催告の抗弁（先に主債務者に請求してよ！） ・§452
② 検索の抗弁（主債務者は弁済の資力があり、執行容易だから、主債務者の財産から執行してよ！） ・§453

※ 例外 §454 「連帯保証」の場合には催告・検索の抗弁なし

その他

1 要式契約性

平成16年の民法改正により書面によることが保証契約の成立要件とされた
§446Ⅱ 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。
§446Ⅲ 電磁的記録による保証契約は書面によるものと見做す

2 数人の保証人がある場合の関係（共同保証）

分別の利益・・・債権者との関係
（原則）
§456 数人の保証人がある場合には、それらの保証人が各別の行為で保証債務を負担したときでも、各保証人は等分の割合での分割債務を負う
（例外）
① 主債務が不可分債務の場合
② 共同保証任官で各人が全額を弁済するとの特約をした場合
③ 保証が連帯保証の場合

3 連帯保証

保証契約において、債権者と保証人が「連帯の特約」をすることにより成立し、主たる債務者と保証人とが連帯した債務を負担することとなる保証の形態。
現実には「連帯保証」が一般的。

※ 主債務が主たる債務者の商行為によって生じたとき、保証が商行為であるときは、その保証債務は常に連帯保証となる（商法§511Ⅱ）

連帯保証の特徴（普通の保証と異なるところ）
① 催告の抗弁権、検索の抗弁権が認められない。
② 保証人に生じた事由のうちの一定のものが、主たる債務者にも影響を及ぼす
※ 連帯債務の絶対的効力事由に該当するもの（請求・更改・相殺・混同・弁済）だけが主たる債務者にも影響を及ぼす。

注意　改正法§458により変更あり

③　共同保証の場合に、「分別の利益」がない。

3　保証債務と相続

（原則）

保証債務は相続の対象となる

（例外）

根保証：継続的債権関係から生じる不特定債権を担保するための保証

①　信用保証：一定の継続的な信用供与契約（手形割引・当座貸越契約、銀行取引等から生じる不特定多数の債務を保証するもの

～中小企業が金融機関から融資を受けるに際し、その経営者の保証

最判S37.11.9　保証限度額・保証期間の定めのない信用保証について

「特定の債務についてした通常の連帯保証の場合と異なり、その責任の及ぶ範囲が極めて広汎となり、一に契約締結の当事者の人的信用関係を基礎とする者であるから、かかる保証人たる地位は、特段の事由のない限り、当事者その人と終始するものであって、連帯保証人の死亡後生じた債務については、その相続人において保証債務を承継負担するものではない。

②　賃借人の債務の保証

賃貸借契約から発生する継続的な賃料債務及び賃貸目的物の滅失・毀損を理由とする損害賠償債務等を保証する債務・・・不特定債務の保証=根保証

大判S9.1.30　「保証人に相続が開始した場合には、保証債務も相続される」

③　身元保証

被用者の行為により使用者に生じた損害の担保を目的とする保証

大判S18.9.10　身元保証人と被用者との強い人的信頼関係を基礎にする身元保証契約については、原則として相続せいを否定

改正法の要点

個人保証人保護ルールの拡充

一　事業性借り入れを対象とする個人保証についての公正証書ルールの導入

※　現行法には規定なし・・・新設

（原則）

改正法§456の6Ⅰ

事業性借入（事業のために負担する借入れ）を主債務とする個人保証・個人根保証は、原則として、保証契約の前１ヶ月以内に、公正証書で「保証債務を履行する意思」を確認しなければ無効となる。

※　§456の6Ⅲ　保証人となろうとする者が法人である場合には適用しない

（例外）

改正法§456の9

公正証書の作成と保証の効力に関する規定は次の場合には適用しない。

①　主債務者法人の理事、取締役、執行役又はこれに準ずる者

②　主債務者が法人の場合の次の者

イ　主債務者総株主の議決権の過半数を有する者

ロ　主債務者総株主の議決権の過半数を有する親会社総株主の議決権の過半数を有する者

ハ　主債務者の総株主の議決権の過半数を、他の株式会社及び当該他の株式会社の過半数の議決権を有する者（＝他の株式会社のオーナー）が有する場合のそのオーナー株主

③　個人主債務者と共同して事業を行う者又は個人主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者

≪趣旨≫

ⅰ　これらの者は主債務者の経営状態についての認識があり、保証にとなることによるリスクを把握できる立場にある②　経営者保証又はこれに類する立場にある

ⅱ　経営者保証が現実的な企業の信用補完の手段として利用されている

二　保証人に対する情報提供義務

※　現行法には規定なし・・・新設

現行法下での対応：信義側や錯誤・詐欺等の意思表示ルール

1　保証契約締結時の主債務者の情報提供義務

改正法§465の10

主債務者が事業用債務について個人保証を委託する場合には、保証人予定者に対して、次の情報を提供する義務を負う

① 財産及び収支の状況

② 主債務以外に負担する債務の有無ならびにその額及び履行状況

③ 主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとする物がるときは、その旨及びその内容

≪違反の効果≫

主債務者が情報提供を怠り、又は虚偽の説明を行ったことにより、個人保証人が情報を誤認して保証契約を結んだ場合に、債権者がその情報提供義務違反を知り、又は知ることが出来たときは、保証人は、その保証契約を取り消すことが出来る。

2 主債務者の履行状況に関する債権者の情報提供義務

改正法§458の2

債権者は、委託保証人から請求があったときは、保証人に対し、遅滞なく、主債務者についての不履行の有無、残高及び期限到来の有無に関する情報を提供しなければならない

・・・本規定は保証人が個人であるか法人であるかを問わない。

≪違反の効果≫ 規定なし

3 主債務者が期限の利益を失った場合の債権者の情報提供義務

改正法§458の3

債権者は、主債務者が期限の利益を失ったときは、これを知ったときから2ヶ月以内に、保人保証人に通知しなければならない。

≪違反の効果≫

通知時までの遅延損害金の保証履行を請求することが出来ない。

三 個人根保証のルールの適用対象の拡大

根保証：債権者と主債務者間で日々発生・増減・消滅する不特定の債務について包括的に履行の責任を負う保証

1 根抵当権との比較

	根抵当権	かつての信用保証の実態
・ 被担保債権の範囲	包括根抵当権不可	限定なし
・ 極度額の上限	あり	約定なし
・ 時間的限定	あり 元本確定（§398の6） 根抵当権確定（§398の19・20）	なし
・ 設定者の負担	物的有限責任	無制限

2　平成 16 年改正により「貸金等根保証契約」規定が設けられた
次の要件を充たすものに適用される

§465 の 2 Ⅰ
① 一定範囲に属する不特定債務を主債務とする保証契約であること
② 保証人が個人であること
③ 根保証契約に定められた主債務に、貸金債務又は手形割引にかかる債務を含むこと

規律内容

§465 の 2Ⅱ・Ⅲ
① 書面による契約であること
② 書面上、極度額の定めがあること
§465 の 3
③ 書面上、元本確定期日の記載があること
但し、3 年以内
④ 元本の確定

3　改正法
根保証に関する規律を「貸金等根保証」に限らず、個人根保証一般に拡大

改正法§465 の 2
① 上記現行法 465 の 2 Ⅰ③の要件：根保証契約に定められた主債務から「貸金等債務」の要件を除いた。

元本確定事由についての変更

	貸金等根保証契約の元本確定事由	個人根保証一般の元本確定事由
主債務財産についての強制執行等の申し立て	○	－
保証人財産についての強制執行等の申し立て	○	○
主債務者についての破産手続開始の申し立て	○	－
保証人についての破産手続開始の申し立て	○	○
主債務者の死亡	○	○
保証人の死亡	○	○

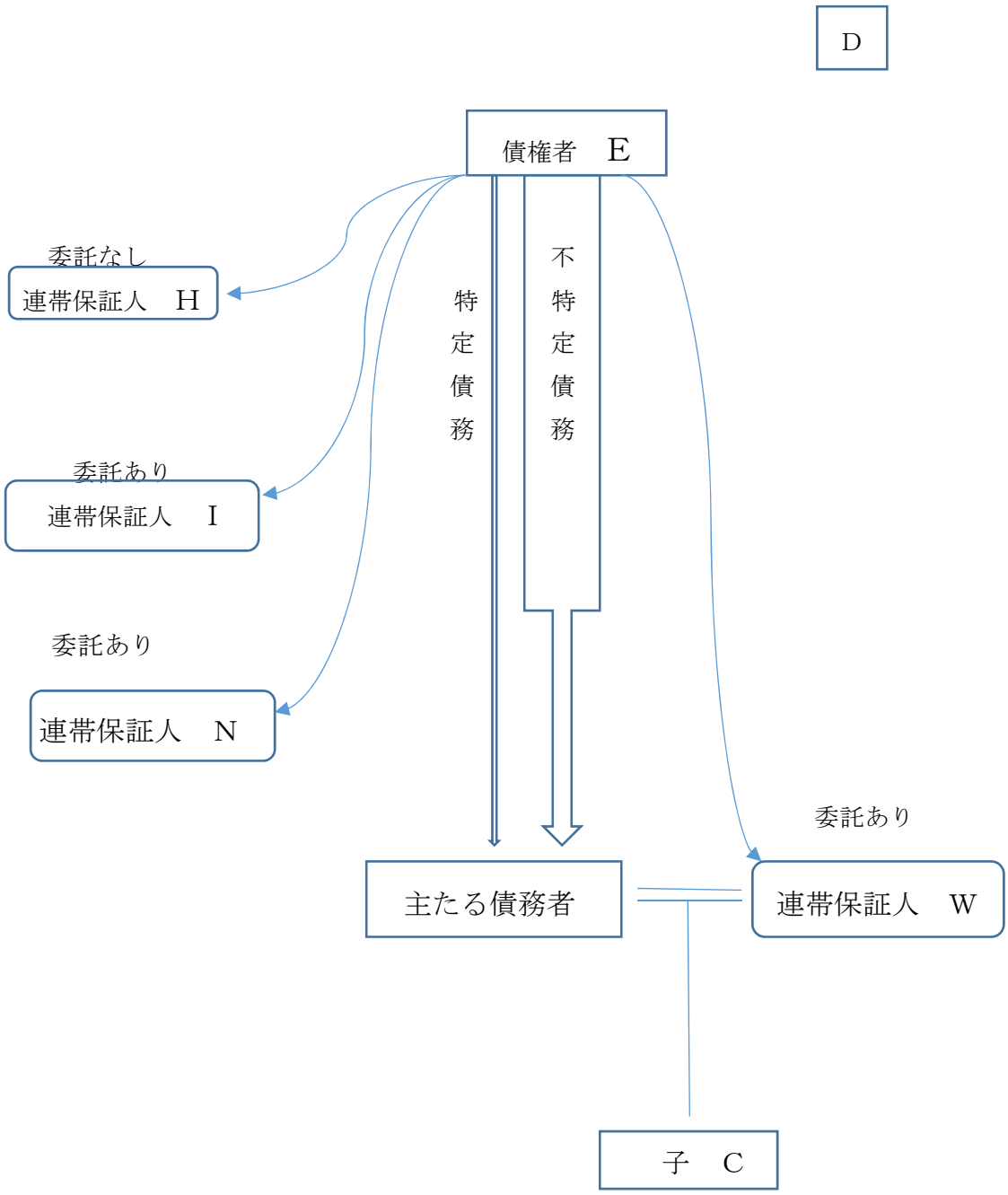
D
債権者　E
委託なし
連帯保証人　H
特定債務
不特定債務
委託あり
連帯保証人　I
委託あり
連帯保証人　N
委託あり
主たる債務者
連帯保証人　W
子　C

民法（債権関係）の改正に関する要綱と
現行条文・新条文案の対照表
（コメント・部会資料番号付き）

日本司法書士会連合会
民事法改正対策部

はしがき

本表は、法制審議会民法（債権関係）部会における長年の議論の末、同審議会における採択を経て法務大臣へ答申された「民法（債権関係）の改正に関する要綱」を軸に、現行の民法の条文（以下、「現行条文」という。）、平成 27 年 3 月 31 日に国会提出された「民法の一部を改正する法律案」に基づく改正後の民法の新条文案（以下、「新条文案」という。）を、対照表として整理したものである。

あわせて、本表には、「民法（債権関係）の改正に関する要綱」に至るまでの議論のポイントと、平成 25 年２月 26 日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」以降の主な部会資料番号を付した。

債権法改正に関しては、当初よりも改正にかかる論点の数が減少したとはいえ、その対象や範囲は依然として膨大であり、司法書士の実務への影響も大きい。将来の実務に備えるべく、本表を大いに活用されたい。

使用上の注意

１　現行条文及び新条文案の各欄について

（１）　各条文は、必ずしも条文・項・号の各番号順に並んでいない。また、改正の対象とならない条文、字句修正にとどまる条文及び条文・項・号の移動にとどまる条文の多くは、割愛した。

（２）　「(参考)」に掲げた民法以外の条文は、平成 27 年５月１日時点の現行法である。こうした民法以外の法律の条文についても、今般の改正の影響により、別途、改正の対象となるものがあるので、注意されたい。

２　コメント欄について

コメント欄には、法制審議会民法（債権関係）部会ホームページ（http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html）に掲載された審議事項、部会資料及び議事録の内容をとりまとめるとともに、「⇒」以下に、本対策部において考えられる実務への影響を記した。

３　部会資料番号欄について

本欄には、平成 25 年２月 26 日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」以降の主な部会資料のうち、以下に記載する資料を除いたものの番号を付した。本欄記載の各番号にかかる部会資料の中には、以下に記載された部会資料を引用するものもあるので、必要に応じて参照されたい。

79-1　（民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その１））
80-1　（民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その２））
81-1　（民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その３））
82-1　（民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の第二次案）
83-1　（民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案（案））
84-1　（民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その１））
86-1　（民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その２））
88-1　（民法（債権関係）の改正に関する要綱案（案））

目次

第１　公序良俗（民法第 90 条関係）……1
第２　意思能力……1
第３　意思表示……1
　１　心裡留保（民法第 93 条関係）……1
　２　錯誤（民法第 95 条関係）……1
　３　詐欺（民法第 96 条関係）……2
　４　意思表示の効力発生時期等（民法第 97 条関係）……2
　５　意思表示の受領能力（民法第 98 条の２関係）……3
第４　代理……3
　１　代理行為の瑕疵－原則（民法第 101 条第１項関係）……3
　２　代理行為の瑕疵－例外（民法第 101 条第２項関係）……4
　３　代理人の行為能力（民法第 102 条関係）……4
　４　復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第 105 条関係）……5
　５　自己契約及び双方代理等（民法第 108 条関係）……5
　６　代理権の濫用……5
　７　代理権授与の表示による表見代理（民法第 109 条関係）……5
　８　代理権消滅後の表見代理（民法第 112 条関係）……6
　９　無権代理人の責任（民法第 117 条関係）……6
第５　無効及び取消し……7
　１　法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果……7
　２　追認の効果（民法第 122 条関係）……8
　３　取り消すことができる行為の追認（民法第 124 条関係）……8
第６　条件及び期限……9
　１　効力始期の新設及び期限の概念の整理……9
　２　不正な条件成就……10
第７　消滅時効……10
　１　債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点……10
　２　定期金債権等の消滅時効……11
　３　職業別の短期消滅時効等の廃止……12
　４　不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第 724 条関係）……13
　５　生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効……13
　６　時効の完成猶予及び更新……14
　７　時効の援用……17
第８　債権の目的（法定利率を除く。）……18
　１　特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第 400 条関係）……18
　２　選択債権（民法第 410 条関係）……18
第９　法定利率……18
　１　変動制による法定利率（民法第 404 条関係）……18

2　金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則（民法第 419 条第 1 項関係）……19
3　中間利息控除……19
第 10　履行請求権等……20
1　履行の不能……20
2　履行の強制（民法第 414 条関係）……20
（1）　民法第 414 条第 1 項関係……20
（2）　民法第 414 条第 2 項・第 3 項関係……20
第 11　債務不履行による損害賠償……21
1　債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第 415 条関係）……21
2　債務の履行に代わる損害賠償の要件……21
3　不確定期限における履行遅滞（民法第 412 条第 2 項関係）……21
4　履行遅滞中の履行不能……22
5　代償請求権……22
6　損害賠償の範囲（民法第 416 条関係）……22
7　過失相殺（民法第 418 条関係）……22
8　賠償額の予定（民法第 420 条第 1 項関係）……23
第 12　契約の解除……23
1　催告解除の要件（民法第 541 条関係）……23
2　無催告解除の要件①（民法第 542 条・第 543 条関係）……23
3　無催告解除の要件 2（民法第 542 条・第 543 条関係）……24
4　債権者に帰責事由がある場合の解除……24
5　契約の解除の効果（民法第 545 条第 2 項関係）……24
6　解除権者の故意等による解除権の消滅（民法第 548 条関係）……25
第 13　危険負担……25
1　危険負担に関する規定の削除（民法第 534 条・第 535 条関係）……25
2　債務者の危険負担等（民法第 536 条関係）……26
第 14　受領遅滞……26
1　民法第 413 条の削除……26
2　保存義務の軽減……26
3　履行費用の債権者負担……27
4　受領遅滞中の履行不能……27
第 15　債権者代位権……27
1　債権者代位権の要件（民法第 423 条第 1 項関係）……27
2　債権者代位権の要件（民法第 423 条第 2 項関係）……27
3　代位行使の範囲……28
4　直接の引渡し等……28
5　相手方の抗弁……28
6　債務者の取立てその他の処分の権限等……28
7　訴えによる債権者代位権の行使……28
8　登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権……29
第 16　詐害行為取消権……29

1　受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第 424 条第 1 項関係）……29
2　受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第 424 条第 2 項関係）……29
3　相当の対価を得てした財産の処分行為の特則……30
4　特定の債権者に対する担保の供与等の特則……30
5　過大な代物弁済等の特則……31
6　転得者に対する詐害行為取消権の要件……31
7　詐害行為取消権の行使の方法……32
8　詐害行為の取消しの範囲……32
9　直接の引渡し等……33
10　詐害行為の取消しの効果（民法第 425 条関係）……33
11　受益者の反対給付……33
12　受益者の債権……34
13　転得者の反対給付及び債権……34
14　詐害行為取消権の期間の制限（民法第 426 条関係）……34
第 17　多数当事者……35
1　連帯債務……35
2　連帯債務者の一人について生じた事由の効力等……35
（1）　履行の請求（民法第 434 条関係）……35
（2）　連帯債務者の一人による相殺（民法第 436 条関係）……35
（3）　連帯債務者の一人に対する免除及び一人についての時効の完成（民法第 437 条・第 439 条関係）……36
（4）　相対的効力の原則（民法第 440 条関係）……36
3　破産手続の開始（民法第 441 条関係）……37
4　連帯債務者間の求償関係……37
（1）　連帯債務者間の求償権（民法第 442 条第 1 項関係）……37
（2）　連帯債務者間の通知義務（民法第 443 条関係）……37
（3）　負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第 444 条関係）……38
（4）　連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第 445 条関係）……38
5　不可分債務（民法第 430 条関係）……38
6　連帯債権……39
7　連帯債権者の一人について生じた事由の効力等……39
（1）　連帯債権者の一人との間の相殺……39
（2）　連帯債権者の一人との間の更改又は免除……39
（3）　連帯債権者の一人との間の混同……39
（4）　相対的効力の原則……40
8　不可分債権（民法第 428 条関係）……40
第 18　保証債務……40
1　保証債務の付従性（民法第 448 条関係）……40
2　主たる債務者の有する抗弁等……40
（1）　主たる債務者の有する抗弁……40

（2） 主たる債務者の有する相殺権、取消権又は解除権（民法第 457 条第２項関係）.....41
3 保証人の求償権.....41
（1） 委託を受けた保証人の求償権（民法第 459 条関係）.....41
（2）委託を受けた保証人の事前の求償権（民法第 460 条関係）.....42
（3）保証人の通知義務（民法第 463 条関係）.....42
4 連帯保証人について生じた事由の効力（民法第 458 条関係）.....43
5 根保証.....43
（1） 極度額（民法第 465 条の２関係）.....43
（2） 元本の確定事由（民法第 465 条の４関係）.....43
（3） 求償権についての保証契約（民法第 465 条の５関係）.....44
6 保証人保護の方策の拡充.....45
（1） 個人保証の制限.....45
（2） 個人保証（求償権保証）の制限.....47
（3） 個人保証の制限の例外.....47
（4） 契約締結時の情報提供義務.....48
（5） 保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務.....49
（6） 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務.....49
第 19 債権譲渡.....49
1 債権の譲渡性とその制限（民法第 466 条関係）.....49
（1） 譲渡制限の意思表示の効力.....49
（2） 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合.....50
（3） 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託.....50
（4） 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え.....51
（5） 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力.....51
2 将来債権譲渡.....52
（1） 将来債権の譲渡性.....52
（2） 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗.....52
3 債権譲渡の対抗要件（民法第 467 条関係）.....52
4 債権譲渡と債務者の抗弁（民法第 468 条関係）.....53
（1） 異議をとどめない承諾による抗弁の切断.....53
（2） 債権譲渡と相殺.....53
第 20 有価証券.....54
1 指図証券.....54
（1） 指図証券の譲渡.....54
（2） 指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限.....54
（3） 指図証券の質入れ.....54
（4） 指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等.....55
（5） 指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法.....55
2 記名式所持人払証券.....55
3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券.....56
4 無記名証券.....56

第 21　債務引受 56
1　併存的債務引受 56
（1）併存的債務引受の要件・効果 56
（2）　併存的債務引受の引受人の抗弁等 57
2　免責的債務引受の成立 57
3　免責的債務引受による引受けの効果 58
4　免責的債務引受による担保権等の移転 58
第 22　契約上の地位の移転 59
第 23　弁済 59
1　弁済の意義 59
2　第三者の弁済（民法第 474 条関係） 59
3　弁済として引き渡した物の取戻し（民法第 476 条関係） 60
4　債務の履行の相手方（民法第 478 条・第 480 条関係） 60
5　代物弁済（民法第 482 条関係） 60
6　弁済の方法（民法第 483 条から第 487 条まで関係 61
7　弁済の充当（民法第 488 条から第 491 条まで関係） 62
8　弁済の提供（民法第 492 条関係） 63
9　弁済の目的物の供託（民法第 494 条から第 498 条まで関係） 63
10　弁済による代位 64
（1）　弁済による代位の要件（民法第 499 条・第 500 条関係） 64
（2）　弁済による代位の効果（民法第 501 条前段関係） 65
（3）　法定代位者相互間の関係（民法第 501 条後段関係） 65
（4）　一部弁済による代位の要件・効果（民法第 502 条関係） 66
（5）　担保保存義務（民法第 504 条関係） 66
第 24　相殺 66
1　相殺禁止の意思表示（民法第 505 条第 2 項関係） 67
2　不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止（民法第 509 条関係） 67
3　支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（民法第 511 条関係） 67
4　相殺の充当（民法第 512 条関係） 68
第 25　更改 69
1　更改の要件・効果（民法第 513 条関係） 69
2　債務者の交替による更改（民法第 514 条関係） 69
3　債権者の交替による更改（民法第 515 条・第 516 条関係） 69
4　更改の効力と旧債務の帰すう（民法第 517 条関係） 69
5　更改後の債務への担保の移転（民法第 518 条関係） 70
第 26　契約に関する基本原則 70
1　契約自由の原則 70
2　履行の不能が契約成立時に生じていた場合 70
第 27　契約の成立 71
1　申込みと承諾 71
2　承諾の期間の定めのある申込み（民法第 521 条第 1 項・第 522 条関係） 71

3　承諾の期間の定めのない申込み（民法第 524 条関係）……71
4　対話者間における申込み……71
5　申込者の死亡等（民法第 525 条関係）……72
6　契約の成立時期（民法第 526 条第１項・第 527 条関係）……72
7　懸賞広告……73
（1）　懸賞広告（民法第 529 条関係）……73
（2）　懸賞広告の効力……73
（3）　懸賞広告の撤回（民法第 530 条関係）……73
第 28　定型約款……74
1　定型約款の定義……74
2　定型約款についてのみなし合意……74
3　定型約款の内容の表示……75
4　定型約款の変更……75
第 29　第三者のためにする契約……76
1　第三者のためにする契約の成立等（民法第 537 条関係）……76
2　要約者による解除権の行使（民法第 538 条関係）……76
第 30　売買……77
1　手付（民法第 557 条関係）……77
2　売主の義務……77
3　売主の追完義務……77
4　買主の代金減額請求権……78
5　損害賠償の請求及び契約の解除……78
6　権利移転義務の不履行に関する売主の責任等……79
7　買主の権利の期間制限……80
8　競売における買受人の権利の特則……81
9　売主の担保責任と同時履行（民法第 571 条関係）……81
10　権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第 576 条関係）……81
11　目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転……82
12　買戻し（民法第 579 条ほか関係）……82
第 31　贈与……83
1　贈与契約の意義（民法第 549 条関係）……83
2　書面によらない贈与の解除（民法第 550 条関係）……83
3　贈与者の引渡義務等（民法第 551 条関係）……83
第 32　消費貸借……83
1　消費貸借の成立等（民法第 587 条関係）……83
2　消費貸借の予約（民法第 589 条関係）……84
3　準消費貸借（民法第 588 条関係）……84
4　利息……84
5　貸主の担保責任（民法第 590 条関係）……84
6　期限前弁済（民法第 591 条第２項・第 136 条第２項関係）……85
第 33　賃貸借……85

1　賃貸借の成立（民法第 601 条関係）……85
2　短期賃貸借（民法第 602 条関係）……86
3　賃貸借の存続期間（民法第 604 条関係）……86
4　不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等（民法第 605 条関係）……86
5　合意による賃貸人たる地位の移転……87
6　不動産の賃借人による妨害排除等請求権……87
7　敷金……88
8　賃貸物の修繕等（民法第 606 条第 1 項関係）……88
9　減収による賃料の減額請求等（民法第 609 条）……89
10　賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第 611 条関係）……89
11　転貸の効果（民法第 613 条関係）……90
12　賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了……90
13　賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第 616 条・第 598 条関係）……90
第 34　使用貸借……91
1　使用貸借の成立（民法第 593 条関係）……91
2　使用貸借の終了（民法第 597 条・第 599 条関係）……91
3　使用貸借の解除（民法第 597 条関係）……91
4　使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第 598 条関係）……92
5　損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第 600 条関係）……92
第 35　請負……92
1　仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権……92
2　仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任……93
（1）　仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権等及び契約の解除（民法第 634 条・第 635 条関係）……93
（2）　仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の制限（民法第 636 条関係）……94
（3）　仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第 637 条関係）……94
（4）　仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第 638 条関係）……94
3　注文者についての破産手続の開始による解除（民法第 642 条関係）……95
第 36　委任……95
1　受任者の自己執行義務……95
2　報酬に関する規律……96
（1）　報酬の支払時期（民法第 648 条第 2 項関係）……96
3　委任契約の任意解除権（民法第 651 条関係）……96
第 37　雇用……97
2　期間の定めのある雇用の解除（民法第 626 条関係）……97
3　期間の定めのない雇用の解約の申入れ（民法第 627 条関係）……98
第 38　寄託……98
1　寄託契約の成立（民法第 657 条関係）……98

（1） 要物性の見直し 98
（2） 寄託者の解除権 99
（3） 無償寄託における受寄者の解除権 99
2 受寄者の自己執行義務等（民法第 658 条関係） 99
（1） 受寄者の自己執行義務 99
（2） 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任 99
3 寄託物についての第三者の権利主張（民法第 660 条関係） 100
（1） 受寄者の通知義務 100
（2） 寄託物についての第三者による権利主張 100
4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限 100
5 寄託者による返還請求（民法第 662 条関係） 101
6 混合寄託 101
7 消費寄託（民法第 666 条関係） 101
第 39 組合 102
1 契約総則の規定の不適用 102
2 組合員の一人についての意思表示の無効等 102
3 組合の債権者の権利の行使（民法第 675 条関係） 102
4 組合員の持分の処分等（民法第 676 条・第 677 条関係） 103
5 業務執行者がない場合における組合の業務執行（民法第 670 条第 1 項関係） 103
6 業務執行者がある場合における組合の業務執行（民法第 670 条第 2 項関係） 103
7 組合代理 104
8 組合員の加入 104
9 組合員の脱退 105
10 組合の解散事由（民法第 682 条関係） 105
第 40 その他 105

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		第１　公序良俗（民法第90条関係） 民法第90条の規律を次のように改めるものとする。		73A 85
第90条　公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。	第90条　公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。	**公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。**	表現の見直し →　「事項を目的とする」を削除	
		第２　意思能力 意思能力について、次のような規律を設けるものとする。	★	73A 82-2
（新設）	第３条の２　法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。	**法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。**	効果について確立した解釈を明文化 →　第３の４と５、第５の１（３）、第27の５参照。 ⇒　明文化されたことによる影響は広く及ぶ。 ⇒　実際には意思能力無の立証は困難ではないか。	
		第３　意思表示 **１　心裡留保（民法第93条関係）** 民法第93条の規律を次のように改めるものとする。	（２）★★	66A
第93条　意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。	第93条　意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。	**（１）　意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。**	（１）表現の見直し →　ただし書きを「真意ではないこと」に変更	
（新設）	２　前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。	**（２）（１）ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。**	（２）本人の落ち度を考慮し、「善意」まで保護。 →　現94条２項参照	
		２　錯誤（民法第95条関係） 民法第95条の規律を次のように改めるものとする。	（１）効果につき★★★、その他★ （２）★（３）★★（４）★★	66B 76A 78A 79B 83-2
第95条　意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。	第95条　意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。	**（１）　意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。**	（１）「要素の錯誤」を分かりやすく表現。主観的要件・客観的要件を変更せず、規範的評価を可能な表現とするとともに、効果を相対的無効（最判昭和40年９月10日）から取消しに変更。 ⇒　消滅時効に注意！ →　（１）相手方の行為によって錯誤が生じたことを独立の要件とすること（不実表示）は、見送り。	
（新設）	一　意思表示に対応する意思を欠く錯誤	**ア　意思表示に対応する意思を欠く錯誤**	（１）ア　表示錯誤	
（新設）	二　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤	**イ　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤**	（１）イ　判例明文化（最判昭和37年12月25日） →　動機錯誤（黙示の表示含む）	
（新設）	２　前項第２号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。	**（２）（１）イの規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。**	（２）判例明文化（最判昭和37年12月25日） →　動機錯誤の内容が「法律行為の内容となっていることを要する」か「表示で足りる」かという見解の対立については、「表示されていた」と表現することで、相手方が表示を認識し得たことを含ませ、従来の判例法理と異ならない範囲であることを示した。 →　イの例として「表意者が、譲渡所得	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			税は課されないと認識して、多額の譲渡所得税が課されないとの事情を当該財産分与の基礎としていた場合において、その多額の譲渡所得税が課されないとの認識が真実と反しているとき。」（最判平成元年９月 14 日参照） →　イの例として「マンション（実際には、富士山が見えない）を買う際に、そのマンションから富士山が見えると思うので買いますというだけでは足りず、マンションから富士山が見えるから買うが、マンションから富士山が見えるのでなければ売買契約をするつもりはないとしていなければ、錯誤を理由として取り消すことはできない。」	
（新設）	３　錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第１項の規定による意思表示の取消しをすることができない。	**（３）　錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、（１）の規定による意思表示の取消しをすることができない。**	（３）ア、イともに支配的見解を明文化 →　表意者に重過失があっても、錯誤取消しが認められる再例外の位置づけ。	
（新設）	一　相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。	**ア　相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。**		
（新設）	二　相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。	**イ　相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。**		
（新設）	４　第１項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。	**（４）　（１）の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。**	（４）第三者保護は、「善意無過失」が原則。 →　新 93 条、現 94 条２項は、当事者にも落ち度があると考え、「善意」の第三者までを保護。	
		３　詐欺（民法第 96 条関係） 民法第 96 条の規律を次のように改めるものとする。	（２）★★★（３）★★	66A
第 96 条　詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。	第 96 条　詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。	（１）　詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。（民法第 96 条第１項と同文）		
２　相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。	２　相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。	**（２）　相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。**	（２）第三者詐欺の適用範囲を拡大 →　「知ることができたとき」も含める。 →　本来、表意者を保護すべき。 →　新 93 条の要件との平仄（少なくとも表意者の帰責性が高い新 93 条と同等に）	
３　前２項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。	３　前２項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。	**（３）　（１）又は（２）の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。**	（３）多数説に基づき、善意無過失に変更。 →　被害者的立場にある当事者を保護する必要性が高いので、第三者は原則どおり「善意無過失」。	
		４　意思表示の効力発生時期等（民法第 97 条関係） 民法第 97 条の規律を次のように改めるものとする。	（２）★★★ １表白、２発信、３到達（相手方が了知可能な状態となること＝相手方の勢力範囲（支配圏）内に置かれたこと）４了知というプロセスにおいて、３の到達主義が採用されているところ。３の具体例として、相手方の郵便受けに入れられた場合や、同居者がこれを受領した場合などがある。	66A 79-3
第 97 条　隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。	第 97 条　意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。	**（１）　意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。**	（１）表現の見直し →　「隔地者」を削除	
（新設）	２　相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達すること	**（２）　相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達するこ**	（２）判例を前提とした規律の新設 →　相当の手配を講じず（大判昭和 11 年	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	を妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。	**とを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。**	２月 14 日）留置期間経過（最判平成 10 年６月 11 日） →　相手方自身が到達をを妨げている場合、当事者間の公平の観点から、到達主義を採用した趣旨に反する。 →　相手方の行為態様によっては、「到達」という客観的状態が生じていなくても、到達の効果をも認めるべき。 →　「正当な理由」とは、たとえば、「突然全く面識のない弁護士から内容証明郵便が送付されてきた場合など、内容を推知することができない」とき（最判平成 10 年６月 11 日調査官解説）など。	
２　隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。	３　意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。	**（３）　意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。**	（３）表現の見直し →　「隔地者」を削除、「喪失」を「制限」に変更。	
		５　意思表示の受領能力（民法第 98 条の２関係） 民法第 98 条の２の規律を次のように改めるものとする。		66A
第 98 条の２　　意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。	第 98 条の２　意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。 一　相手方の法定代理人 二　意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方	**意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。** **（１）相手方の法定代理人** **（２）意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方**	意思能力の明文化に伴い、妥当な解釈を明文化。	
		第４　代理 **１　代理行為の瑕疵－原則（民法第 101 条第１項関係）** 民法第 101 条第１項の規律を次のように改めるものとする。	（２）★★ 現 101 条１項の対象 １　代理人がした意思表示の効力が、意思の不存在、詐欺、強迫によって影響を受けるべき場合。 ２　代理人がした意思表示の効力が、ある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合。 ３　相手方がした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合。 →　代理人が相手方に詐欺をした場合における相手方の意思表示についても現 101 条１項を適用するとした判例があった。	66A
第 101 条　意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。	第101条　代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。	**（１）　代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。**	→　（１）を代理人のする意思表示、（２）を相手方のする意思表示に関する規律として整理。	
２　（略）				
（新設）	２　相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示	**（２）　相手方が代理人に対してした意思表示の効力が、意思**	（２）判例変更（×大判明治 39 年３月 31 日）	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。	**表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。**	→　代理人が相手方に詐欺をした場合における相手方の意思表示は、新101条１項２項とも適用されず、単純に新96条の問題として処理することになる。	
第101条　（略） ２　特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従ってその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。	第101条　（略） ２　（略） ３　特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。	**２　代理行為の瑕疵－例外（民法第101条第２項関係）** 民法第101条第２項の規律を次のように改めるものとする。 **特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。**	判例明文化（大判明治41年６月10日） →　「本人の指図」不要	66A
第102条　代理人は、行為能力者であることを要しない。	第102条　制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。	**３　代理人の行為能力（民法第102条関係）** 民法第102条の規律を次のように改めるものとする。 **制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。**	**★★★** 現行法では、本人の保護という制限行為能力制度の目的が十分に達せられないおそれがある。 →　とりわけ、法定代理人は本人が選任したわけではないので、本人保護の要請大。 →　代理人のした行為であっても、取り消すことができる場合（以下の例１～３）を設ける。 例１　妻が被後見人で、夫が後見人のケースにおいて、夫も被後見人となった場合。 例２　未成年者の親権者が被保佐人であった場合。 例３　１の類似ケースとして、被後見人の後見人であった司法書士が被後見人となった場合。	66A 79-3
		（注１）民法第13条第１項に掲げる行為（被保佐人がその保佐人の同意を得なければならない行為）に次の行為を加えるものとする。		
（参考） 第13条　被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第９条ただし書に規定する行為については、この限りでない。 一～九　（略） （新設）	（参考） 第13条　被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第９条ただし書に規定する行為については、この限りでない。 一～九　（略） 一〇　前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第17条第１項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。	**民法第13条第１項に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。**	→　被保佐人の行為も取り消すことが可能となる。	
２～４　（略）	２～４　（略）	（注２）　民法第120条第１項の規律を次のように改めるものとする。		
（参考） 第120条　行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる	（参考） 第120条　行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他	**行為能力者の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行**	→　取消権者についての手当て	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
者に限り、取り消すことができる。 2　（略）	の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。 2　（略）	**為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。**		
第105条　代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。 2　代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。	（削除）	**4　復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係）** 民法第105条を削除するものとする。	★★★ 復代理人を選任したときに代理人の責任が軽減されるのはおかしいという問題意識に基づく削除 →　例えば、物の引渡債権の取立てを有償で委任された任意代理人（受任者）が復代理人（復受任者）を適法に選任したところ、その復代理人が債務者から取り立てた物を不注意で紛失してしまった（復代理人は無資力）という場合など。 →　今後は、債務不履行等の一般原則によって利害調整を図ることになる。	66A
第108条　同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。	第108条　同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。	**5　自己契約及び双方代理等（民法第108条関係）** 民法第108条の規律を次のように改めるものとする。 **（1）　同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。**	（1）判例明文化（最判昭和47年4月4日） →　効果が無権代理であることを明示。 →　現113条（追認）、現114条（催告）、新117条（責任追及）の適用あり。	66A
（新設）	2　前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。	**（2）（1）本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。**	（2）判例明文化（大判昭和7年6月6日） →　形式的には自己契約及び双方代理に該当しない行為であっても、代理人と本人との利益が相反する行為については、本規律が及ぶ。 →　今までどおり、外形的・客観的に考察する。 →　実質的な利益相反は、下記6（代理権の濫用）の問題となり得る場合がある。 →　ただし書きにつき、「あらかじめ許諾した行為」のみに限定しているのは、債務の履行＝本人に不利益とはならないという点に着目し、本人に不利益な行為でなければ、そもそも利益相反に当たらないため。	
（新設）	第107条　代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。	**6　代理権の濫用** 代理権の濫用について、次のような規律を設けるものとする。 **代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。**	★★★ 現93条類推により無効とする判例 →　意思表示自体には何ら問題はなく、心裡留保に類似する状況にあるとはいい難いという批判。 判例変更（×最判昭和42年4月20日） →　要件は、現93条と同じ。 →　効果は、無権代理とみなすこととした。 →　現113条（追認）、現114条（催告）、新117条（責任追及）の適用あり。 →　相手方の「知り、知ることができたとき」の主張立証責任は、代理権を否定する側の本人。	66A
		7　代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係） 民法第109条の規律を次のように改めるものとする。		66A 79-3

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
第 109 条　第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。	第109条　第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。	（１）　第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。（民法第 109 条と同文）		
（新設）	2　第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。	**（２）　第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば（１）の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。**	（２）判例明文化（最判昭和 45 年７月 28 日） →　新 109 条と新 110 条の重畳適用可を明示	
		８　代理権消滅後の表見代理（民法第 112 条関係） 民法第 112 条の規律を次のように改めるものとする。		66A 79-3
第 112 条　代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。	第112条　他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。	**（１）　他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。**	（１）本条の「善意」が、「過去に存在した代理権が代理行為の前に消滅したことを知らなかったこと」という意味であることを「代理権消滅の事実」とすることで明示。 →　「代理行為の時に代理権が存在しなかったことを知らなかったこと」ではない。	
（新設）	2　他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。	**（２）　他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に　その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば（１）の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。**	（２）判例明文化（大連判昭和 19 年 12 月 22 日）（最判昭和 32 年 11 月 29 日） →　新 112 条と新 110 条の重畳適用可を明示	
		９　無権代理人の責任（民法第 117 条関係） 民法第 117 条の規律を次のように改めるものとする。	（２）★★★ 判例は、無権代理人に無過失責任という重い責任を課していることとのバランスを考慮して相手方の無過失を要求している。	66A
第 117 条　他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。	第117条　他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。	**（１）　他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。**	（１）表現の見直し →　立証責任が無権代理人にあることを明らかにした。	
2　前項の規定は、他人の代理	2　前項の規定は、次に掲げる場	**（２）　（１）の規定は、次に掲げ**	（２）イ　判例変更（×最判昭和 62 年７	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかったとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったときは、適用しない。	合には、適用しない。	**る場合には、適用しない。**	月7日）	
(新設)	一　他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。	**ア　他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。**		
(新設)	二　他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。	**イ　他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。**	→　無権代理人悪意のときは、ただし書きで、相手方の無過失を除外（無権代理人を保護する必要性が減少するため）。 →　無権代理人の責任を問われた代理人としては、相手方に過失があることを主張立証すれば差し当たりの免責要件としては十分であるが、過失があることを主張立証された相手方が無権代理人の悪意を主張立証すれば、無権代理人の責任が認められることになる。 ⇒　無権代理人が責任を負う範囲が拡大される。	
(新設)	三　他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。	**ウ　他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったとき。**		
		第5　無効及び取消し **1　法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果** 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果について、次のような規律を設けるものとする。	★★★ 今までは、現703条及び現704条を適用するしかなかったが、その適用を否定する裁判例も多かった。	66A 79-3 88-2
(参考) 第703条　法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。 第704条　悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。				
(新設)	第121条の2　無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。	**（1）無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。**	（1）原則として、給付を受けた者は相手方に対する原状回復義務あり →　相互に相手方をその法律行為が存在しなかったのと同様の状態に復させることが原則。 →　有償契約においては、原物返還が不可能になった場合でも原状回復義務を免れず、価額で償還しなければならない。 →　利息については依然解釈による。（解除と異なり、無効・取消しの原因は様々であるから。）	
(新設)	2　前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）	**（2）（1）の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に民法第121条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができ**	（2）無償行為について、当時、相手方善意であれば、現存利益の範囲に限定。 →　有償契約は、給付受領者が反対給付を履行することなくして受領した給付を自己の物として保持することはできないので、限定しない。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。	**るものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。**		
（新設）	3　第1項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。	**（3）（1）の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。**	（3）意思無能力者は、現存利益の範囲に限定 →　現121条ただし書き（制限行為能力者の保護）と同趣旨。これにあわせて現121条のただし書き削除。	
（参考） 第121条　取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。	第121条　取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。			
		2　追認の効果（民法第122条関係） 民法第122条ただし書を削除するものとする。		66A
第122条　取り消すことができる行為は、第120条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。	第122条　取り消すことができる行為は、第120条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。		適用例が見当たらないため	
		3　取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係） 民法第124条の規律を次のように改めるものとする。	125条について、★★ →　判例は、法定追認においては、取消権者が取消権の存在を知っていることを要しないとしていた。	66A
第124条　追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。	第124条　取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。	**（1）取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。**	（1）判例明文化（大判大正5年12月28日） →　（1）が現・新125条の法定追認にもかかる規律となるのであれば、現125条の判例（大判大正12年6月11日）も変更となるものと解される。当初は判例変更が意図されていたものの、要綱案の段階で、「（現125条に関する）判例まで明示的に否定する趣旨ではない」とされた。 →　現125条の判例（大判大正12年6月11日）の判例変更と解すれば、相手方の信頼保護から取消権者の保護につながる。	
（参考） 第125条　前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。 一～五　（略）	第125条　追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。 一～五　（略）			
2　成年後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。	（削除）		→　（1）の判例明文化（大判大正5年12月28日）のもとでは、現124条2項は新124条1項に吸収されるため、削除	
3　前二項の規定は、法定代理人又は制限能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。 （新設）	2　次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。 一　法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人	**（2）次に掲げる場合には、（1）の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。** **ア　法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助**		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	が追認をするとき。 二　制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。	**人が追認をするとき。** **イ 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。**	（２）イは、今まで疑義のあった点を明確化	
(新設)		**第６　条件及び期限** **１　効力始期の新設及び期限の概念の整理** **（１）　効力始期の新設** 効力始期について、次のような規律を設けるものとする。	★★ 現 135 条１項の「始期」は効力が既に生じており、期限の到来時に請求権が発生する「請求始期」であるものの、同条２項の「終期」は期限の到来時に法律行為の効力が終了する「効力終期」であるというように、請求できる時期と効力の生じる時期が曖昧になっている。	66A 79-3
(参考) 第 135 条　法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。 ２　法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。				
	【条文案なし（条文化されず）】	**ア　法律行為に効力始期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に生ずる。**	→　期限の到来時に効力が発生する「効力始期（将来到来することが確実な事実に法律行為の効力の発生を係らしめること）」を新設 →　条件にも、「効力」と「請求」という関係の問題があり、現行法下の停止条件、解除条件は効力に関するものであり、「請求条件」に関する規律が欠いている状態だが、実務上の要請乏しく、複雑になるため、見送り	
	【条文案なし（条文化されず）】	**イ　民法第 128 条及び第 129 条の規定は、効力始期について準用する。**	→　「効力始期」であっても、効力始期の到来により権利を得るものは事前に権利の処分可（期限到来時にその法律行為によって得るべき利益を害することは認められるべきではないから。） →　現 136 条、現 137 条は文言上「債務者」とされているから「請求始期」を前提とすべきものであり、契約について付された場合にそれがどちらの当事者の利益のためのものかを判断し、かつ、その放棄を認めることが難しいため、「効力始期」に適用なし。	
(参考) 第 128 条　条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。 第 129 条　条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる。 第 136 条　期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。 ２　期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。 第 137 条　次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。一～三（略９				

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	【条文案なし（条文化されず）】	**（２）期限の概念の整理** 民法第 135 条第１項の規律を次のように改めるものとする。 **法律行為に請求始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。**	→　今までの「始期」を「請求始期（将来到来することが確実な事実に法律行為の履行の請求を可能とすることを係らしめること）」とする。	
第 130 条　（略） （新設）	第 130 条　（略） ２　条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。	**２　不正な条件成就** 不正な条件成就について、次のような規律を設けるものとする。 **条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。**	条件の成就によって利益を受ける当事者が当事者間で想定されていなかった方法を使って条件成就したことに関する判例明文化（最判平成６年５月 31 日）。 →　「不正」とは、「故意に条件を付した趣旨に反して」という意味	66A 79-3
第 166 条　消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。 （新設）	第 166 条　債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 一　債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき。	**第７　消滅時効** **１　債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点** 民法第 166 条第１項及び第 167 条第１項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。 **債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。** **（１）　債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき。**	★★★ 消滅時効の「期間」の変更 →　時効期間を統一する必要性 →　債権者の権利行使の機会を確保し、法律関係の早期安定を図る。 →　主観的起算点からは「５年」 消滅時効の「起算点」の変更 →　主観的起算点の追加 →　「知った時」は「債務者を知る」ことも含む。 →　債務者の現実的な権利行使の機会を確保。 →　現 724 条前段の起算点と同趣旨。 →　具体的には、「債権者が当該債権の発生と履行期の到来を現実に認識した時」であり、債権者が当該債権の発生を基礎づける事実を現実に認識することを要し、当該債権の法的評価（たとえば債務不履行の要件を充足するなど）については、「一般人」の判断が基準となる。	63 69A 78A 80-3
（新設）	二　権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。	**（２）　権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。**	→　本規律の客観的起算点と（１）の主観的起算点とが一致するもの ・　「確定期限の定めのある債権」 ・　「期限の定めのない債権」（ただし、賃料債権等、相当期間経過したことを知った時等を起算点とするものは除く。） ・「事務管理に基づく費用償還請求権」（事務管理の成立の時が起算点となり、成立の時点で債権者は成立を知っていることになるから。） →　本規律の客観的起算点と（１）の主観的起算点とが異なりうるもの ・　「不確定期限付き債権」 ・　「条件付き債権」 ・　「期限の定めのない債権」のうち、賃料債権等、相当期間経過したことを知った時等を起算点とするもの。 ・　「契約に基づく債務不履行の損害賠	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			償請求権」（本来の債務の履行を請求することができることを知った時が起算点であるから。） ・　「金融商品の取引における債務不履行の損害賠償請求権」（損害の確定時から起算されるとは限らず、当該事案における債権者の具体的権利行使の可能性を考慮して起算点を判断することになるから。） ・　「雇用契約上の安全配慮義務違反の損害賠償請求権」（損害発生の事実を知ったのみではなく、一般人にとって債務不履行に該当するか否かの判断が可能な程度に事実を知ったか、債権者の具体的権利行使の可能性を考慮して起算点を判断することになるから。） ・　「不当利得返還請求権」（原則として債権者が不当利得返還請求権の発生を知った時であり、過払いなどでは、不当利得返還請求権を行使することができるか否かの判断が可能な程度に事実を知ったと言えるか、債権者の具体的権利行使の可能性をも考慮して起算点を判断することになるから。）	
３　（略）	２　（略）			
第 167 条　債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。 ２　（略）	（削除）			
（参考）（商法） 第 522 条　商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、５年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に５年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。	（削除）	（注）この改正に伴い、商法第 522 条を削除するものとする。	→　適用範囲が不明確という問題 →　上記（１）により存在意義乏しくなる。	
（参考） 第 174 条の２　確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した判決についても、同様とする。 ２　前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。	第 169 条　確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した判決についても、同様とする。 ２　前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。		現 174 条の２は維持（新 169 条）	
		２　定期金債権等の消滅時効 **（１）　定期金債権の消滅時効** 民法第 168 条第１項前段の規律を次のように改めるものとする。	★★ 現行法の「第１回の弁済期から 20 年間」において、１度でも弁済された後に弁済されなくなった場合の解釈に疑義ある状態。原則に主観的起算点を導入することにより、改正の必要性が生じた。	69A 80-3
第 168 条　定期金の債権は、第１回の弁済期から 20 年間行使しないときは、消滅する。 （以下略）	第 168 条　定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。	**定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。**		
（新設）	一　債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から 10 年間行使しないとき。	**ア　債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から 10 年間行使しないと**	（１）特則として、新たに別の起算点及び時効期間を導入。支分権を発生させつつ、長期間にわたり存続するという性質に鑑み時効期間を長期に。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		き。		
（新設）	二　前号に規定する各債権を行使することができる時から 20 年間行使しないとき。	**イ　アに規定する各債権を行使することができる時から 20 年間行使しないとき。**	→　現行法の原則 10 年が２倍となるので、同様に２倍に伸長。	
第 168 条　…　最後の弁済期から 10 年間行使しないときも、同様とする。 ２　（略）	（削除） ２　（略）	（２）　民法第 168 条第１項後段を削除するものとする。	（２）基本権とは別に支分権についての時効期間を注意的に定めたもので、独自の意義がないとの指摘	
第 169 条　年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、５年間行使しないときは、消滅する。	（削除）	（３）　民法第 169 条を削除するものとする。	（３）マンション管理費などが該当していたが、消滅時効期間を５年とする原則規定に吸収されるので、廃止。	
		３　職業別の短期消滅時効等の廃止 民法第170条から第174条までを削除するものとする。	★★★	69A
第 170 条　次に掲げる債権は、３年間行使しないときは、消滅する。ただし、第２号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。 一　医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権 二　工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権	（削除）		→　本来は、日常頻繁・少額・領収書発行されないことも多い類型の法律関係を早期に確定させる趣旨だったが、そもそも職業蔑視につながり、今となっては時代にそぐわず区別の合理的理由も見いだせないため廃止。 →　現代は契約が多様化・複雑化しているので、債権の類型に応じて新たに時効期間を分けるという方針は採用せず。 →　消滅時効についての一般原則が適用（いずれも契約による債権なので、事実上起算点変わらず、時効期間５年となる。） →　特別法の短期消滅時効は廃止されない。（労基法の賃金債権など）	
第 171 条　弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から３年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。	（削除）			
第 172 条　弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から２年間行使しないときは、消滅する。 ２　前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から５年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。	（削除）			
第 173 条　次に掲げる債権は、２年間行使しないときは、消滅する。 一　生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権 二　自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権 三　学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権	（削除）			
第 174 条　次に掲げる債権は、１年間行使しないときは、消滅する。 一　月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権 二　自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又は	（削除）			

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
その供給した物の代価に係る債権 三　運送賃に係る債権 四　旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権 五　動産の損料に係る債権				
		4　不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係） 民法第724条の規律を次のように改めるものとする。	（2）★★★ 現724条後段の「20年間」は、除斥期間とされていた。（除斥期間は、中断や停止がなく、当事者の援用なくても裁判所が判断可。信義則違反や権利濫用にもあたらない。） →　著しく正義・公平の理念に反し、被害者にとって酷な場合があり得るとの批判	63 69A 78A 80-3
第724条　不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。	第724条　不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。	**不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。**		
	一　被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。	**（1）　被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。**	（1）結果的に、一般原則の消滅時効期間よりも短くなる。 →　そもそも短期が設けられたのは、加害者の不安定な立場を保護する趣旨なので、問題なし。	
	二　不法行為の時から20年間行使しないとき。	**（2）　不法行為の時から20年間行使しないとき。**	（2）判例変更（×最判平成元年12月21日） →　除斥期間ではなく、時効期間とする。 →　被害者救済の観点。 ⇒　時効の完成猶予や更新が可能となる。	
		5　生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権について、次のような規律を設けるものとする。	★★★ 本規律は上記4の重要な特則（生命・身体は重要な法益だから）。 →　不法行為による損害賠償請求だけでなく、債務不履行による損害賠償請求も含む。 →　債権者側・債務者側双方の利害を考慮。 →　労働契約における安全配慮義務違反の事案で、債務不履行の損害賠償請求に影響。 ⇒　労働契約における安全配慮義務違反の事案につき、時効期間によって法律構成を変える必要がなくなる。	63 69A 78A
（新設）	第724条の2　人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。	**（1）　人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての4（1）の規定の適用については、4（1）中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。**	（1）債務不履行は短期化。不法行為は長期化。	
（新設）	第167条　人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。	**（2）　人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての1（2）の規定の適用については、1（2）中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。**	（2）債務不履行は長期化、不法行為は期間変わらず（ただし、除斥期間が時効期間となる）。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		6　時効の完成猶予及び更新	★★★	69A 80-3 83-2
		時効の中断事由（民法第147条ほか）及び停止事由について、同法第158条から第160条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。	【ポイント】 ①　現行法の「停止」が「完成猶予」に、「中断」が「更新」に変更。 ②　訴えの取下等の効力 ③　保全等の効力 ④　協議による完成猶予の制度	
		（1）　裁判上の請求等		
第147条　時効は、次に掲げる事由によって中断する。	第147条　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。	**ア　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。**	ア　完成猶予 訴えの却下又は取下げ等があっても、6か月は時効の完成が猶予されることになる。 ⇒　基本的な考え方として、手続中は「完成猶予」	
一　請求	一　裁判上の請求	**(ｱ)　裁判上の請求**	裁判上の催告につき、判例明文化（破産申立てを取り下げた場合につき、最判昭和45年9月10日） →　見解は分かれているが、権利の満足に向けた手続であり、権利行使の意思が包含されていると考える。 →　訴えの提起を「裁判上の催告」と解することによって、現153条の催告としての時効中断効を与えていた。	
（新設）	二　支払督促	**(ｲ)　支払督促**		
（新設）	三　民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）若しくは家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停	**(ｳ)　民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）若しくは家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停**		
（新設）	四　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加	**(ｴ)　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加**		
二～三　（略）				
第157条　中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。 2　裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。	2　前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。	**イ　アの場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、アの(ｱ)から(ｴ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。**	イ　更新 破産・再生・更正の場合における「権利が確定」＝手続終了時 ⇒　基本的な考え方として、確定したら「更新」	
第149条　裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。	（削除）		アに伴い、現149条から現152条は廃止	
第150条　支払督促は、債権者が民事訴訟法第392条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。	（削除）			
第151条　和解の申立て又は民事調停法（昭和26年法律第222号）若しくは家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、1箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。	（削除）			
第152条　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下さ	（削除）			

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
れたときは、時効の中断の効力を生じない。				
		（２）　強制執行等		
第147条　時効は、次に掲げる事由によって中断する。 一　（略）	第148条　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から６箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。	**ア　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から６箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。**	ア　完成猶予 強制執行を取り下げても、６か月は時効の完成が猶予されることになる。 ⇒　基本的な考え方として、手続中は「完成猶予」。	
二　差押え、仮差押え又は仮処分	一　強制執行	**(ｱ)　強制執行**		
（新設）	二　担保権の実行	**(ｲ)　担保権の実行**		
（新設）	三　民事執行法（昭和54年法律第４号）第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売	**(ｳ)　民事執行法（昭和54年法律第４号）第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売**	（ウ）疑義のあったものを明確化	
（新設）	四　民事執行法第196条に規定する財産開示手続	**(ｴ)　民事執行法第196条に規定する財産開示手続**	（エ）疑義のあったものを明確化 →　財産開示手続は、権利の実現に向けられた手続であり、仮差押えや仮処分のような手続の暫定性はないので、差押えと同列に扱う。	
（新設）	２　前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。	**イ　アの場合には、時効は、アの(ｱ)から(ｴ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。**	イ　更新	
三　（略）				
		（３）　仮差押え等		
第147条　時効は、次に掲げる事由によって中断する。 一　（略）	第149条　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から６箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	**次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から６箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。**	（３）仮差押え、仮処分の効果は完成猶予のみ（更新はない）。 →　手続の暫定性に鑑みる。 →　保全登記の効力については依然解釈による。	
二　差押え、仮差押え又は仮処分	一　仮差押え	**ア　仮差押え**		
（新設）	二　仮処分	**イ　仮処分**		
三　（略）				
第154条　差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。			（２）ア及び（３）に伴い、現154条は廃止。	
		（４）　強制執行等及び仮差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力		
第155条　差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。	第154条　第148条第１項各号又は第149条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第148条又は第149条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。	**（２）アの(ｱ)から(ｴ)まで又は（３）のア若しくはイに掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、（２）ア又は（３）の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。**	（４）現155条と同旨	
		（５）　承認		
第147条　時効は、次に掲げる事由によって中断する。 一～二　（略） 三　承認	第152条　時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。	**ア　時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。**	（５）ア　一般的な理解を明文化	
第156条　時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。	２　前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。	**イ　アの承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。**	（５）イ　現156条と同旨	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
第 153 条　催告は、６箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。	第 150 条　催告があったときは、その時から６箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	**（６）　催告** **ア　催告があったときは、その時から６箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。**	（６）ア　現 153 条を整理 →　実質維持し、「中断」ではなく、完成猶予に再構成。	
（新設）	２　催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。	**イ　催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有しない。**	（６）イ　判例明文化（大判大正８年６月 30 日）	
第 161 条　時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から２週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	第 161 条　時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第 147 条第１項各号又は第 148 条第１項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から３箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	**（７）　天災等による時効の完成猶予** **時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため（１）アの(ｱ)から(ｴ)まで又は（２）アの(ｱ)から(ｴ)までに掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から３箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。**	（７）現 161 条を変更 →　「２週間」から「３か月」に →　現 158 条から現 160 条までは、障害が止んでも権利行使するまでに相当期間を要する場合があるので「６か月」だが、天災等は障害が止めば比較的速やかに権利行使できるから。	
（参考） 第 158 条　時効の期間の満了前６箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から６箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。 ２　未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から６箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。 第 159 条　夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から６箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 第 160 条　相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から６箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。				
（新設）	第 151 条　権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。	**（８）　協議による時効の完成猶予** **ア　権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。**	（８）新たな制度 →　協議継続中は、権利者が権利行使を怠っているとはいえないし、義務者も権利者が強硬な手段に出ないだろうと期待している。 →　債務者が承認はできないが、債権内容について協議には応じるというときに書面で合意すれば、完成猶予の効果が生じる。 →　協議を行う期間につき定めがない場	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			合は、下記（ア）と（ウ）のいずれか早い時まで。1年以上の協議を行う期間の定めがある場合は、下記（ア）と（ウ）のいずれか早い時まで。1年未満の協議を行う期間の定めがある場合は、下記（イ）と（ウ）のいずれか早い時まで。 ⇒　時効中断を目的とする訴訟が減少する。	
（新設）	一　その合意があった時から1年を経過した時	**(ｱ)　その合意があった時から1年を経過した時**	→　原則1年。	
（新設）	二　その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時	**(ｲ)　その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時**		
（新設）	三　当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時	**(ｳ)　当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時**	→　ただし、一方が書面で協議拒絶の通知をするとそこから6か月で時効完成	
（新設）	4　第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。	**イ　アの合意その内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、ア、ウ及びエの規定を適用する。**		
（新設）	2　前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。	**ウ　アの規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度のアの合意は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。**	→　再合意による伸長は可能であるが、最長5年（5年を経過しても協議が調わなければ自発的な紛争解決の見込みは薄いから）。	
（新設）	3　催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。	**エ　催告によって時効の完成が猶予されている間にされたアの合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。アの規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。**	エ　（6）の催告期間中に（8）の協議で完成を猶予させることは不可。（8）の協議中に（6）の催告で完成を猶予させることは不可。 ⇒　催告と協議の併用は困難。	
（新設）	5　前項の規定は、第1項第3号の通知について準用する。	**オ　イの規定は、ア（ウ）の通知について準用する。**		
		7　時効の援用 消滅時効について、民法第145条の規律を次のように改めるものとする。	当事者についての判例明文化	69A 80-3
第145条　時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。	第145条　時効は、当事者（消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。	**時効は、当事者（消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。**	（当事者に該当する例として、保証人につき大判昭和8年10月13日、連帯保証人につき大判昭和7年6月21日、物上保証人につき最判昭和43年9月26日、抵当不動産の第三取得者につき最判昭和48年12月14日、売買予約の仮登記に遅れる抵当権者最判平成2年6月5日、仮登記担保の設定された不動産の第三取得者につき最判平成4年3月19日、詐害行為の受益者につき最判平成10年6月22日） （当事者に該当しない例として、一般債権者につき大判大正8年7月4日、後順位抵当権者につき最判平成11年10月	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			21日） →　「権利の消滅につき直接利益を受ける者」という基準は曖昧なので文言として用いず。	
第400条　債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。	第400条　債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。	**第８　債権の目的（法定利率を除く。）** **１　特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）** 民法第400条の規律を次のように改めるものとする。 **債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。**	★ 付加された用語の趣旨は「契約の内容（契約書の記載内容等）のみならず、契約の性質（有償か無償かを含む）、当事者が契約をした目的、契約の締結に至る経緯を始めとする契約をめぐる一切の事情等を考慮し、取引通念をも勘案して、評価、認定される契約の趣旨」という意味。 ⇒　本規律の「善管注意義務」は、契約の文言等の客観的事情のみで定まるものではないことに注意！ →　現行法下と同じく任意規定	68A 79-3
第410条　債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。 ２　選択権を有しない当事者の過失によって給付が不能となったときは、前項の規定は、適用しない。	第410条　債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。 （削除）	**２　選択債権（民法第410条関係）** 民法第410条の規律を次のように改めるものとする。 **債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。**	★★ 現行法は、原則、残存債権のみ。選択権を有しない当事者の場合に例外規定（不能債権（損害賠償・解除）を選択可）。 →　当事者双方無過失の場合も選択権者の選択権を維持しておくべきとの批判 →　選択権者に過失有の場合は残存債権のみとし、それ以外（当事者双方無過失含む）は、残存債権か、不能債権（損害賠償・解除）かを選択可とした。 →　原始的不能と後発的不能との区別は廃止。	68A
第404条　利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年５分とする。	第404条　利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。	**第９　法定利率** **１　変動制による法定利率（民法第404条関係）** 民法第404条の規律を次のように改めるものとする。 **（１）利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。**	★★★ →　利息が生じた最初の時点の利率で固定	74B 77B 81B 82-2
（新設）	２　法定利率は、年３パーセントとする。	**（２）法定利率は、年３パーセントとする。**		
（新設）	３　前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、３年を１期とし、１期ごとに、次項の規定により変動するものとする。	**（３）（２）の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、３年を一期とし、一期ごとに、（４）の規定により変動するものとする。**	→　「３年ごと」とされた参考例として、固定資産税の「評価替え」がある。 ⇒　実際は、稀に利率が変わる固定金利と考える余地も。（同様の計算を過去の金利水準にあてはめると、1970年代以降、３回利率変更が生じた程度）	
（新設）	４　各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基	**（４）各期における法定利率は、この（４）の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この（４）において「直近変更**	→　３年ごとに、短期貸付の５年間の平均値を前期（前期で変更しなかった場合は最終変更期）の値と比較して、１％以上の差があれば変更。利率の値は、１％未満の端数は切り捨てて、整	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	準割合と当期における基準割合との差に相当する割合(その割合に１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。	**期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期の法定利率に加算し、又は減算した割合とする。**	数の値とする。 【変動の例】 →　基準割合（１期）０．７、（２期）１．１、（３期）０．５、（４期）１．３、（５期）１．０、（６期）１．７、（７期）２．０、（８期）１．５とした場合 以下のとおり。 ・（２期）－（１期）＝１未満なので、変動せず ・（３期）－（１期）＝１未満なので、変動せず ・（４期）－（１期）＝１未満なので、変動せず ・（５期）－（１期）＝１未満なので、変動せず ・（６期）－（１期）＝１以上なので、利率変動 ・（７期）－（６期）＝１未満なので、変動せず ・（８期）－（６期）＝１未満なので、変動せず　…	
(新設)	5　前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の６年前の年の１月から前々年の 12 月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が１年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を 60 で除して計算した割合(その割合に０・１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。	**（５）（４）に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の６年前の年の１月から前々年の 12 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が１年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を 60 で除して計算した割合（その割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。**		
(参考)商法 第 514 条　商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年６分とする。	(削除)	（注）この改正に伴い、商法第514条を削除するものとする。		
		２　金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則(民法第 419 条第１項関係) 民法第 419 条第１項の規律を次のように改めるものとする。		74B 81B 82-2 88-2
第 419 条　金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。 ２～３　(略)	第419条　金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。 ２～３　(略)	**金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。**	変動制が採用されたため、確認的に損賠賠償をする利率の発生する時点を明示した。	
		３　中間利息控除 中間利息控除について、次のような規律を設けるものとする。	★★★	74B 81B 82-2 84-3
(新設)	第417条の２　将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生	**（１）将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請**	判例明文化（？）（最判平成 17 年６月 14 日） →　中間利息控除には、民法所定の法定利率を用いるべきであるとしたもの。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	じた時点における法定利率により、これをする。	**求権が生じた時点における法定利率により、これをする。**		
（新設）	2　将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。	**（2）将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、（1）と同様とする。**		
		第10　履行請求権等 **1　履行の不能** 履行の不能について、次のような規律を設けるものとする。	異論のない基本的ルールを明文化	68A 79-3 83-2
（新設）	第412条の2　債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。	**債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。**	→　任意規定 →　明文化されていないが、「債権者は債務者に対して、その債務の履行を請求することができる」という原則が大前提。 →　「不能であるとき」という表現を用いて、原始的不能と後発的不能とを区別しないことを示している。 →　不能が債務者の責めに帰すべきものであれば、債務者は履行に代わる損害賠償債務を負担し、債務者の責めに帰することができないものであれば、債務者は反対給付を受ける権利を失う。 （ただし、債権者の責めに帰すべきものであるときは、なお反対給付を受ける権利を有する。）	
（新設）	2（略）		第26の2参照	
		2　履行の強制（民法第414条関係） **（1）　民法第414条第1項関係** 民法第414条第1項の規律を次のように改めるものとする。		68A 79-3 82-2
第414条　債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。	第414条　債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。	**債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。**	（1）表現の見直し →　直接強制に限られないことを明示	
2　債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。 3　不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。 4　前3項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。	（削除） 2　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。	**（2）　民法第414条第2項・第3項関係** 民法第414条第2項及び第3項を削除するものとする。 （注）この改正に伴い、民事執行	（2）2項と3項は、民事執行法に一元的に規律。 →　代替執行や意思表示の擬制は民事執行法に置いた方が民法と民事執行法の役割分担が明確になる。 4項は、維持する。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
（民事執行法） 第171条　民法第414条第２項本文又は第３項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。 ２～６　（略）	（略）	法第 171 条等について所要の修正をするものとする。		
第 415 条　債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。	第415条　債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。	**第 11　債務不履行による損害賠償** **1　債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第 415 条関係）** 民法第 415 条の規律を次のように改めるものとする。 **債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。**	★★★ 債務不履行と履行不能の抗弁を明確化 免責事由の立証責任を明確化 →　いずれも「～債務者の責め」でないことを債務者が証明すれば責任を免れる。 →　任意規定 ⇒　履行請求に対し、履行ができない理由が「債務者の責めに帰することができない事由」によるものであることが抗弁であることは変わりないが、条文が整理され、明文化されたことで、その根拠が明確になったと評価できる。 ⇒　損害賠償請求権の有無が変わるというような実務の変更はないと思われる。	68A 79-3 83-2
（新設）	２（略）		→　下記２参照	
（新設）	第 415 条　（略） ２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。	**2　債務の履行に代わる損害賠償の要件** 債務の履行に代わる損害賠償の要件について、次のような規律を設けるものとする。 **１の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。**	債務の履行に代わる損害賠償＝填補賠償 →　（３）前段以外のいずれの場合も、解除せずに損害賠償請求可 →　交換契約でこちらの債務を履行したい場合、継続的供給契約で不履行部分のみを問題とする場合などに実益あり。 →　債権者が填補賠償をした場合であっても、本来の履行を請求できるか否かは依然解釈。	68A 79-3 82-2
（新設）	一　債務の履行が不能であるとき。	**（１）　債務の履行が不能であるとき。**	（１）判例明文化（最判昭和 30 年４月 19 日）	
（新設）	二　債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。	**（２）　債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。**	（２）判例明文化（東京地判昭和 34 年６月５日）	
（新設）	三　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。	**（３）　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。**	⇒　（３）前段は、当然の規律。 （３）後段につき、判例明文化（大判大正４年６月 12 日）	
第 412 条　（略） ２　債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したこと	第 412 条　（略） ２債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の	**3　不確定期限における履行遅滞（民法第 412 条第２項関係）** 民法第 412 条第２項の規律を次のように改めるものとする。 **債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請**	確立した解釈を明文化 →　債務者が期限の到来を知らずに、債権者から請求を受けた場合	68A

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
を知った時から遅滞の責任を負う。 3　（略）	請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。 3　（略）	**求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。**	→　そもそも現行法は、債権者から請求を受けなかったときでも、期限の到来を知ったときは～という規律。	
		4　履行遅滞中の履行不能 履行遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。		68A 79-3 83-2
（新設）	第413条の２　債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。	**債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。**	判例明文化（大判明治 39 年 10 月 29 日） →　第 11 の１のただし書きで、抗弁事由が明確化されるので、例外となる４について明文化しておく必要あり。 →　履行遅滞中に、債権者の責めによって履行不能となった場合は債務者の責めにするのは相当でない。 →　履行遅滞中に、債務者に責めによって履行不能となった場合はあえて規律する必要がない。	
（新設）	2　（略）		→　第 14 の４（受領遅滞中の履行不能）参照	
		5　代償請求権 代償請求権について、次のような規律を設けるものとする。	たとえば、第三者に対して有する損賠賠償請求権、保険金として受領した金銭、保険金請求権など。	68A
（新設）	第 422 条の２　債務者が、その債務の履行が不能となったのと同一の原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。	**債務者が、その債務の履行が不能となったのと同一の原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度で、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。**	判例明文化（最判昭和 41 年 12 月 23 日） →　債権者は、代償請求権と填補賠償請求権の選択可。 →　債務不履行につき、債務者の責めに帰することができない事由があったとしても行使可（代償請求は行使できても、債務不履行の損害賠償は請求できないケースもあり得る。）。	
		6　損害賠償の範囲（民法第 416 条関係） 民法第 416 条の規律を次のように改めるものとする。	★★★	68A 79-3 82-2
第 416 条　債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。	第416条　債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。	（１）　債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。（民法第 416 条第１項と同文）		
2　特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。	2　特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。	**（２）　特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。**	（２）特別損害につき、「特別の事情によって生じた通常の損害」とする見解と「特別に生じた損害」とする見解とがある。 →　後者の立場に立って、明確化 →　損害賠償の範囲を適切かつ柔軟に画することができるから。 →　債務者が現に予見していたかどうかにかかわりなく、規範的な評価を問題とする趣旨 →　契約の締結後に債権者が債務者に対してある特別の事情が存在することを告げさえすればその特別の事情によって生じた損害が全て賠償の範囲に含まれるというのではなく、債務者が予見すべきであったと規範的に評価される特別の事情によって通常生ずべき損害のみが賠償の範囲に含まれる。	
		7　過失相殺（民法第 418 条関		68A

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		係） 民法第418条の規律を次のように改めるものとする。		
第418条　債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。	第418条　債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。	**債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。**	裁判例や確立した解釈を明文化（東京地判平成21年9月15日、同平成20年4月18日、同平成20年3月3日、同平成13年9月28日等参照）	
第420条　当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。 2～3　（略）	第420条　当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。 2～3　（略）	**8　賠償額の予定（民法第420条第1項関係）** 民法第420条第1項後段を削除するものとする。	**★★** 裁判所が公序良俗違反（新90条）により介入することはできるので、実務を大きく変える趣旨ではない。 ⇒　削除により、新90条の要件を満たさない場合であっても、裁判所が介入する運用とならないよう注視する必要がある。	68A 79-3
第541条　当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。	第541条　当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。	**第12　契約の解除** **1　催告解除の要件（民法第541条関係）** 民法第541条の規律を次のように改めるものとする。 **当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。**	**★** ただし書きにつき、判例明文化（大判昭和14年12月13日）（最判昭和36年11月21日） ⇒　「履行の催告」とは、不完全履行の場合の「履行の追完の催告」も含まれるのか（今後の解釈に委ねられる）。 →　「軽微」と「契約目的不達成（2（5）等参照）」とは異なる概念なので、催告解除はできるが、無催告解除はできないケースが生じ得る。 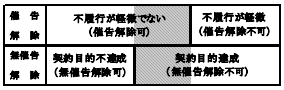 つまり、契約をした目的を達することができる場合であっても、催告をして相当期間が経過すれば契約の解除をすることができる場合がある。（最判昭和43年2月23日は維持） →　明文はなかったが、催告解除には、債務者の帰責事由が必要と解されていたが、その要件は不要となった。	68A 79-3
第542条　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。	第542条　次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。	**2　無催告解除の要件①（民法第542条・第543条関係）** 民法第542条及び第543条の規律を次のように改めるものとする。 **次に掲げる場合には、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。**	**★★★** 現543条ただし書きを削除し、債務者の帰責事由なくとも解除できることになった。（催告解除、無催告解除ともに） ⇒　債務者に帰責事由がない場合、損害賠償請求はできないが、解除はできることになる（自然災害時の契約に大きな影響）。	68A 82-2 83-2
第543条　履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事	一　債務の全部の履行が不能であるとき。	**（1）　債務の全部の履行が不能であるとき。**	（1）現543条に対応する規定	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
由によるものであるときは、この限りでない。				
(新設)	二　債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。	**（２）　債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。**	（２）現543条に対応する規定 →　本規律適用の要件として、履行不能と同程度に扱ってもよい程度の状況が必要。交渉過程で債務者が履行を拒絶する趣旨の発言をしただけでは要件を満たさない。	
(新設)	三　債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。	**（３）　債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。**	（３）現543条に対応する規定	
(新設)	四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。	**（４）　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。**	（４）現542条に対応する規定	
(新設)	五　前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。	**（５）　（１）から（４）までに掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が１の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。**	（５）（１）から（４）でカバーしきれない部分の受け皿規定 →　例えば、大型機材を用いたビルの清掃業務の委託契約において、債務者（法人）の従業員がその不注意によってビル内の人に大怪我を負わせてしまったような場合にビルオーナーからの解除をするようなケースが例として挙げられる。 →　債務の不履行そのものよりも契約目的不達成に着目	
	2　（略）		下記３参照	
		３　無催告解除の要件２（民法第542条・第543条関係） 無催告解除の要件について、次のような規律を設けるものとする。	★★★	83-2
	第542条　（略）			
(新設)	2　次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。	**次に掲げる場合には、債権者は、１の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。**		
(新設)	一　債務の一部の履行が不能であるとき。	**（１）　債務の一部の履行が不能であるとき。**	ただし、一部分のみを解消することが可能な程度に区分されていることが必要。	
(新設)	二　債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。	**（２）　債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。**		
(参考) 第536条(略)		**４　債権者に帰責事由がある場合の解除** 債権者に帰責事由がある場合の解除について、次のような規律を設けるものとする。		68A 79-3
2　債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。（以下略）	第543条　債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。	**債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、１から３までの規定による契約の解除をすることができない。**	現536条２項は、債権者の責めの帰すべき事由によるものであるときは、解除できないことを前提としており、当然の前提を明文化。	
		５　契約の解除の効果（民法第545条第２項関係） 民法第545条第２項の規律を次のように改めるものとする。		68A
第545条　当事者の一方がその解除権を行使したときは、	第545条　当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事			

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年 2 月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2　前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。	者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2　前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。	（1）　民法第 545 条第１項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 （民法第 545 条第２項と同文）		
（新設）	3　第１項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。	**（2）　民法第 545 条第１項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。**	金銭以外の物であれば、受領時以後生じた果実は返還しなくても良いという誤解を生じさせないため、明文化。	
3　（略）	4　（略）			
		6　解除権者の故意等による解除権の消滅（民法第 548 条関係） 民法第 548 条の規律を次のように改めるものとする。	★★	68A 83-2
第 548 条　解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。	第548条　解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。	**解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。**	本文「行為」を「故意」に。 →　「ただし書き」を設けたため、債権者が知っていた場合に限られることとなったので改正。 ⇒　理論上、解除できなかったケースでも解除でき得るようになる（実務上は稀か？）。	
2　契約の目的物が解除権を有する者の行為又は過失によらないで滅失し、又は損傷したときは、解除権は、消滅しない。	（削除）		→　１項の要件を充足しない場面のうちの一部を取り出したものに過ぎないため削除。	
		第 13　危険負担 **1　危険負担に関する規定の削除（民法第 534 条・第 535 条関係）**	★★★ 現在は、売買契約の締結後に目的物が滅失した場合には、債権者である買主は、代金全額を支払わなければならない。 →　契約締結時から引渡時までのリスク分配につき批判が強い。	68A
第 534 条　特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。 2　不特定物に関する契約については、第 401 条第２項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。	（削除）	民法第534条及び第535条を削除するものとする。	批判の多かった債権者主義を廃止 →　特定物に関する物権の設定又は移転を目的とする双務契約においても、目的物が債権者に引き渡される前に滅失又は損傷した場合には、債権者は反対給付の債務を負わないという帰結。 →　引渡前のリスクは債務者が負うことになる。 →　危険の移転時期については、各論（第 30 の 11 等）で明文化して整理。 ⇒　実務上、債権者主義を排除する特約（危険の移転時期を、契約時ではなく、引渡時もしくは残金支払時とするような内容）をわざわざ設ける必要が無くなった。 ⇒　目的物が滅失した債権者としては、契約を解除することにより代金債務を免れることもできるし、債務者から請求があったら、２の規定により履行を拒むこともできる。	
第 535 条　前条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件の成否が未定である間に滅失した場合には、適用しない。 2　停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰することができない事由によって損傷したときは、その損	（削除）		→　現 534 条の適用を除外する旨を定めていたが、現 534 条の削除によって不要に。 →　債権者主義を規律する内容の正当性に問題あるため廃止。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
傷は、債権者の負担に帰する。 3　停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰すべき事由によって損傷した場合において、条件が成就したときは、債権者は、その選択に従い、契約の履行の請求又は解除権の行使をすることができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。			→　そもそも停止条件の成就前にも成就後にも妥当する規律が念のため定められていただけなので、存置する意義が乏しい。	
		2　債務者の危険負担等（民法第536条関係） 民法第536条の規律を次のように改めるものとする。	**★★★** 履行不能において、債務者の責めに帰すべき事由がない場合でも解除できるようになったため、解除と危険負担（債務者主義）の規律が重複することに。 →　理論的には、危険負担廃止がすっきりするものの、実務的には、債権者のツールは多い方がよいとの考え方が強かった。 自動消滅から、履行拒絶構成に規律を変更。 →　債務が残った方が、交換契約等で債務者が自分の債務を履行したいようなときには有利。 ⇒　債権者は、債務から確定的に解放されるためには解除の意思表示が必要だが、意思表示できなくとも、本規律により拒むことも可（ただし、契約は存続している状態）。 →　訴訟において、債務者が履行拒絶の主張をし、認められると、請求棄却判決になる（他方、同時履行の抗弁権の場合には引換給付判決になることとは要比較）。 →　履行不能ではないが、債務不履行となっている場合には、新533条が債務者の履行拒絶権の根拠となる一方、履行不能の場合には、本規律が根拠となる（ただし、新533条は、債務者に責めに帰すべき事由の有無に関わらず適用される一方、本規律は債務者に責めに帰すべき事由がない場合にのみ適用される。）。	68A 68B 79-3
第536条　前2条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。	第536条　当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。	**（1）　当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。**		
2　債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。	2　債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。	**（2）　債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。**	→　拒絶したい債権者は、債務が履行不能になったことのみを主張立証すれば足り、これを否定したい債務者は、履行不能について債権者に帰責事由があることを主張立証し、本規律の適用を求めることになる。 ⇔　理論上、債務者が、履行不能について債務者自らに帰責事由があることを主張立証することもできるが、危険負担の問題が同時履行の問題となるだけで、実務上の意義は乏しい。	
第413条　債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。	（削除）	**第14　受領遅滞** **1　民法第413条の削除** 民法第413条を削除するものとする。	学説上、実務上認められている効果を後記2及び3において個別に明文化（債務者が債務不履行責任を負わないとする効果は、第23弁済のところで整理）。	68A 79-3 83-2
		2　保存義務の軽減		68A

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
(参考) 第400条　債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。	第413条　債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。 2　(略)	保存義務の軽減について、次のような規律を設けるものとする。 **債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。**	債務者の保存義務について、新400条の善管注意義務から軽減されることを明示。 →　現行法の「遅滞の責任を負う。」という表現から解釈で導き出されていたが、分かりにくかったため。 下記3参照	79-3 83-2
(新設)	第413条　(略) 2　債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。	**3　履行費用の債権者負担** 履行費用の債権者負担について、次のような規律を設けるものとする。 **債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。**	履行費用の増加分は債権者負担とすることを明示 →　現行法の「遅滞の責任を負う。」という表現から解釈で導き出されていたが、分かりにくかったため。	68A 79-3 83-2
(新設)	第413条の2　(略) 2　債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。	**4　受領遅滞中の履行不能** 受領遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。 **債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。**	危険の移転時期につき、第11の4（履行遅滞中の履行不能）とパラレルに規律 →　現行法の「遅滞の責任を負う。」という表現から解釈で導き出されていたが、分かりにくかったため。	68A 79-3 83-2
第423条　債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。	第423条　債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の1身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。 2　(略)　3　(略)	**第15　債権者代位権** **1　債権者代位権の要件（民法第423条第1項関係）** 民法第423条第1項の規律を次のように改めるものとする。 **債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。**	表現の見直し →　「保全の必要性」を明示 →　「差押え」につき、確立した解釈を明文化。 下記2参照	73A 82-2
2　債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができ	第423条　(略) 2　債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでな	**2　債権者代位権の要件（民法第423条第2項関係）** 民法第423条第2項の規律を次のように改めるものとする。 **（1）　債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、こ**	（1）★★ （1）裁判上の代位の制度を廃止 →　利用例が極めて乏しいため（4年間で2件のみで、しかも、いずれも認容されていない。）。	73A

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
ない。ただし、保存行為は、この限りでない。	い。	**の限りでない。**	→　非訟事件手続法85条から91条までの規定も削除される。 ⇒　そもそも保存行為であれば、許可不要であった。保全手続による代替もできるので、実務への影響は、ほとんどないと思われる。	
(新設)	3　債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。	**（2）　債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。**	（2）確立した解釈を明文化	
(新設)	第423条の2　債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。	**3　代位行使の範囲** 代位行使の範囲について、次のような規律を設けるものとする。 **債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。**	判例明文化（最判昭和44年6月24日） →　不動産登記請求権は不可分なので、影響なし。	73A
(新設)	第423条の3　債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。	**4　直接の引渡し等** 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。 **債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。**	判例明文化（大判昭和10年3月12日） →　相殺を利用した事実上の優先弁済の問題は依然残ったまま	73A
(新設)	第423条の4　債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。	**5　相手方の抗弁** 相手方の抗弁について、次のような規律を設けるものとする。 **債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。**	判例明文化（大判昭和10年3月12日）	73A
(新設)	第423条の5　債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。	**6　債務者の取立てその他の処分の権限等** 債務者の取立てその他の処分の権限等について、次のような規律を設けるものとする。 **債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。**	**★★★** 判例では、債権者が代位行使に着手し、債務者がその通知を受けるか了知したときは、債務者は取立て等の処分の権限を失う。 判例変更（×大判昭和14年5月16日） →　債務者も取立可とした（債務者保護） ⇒　債権者代位権の使い勝手を悪くする方向へ	73A
(参考)会社法 第849条　1(略)、2(略) 3　株主は、責任追及等の訴え		**7　訴えによる債権者代位権の行使** 訴えによる債権者代位権の行使について、次のような規律を設けるものとする。	**★★★** 代位債権者は株主代表訴訟と同様に法定訴訟担当であり、判決の効力は債務者に及ぶ。	73A

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
を提起したときは、遅滞なく、株式会社に対し、訴訟告知をしなければならない。				
（新設）	第423条の6　債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。	**債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。**	債務者保護のため、訴訟告知を要するとする。 →　訴えの後も、債務者は取立てできるし、相手方も債務者に履行することができる。	
		8　登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権について、次のような規律を設けるものとする。	民法上は、被保全債権が金銭債権か、非金銭債権かで区別。 →　不動産登記法上の代位による登記は、登記請求権が被保全債権となる。なお、代位による登記の場合、被保全債権が非金銭債権（転用型）であるとは限らず、差押えの前提としてする代位による相続の登記等、被保全債権が金銭債権（本来型）であってもすることができる点には、注意を要する。	73A
（新設）	第423条の7　登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、前3条の規定を準用する。	**登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、5から7までの規定を準用する。**	判例明文化（大判明治43年7月6日） →　転用型の要件（必要性、相当性、補充性など）は、依然解釈に委ねられる。	
		第16　詐害行為取消権 **1　受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第1項関係）** 民法第424条第1項の規律を次のように改めるものとする。		73A
第424条　債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。 2　（略）	第424条　債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（以下この款において「受益者」という。）がその行為の時において債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。 2　（略）	**債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（以下この第16において「受益者」という。）がその行為の時において債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。**	表現の見直し →　「法律行為」を「行為」に（時効中断事由としての債務の承認（民法147条3号）や、法定追認の効果を生ずる行為（同法125条）なども詐害行為取消しの対象になるため。）。 →　転得者については別に規定（後記6） 下記2参照	
		2　受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第2項関係） 民法第424条第2項の規律を次のように改めるものとする。		73A
第423条　（略） 2　前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。	第423条　（略） 2　前項の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。	**（1）　1の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。**		
（新設）	3　債権者は、その債権が第1項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求（以下「詐害行為取消請求」という。）をすることができる。	**（2）　債権者は、その債権が1に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、1の規定による請求（以下「詐害行為取消請求」という。）をすることができる。**	（2）判例明文化（大判大正6年1月30日）（最判昭和33年2月21日） →　被保全債権の発生を厳格には要求しない趣旨	
（新設）	4　債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができ	**（3）　債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすること**	（3）確立した解釈を明文化	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	ない。	**ができない。**		
		3　相当の対価を得てした財産の処分行為の特則 相当の対価を得てした財産の処分行為について、次のような規律を設けるものとする。	★★★ 平成16年破産法改正によって、否認の対象とならない行為が詐害行為取消しの対象となるという事態が生じ得ていた（いわゆる「逆転現象」）。	73A
(参考)破産法 第161条　破産者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。	第424条の2　債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。	**債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。**		
一　当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分をするおそれを現に生じさせるものであること。	一　その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下この条において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。	**（1）　その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下この3において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。**	破産法の規律と合わせる。	
二　破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。	二　債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。	**（2）　債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。**	→　詐害行為取消請求の範囲を狭める。	
三　相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。	三　受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。	**（3）　受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。**		
2(略)				
		4　特定の債権者に対する担保の供与等の特則 特定の債権者に対する担保の供与等について、次のような規律を設けるものとする。	★★★ 債務者が支払不能になる前に、債務者と特定の債権者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって弁済が行われた場合には、その弁済は否認の対象とはならないが、詐害行為取消しの対象とはなり得る（いわゆる「逆転現象」）。	73A 83-2
(参考)破産法 第162条　次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。	第424条の3　債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。	**（1）　債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。**	（1）ア　破産法の規律と合わせる。	
一　破産者が支払不能になった後又は破産手続開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。	一　その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第1号において同じ。)の時に行われたものであること。	**ア　その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。（2）アにおいて同じ。）の時に行われたものであること。**	→　債務者が事後的に支払不能の状態から回復したときは詐害行為取消権の要件を満たさない。	
イ　当該行為が支払不能になった後にされたものである場合　支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。	二　その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。	**イ　その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。**	（1）イ　判例明文化（最判昭和33年9月26日）	
ロ　当該行為が破産手続開始の申立てがあった後にされたものである場合　破	2　前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しない	**（2）　(1)に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属**		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
産手続開始の申立てがあったこと。	ものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。	**しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、(1)の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。**		
二　破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。	一　その行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。	**ア　その行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。**	（2）ア　破産法の規律と合わせる。	
2(略)、3(略)	二　その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。	**イ　その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。**	（2）イ　判例明文化（最判昭和33年9月28日）	
(参考)破産法 第160条　次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。)は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。 一　破産者が破産債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。 二　破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て(以下この節において「支払の停止等」という。)があった後にした破産債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。		**5　過大な代物弁済等の特則** 過大な代物弁済等について、次のような規律を設けるものとする。	★★★	73A 83-2
2　破産者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、破産手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、破産財団のために否認することができる。	第424条の4　債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、第424条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第1項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。	**債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、1に規定する要件に該当するときは、債権者は、4(1)の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。**	破産法の規律と合わせる。 →　全体として同法162条の偏頗行為否認の対象とされる一方で、その過大な部分については同法160条1項の財産減少行為否認の対象にもなる。 →　4の要件を緩和し、超過部分の取消請求可。 →　4の要件を満たせば、4に基づき全部の取消請求可。	
3(略)				
		6　転得者に対する詐害行為取消権の要件 転得者に対する詐害行為取消権の要件について、次のような規律を設けるものとする。	★★★ 転得者がいる場合、受益者が善意であっても、転得者が悪意であれば、取消しはできた。破産法との関係で、ここでも逆転現象が生じていた。	73A
(参考)破産法 第170条　次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対しても、行使することができる。	第424条の5　債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転	**債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者がある**	判例変更（×最判昭和49年12月12日）	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。	**ときは、次の（1）又は（2）に掲げる区分に応じ、それぞれ当該（1）又は（2）に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。**		
一　転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知っていたとき。	一　その転得者が受益者から転得した者である場合　その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。	**（1）その転得者が受益者から転得した者である場合　その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。**	→　受益者・転得者双方（転得者が複数いるときは全ての転得者）が悪意でなければ、取消しはできないこととされ、要件が厳しくなった。	
二～三　（略）、2（略）	二　その転得者が他の転得者から転得した者である場合　その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。	**（2）その転得者が他の転得者から転得した者である場合　その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。**	→　破産法の規律と合わせ、転得者の取引安全を確保するという観点から、一旦善意者を経由した場合の法律関係を画一的に処理することとし、転得者自身が悪意であっても、転得者の前者が善意であれば、転得者に対する否認権の行使を認めないこととした。	
		7　詐害行為取消権の行使の方法 詐害行為取消権の行使の方法について、次のような規律を設けるものとする。	（4）★★★	73A
（新設）	第424条の6　債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。	**（1）　債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。**	（1）　判例明文化 （前段につき大連判明治44年3月24日、後段につき大判昭和7年9月15日） →　原則は現物返還、例外として価額償還。 →　逸出財産の返還を請求する給付訴訟としての性格とを併有する。	
（新設）	2　債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。	**（2）　債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。**		
（新設）	第424条の7　詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。	**（3）　詐害行為取消請求に係る訴えについては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める者を被告とする。**	（3）判例明文化（大連判明治44年3月24日）	
（新設）	一　受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え　受益者	**ア　受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え　受益者**		
（新設）	二　転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え　その詐害行為取消請求の相手方である転得者	**イ　転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え　その詐害行為取消請求の相手方である転得者**		
（新設）	2　債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。	**（4）　債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。**	（4）債務者保護のための新たな制度 →　下記10により、債務者にも効果が及ぶため。	
		8　詐害行為の取消しの範囲 詐害行為の取消しの範囲について、次のような規律を設けるものとする。	判例明文化	73A
（新設）	第424条の8　債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が	**（1）　債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分**	（1）判例明文化（大判明治36年12月7日）（大判大正9年12月24日）	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。	**であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。**		
（新設）	2　債権者が第424条の６第１項後段又は第２項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。	**（２）　債権者が７（１）後段又は（２）後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、（１）と同様とする。**	（３）判例明文化（最判昭和 30 年 10 月 11 日） →　詐害行為の目的である財産が不可分の場合であっても、現物返還が困難であるとして価額償還の請求がされるときは、上記の判例法理が同様に妥当する。	
		9　直接の引渡し等 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。		73A
	第 424 条の９　債権者は、第 424 条の６第１項前段又は第２項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。 2　債権者が第424条の６第１項後段又は第２項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。	**（１）　債権者は、７（１）前段又は（２）前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。** **（２）　債権者が７（１）後段又は（２）後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、（１）と同様とする。**	（１）判例明文化（大判大正 10 年６月 18 日）（最判昭和 39 年１月 23 日） →　相殺を利用した事実上の優先弁済の問題は依然残ったまま	
		10　詐害行為の取消しの効果（民法第 425 条関係） 民法第 425 条の規律を次のように改めるものとする。	**★★★** 詐害行為取消の効果は債務者には及ばなかったが、実務と整合しないとの批判。	73A 83-2
第 425 条　前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。	第425条　詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。	**詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。**	判例変更（×大連判明治 44 年３月 24 日） →　債務者に対しても詐害行為取消の効果が及ぶ。	
		11　受益者の反対給付 受益者の反対給付について、次のような規律を設けるものとする。	**★★★** 債務者には取消の効果が及ばなかったため、受益者は取消に応じても、債務者に直接反対給付の請求ができなかった（不当利得という迂遠な手段に寄らざるを得なかった。）	73A 79-3
（参考）破産法 第 168 条　第 168 条第１項若しくは第３項又は第 161 条第１項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。 一　破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存する場合　当該反対給付の返還を請求する権利 二　破産者の受けた反対給付が破産財団中に現存しない場合　財団債権者として反対給付の価額の償還を請求	第425条の２　債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。	**債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。**	判例変更（×大連判明治 44 年３月 24 日） →　受益者は、債務者に直接反対給付の請求ができるようになった。 →　破産法と規律を合わせる。 →　破産法では、直接反対給付の請求可（破産法 168 条）。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
する権利 ２以下(略)				
		12　受益者の債権 受益者の債権について、次のような規律を設けるものとする。		73A
(新設)	第425条の３　債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(第 424 条の４の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。	**債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（５の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。**	判例明文化（大判昭和 16 年２月 10 日）	
		13　転得者の反対給付及び債権 転得者の反対給付及び債権について、次のような規律を設けるものとする。	（１）★★★ 債務者には取消の効果が及ばなかったため、転得者は取消に応じても、前者に直接反対給付の請求ができなかった。（不当利得という迂遠な手段に寄らざるを得なかった。）	73A
(新設)	第425条の４　債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。	**債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の（１）又は（２）に掲げる区分に応じ、それぞれ当該（１）又は（２）に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。**	判例変更（×大連判明治 44 年３月 24 日） →　転得者は、受益者の債務者に対する反対給付の請求を行使できるようになった。	
(新設)	一　第425条の２に規定する行為が取り消された場合　その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権	**（１）11 に規定する行為が取り消された場合　その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば 11 の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権**	→　上記 11 に対応する規律の新設	
(新設)	二　前条に規定する行為が取り消された場合(第 424 条の４の規定により取り消された場合を除く。)　その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権	**（２）12 に規定する行為が取り消された場合（５の規定により取り消された場合を除く。）その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば 12 の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権**	→　上記 12 に対応する規律の新設	
		14　詐害行為取消権の期間の制限（民法第 426 条関係） 民法第 426 条の規律を次のように改めるものとする。	★★★	73A
第426条　第424条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から２年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から 20 年を経過したときも、同様とする。	第426条　詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から２年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。	**詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から２年を経過したときは、提起することができない。行為の時から 10 年を経過したときも、同様とする。**	→　「債務者が～知って行為をした」起算点につき、判例明文化（最判昭和 47 年４月 13 日） →　長期を短縮（債務者の無資力状態を 20 年間も放置した債権者を保護する必要性は乏しいから。） →　短期・長期ともに除斥期間（実体法の形成権ではないため。破産法 176 条、会社法 865 条２項も同様。） →　破産法も平成 16 年改正の際に、長期を 10 年としたかったところ、本条と平仄を整えるため、20 年とされたという経緯がある。	
(参考)会社法 第 865 条　(略)				

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
２　前項の訴えは、社債管理者が同項の行為の取消しの原因となる事実を知った時から六箇月を経過したときは、提起することができない。以下（略） （参考）破産法 第 176 条　否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。				
		第 17　多数当事者 **１　連帯債務** 民法第 432 条の規律を次のように改めるものとする。	どのような場面に連帯債務を負担することになるかが不明確だった。	67A 80-3
第 432 条　数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。	第 436 条　債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。	**債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。**	→　一般的な理解を明文化。 →　分割債権債務や不可分債権と足並みを揃える。 →　不可分債務（新 430 条）との適用場面を整理。 →　「法令の規定」＝現民法 719 条１項、同法 761 条、商法 511 条１項、会社法 430 条、一般社団法人法 118 条等	
		２　連帯債務者の一人について生じた事由の効力等 **（１）　履行の請求（民法第 434 条関係）**	**★★★**	67A 80-3 83-2
第 434 条　連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。	（削除）	民法第 434 条を削除するものとする。	（１）は、絶対的効力事由から相対的効力事由へ。 →　従前は、連帯債務者間に共同事業関係や共同生活関係が存在することが多いことから、請求に絶対的効力を認める処理が合理的であるという根拠に基づいていた。 →　他の絶対効は債権の弱体化の方向であり、それとのバランスを取る意味もあった。 →　連帯債務者にとっては、自分の知らない間に履行遅滞に陥っていたり、消滅時効が中断していたりなど不利益が大きい。 →　削除により、原則として新民法 441 条の相対効に服することとなる。 →　合意で絶対効とすることは可（任意規定であるから） ⇒　誰と誰との間の合意か？（部会資料では、「連帯債務者Ａ及びＢが債権者に対して連帯債務を負担している場合に、債権者がＡに請求をした場合にはＢにその効力が及ぶことがあらかじめ債権者とＢとの間で合意されていたときは、Ａに対する請求はＢに対しても効力を有する」と説明。）	
		（２）　連帯債務者の一人による相殺（民法第 436 条関係） 民法第 436 条の規律を次のように改めるものとする。		
第 436 条　連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。	第 439 条　連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。	ア　連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。（民法第 436 条第１項と同文）		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年 2 月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
2　前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。	2　前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。	**イ　アの債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。**	（2）イ　判例変更（×大判昭和 12 年 12 月 11 日） →　現行法では援用を認めていたが、他人の債権の処分をすることに批判あり。 →　履行拒絶構成を採用（援用は不可）	
		（3）　連帯債務者の一人に対する免除及び一人についての時効の完成（民法第 437 条・第 439 条関係）		
第 437 条　連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のためにも、その効力を生ずる。	（削除）	ア　民法第 437 条及び第 439 条を削除するものとする。	（3）ア、絶対的効力事由から相対的効力事由へ ⇒　いずれも債権の効力を強化する方向へ。 →　債権者の通常の意思に反して債権の効力を弱めるものであると批判があったため。	
第 439 条　連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。	（削除）		→　すべての連帯債務者に対して時効中断措置をとっておかないと、債務が縮減することになるという時効管理面でのリスクを債権者に負担させるものであると批判があったため。	
		イ　連帯債務者の一人に対する免除及び一人についての時効の完成について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第 445 条　連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第 442 条第 1 項の求償権を行使することができる。	**連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、4（1）アの求償権を行使することができる。**	（3）イにより、免除を受けても他の連帯債務者から求償請求を受けるおそれが生じるようになった。 →　求償に応じても債権者には償還請求不可 →　例えば、連帯債務者（A10、B10、C10）で、Aが免除されたとき、現行法の下ではBとCとで合計 20 を履行すれば足り、Aに対する求償は生じない。一方、改正案では、Aが免除されたとしても、BとCとで合計 30 を履行しなければならず、代わりにAに 10 を求償することができる。Aの時効が完成した場合も同様。	
		（4）　相対的効力の原則（民法第 440 条関係） 民法第 440 条の規律を次のように改めるものとする。		
第 440 条　第 434 条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。	第 441 条　第 438 条、第 439 条第 1 項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。	**民法第 435 条、第 436 条第 1 項及び第 438 条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。**	（4）絶対効が生じるのは、更改、相殺、混同のみとなった。 →　更改類似の効果で、相対効を得たいときは、代物弁済契約を締結すべきと解される。 →　更改と代物弁済とを比較すると、更改ではその契約が成立した段階で旧債務は消滅するが、代物弁済ではその契約が成立した段階で旧債務は消滅せず、代物の引渡し等があって初めて旧債務が消滅する。 →　連帯債務者としてA、B、Cが合計 30 万円の連帯債務を負っているときに、債権者がAとの間で、Aが 30 万円に代えて、自動車等の動産を引き渡すとの更改契約を締結したのであれば、債権者は、Aに対して自動車等の動産の引渡しのみを求めることができ、B、Cに対して金員の引渡しを求めることはできない。 →　債権者がAとの間で、Aが 30 万円に代えて、自動車等の動産を引き渡すとの代物弁済契約を締結したのであれば、債権者は、Aに対して自動車等の動産の引渡しを求めることができるし、B、Cに対して金員の引渡しを求めることもできる。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			→ 相殺により債務が消滅した場合、混同の場合は、それぞれ弁済と同旨。 → ただし書きで、任意規定であることを明示。	
第 441 条　連帯債務者の全員又はそのうちの数人が破産手続開始の決定を受けたときは、債権者は、その債権の全額について各破産財団の配当に加入することができる。 (参考)破産法 第 104 条　数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について破産手続開始の決定があったときは、債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてそれぞれの破産手続に参加することができる。 ２～５　(略)	(削除)	**３　破産手続の開始（民法第 441 条関係）** 民法第 441 条を削除するものとする。	破産法 104 条１項があるため、規定の存在意義がなくなった。	67A
		４　連帯債務者間の求償関係 **（１）　連帯債務者間の求償権（民法第 442 条第１項関係）** 民法第 442 条の規律を次のように改めるものとする。	（４）★★	67A 67B 80-3 83-2
第 442 条　連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。	第442条　連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額(その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額)のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する。	**ア　連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額（その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額）のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する。**	（１）ア　判例明文化（大判大正６年５月３日） → 連帯債務者の負担部分は、固定した数額ではなく、割合として債務額の全部に通じて存在しているとする立場。 → 各自の負担割合に応じて求償 → 負担部分を超えてから求償権が生じる不真正連帯債務（最判昭和 63 年７月１日）とは、考え方が依然異なる。 （１）ア　カッコ書きは、代物弁済等をした連帯債務者について、一般的な理解を明文化。	
２　前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。	２　前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。	イ　アの規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。（民法第 442 条第２項と同文）		
		（２）　連帯債務者間の通知義務（民法第 443 条関係） 民法第 443 条の規律を次のように改めるものとする。		
第 443 条　連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合におい	第443条　他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、	**ア　他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一　人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合**	（２）表現の見直し → 知らなければ通知しようがないので、当然の前提を明示。 → 「知っていたにもかかわらず通知しなかった」＝「過失」と評価できるので、重複を避けるため、現行法の「過失のある」の文言を削除。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
て、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。	相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。	**において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。**		
2　連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。	2　弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができる。	**イ　弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができる。**	イ　同様に「知りながら」を要件と明示	
		（3）　負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第444条関係） 民法第444条の規律を次のように改めるものとする。		
第444条　連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。	第444条　連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。	ア　連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。 （民法第444条本文と同文）		
（新設）	2　前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担する。	**イ　アに規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担する。**	（3）イ　判例明文化　（大判大正3年10月13日） →　公平の観念に基づく規律	
（新設）	3　前2項の規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。	**ウ　ア及びイの規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。**		
		（4）　連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第445条関係）		
第445条　連帯債務者の一人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。	（削除）	民法第445条を削除するものとする。	（4）債権者の意思に反するとの批判が強かったため。 →　現行法の連帯の免除とは、債権者が連帯債務者に対し、債務の額をその負担部分に限定して、それ以上は請求しないとする意思表示のことをいう。	
		5　不可分債務（民法第430条関係） 民法第430条の規律を次のように改めるものとする。		67A 80-3
第430条　前条の規定及び次款（連帯債務）の規定（第434条から第440条までの規定を除く。）は、数人が不可分債務を負担する場合につ	第430条　第4款（連帯債務）の規定（第440条の規定を除く。）は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準	**連帯債務の規定（民法第438条の規定を除く。）は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用する。**	性質上、可分か不可分かで区分。 →　意思表示によって不可分債務とすることは認められなくなった（連帯債務の相対効が強まり、認めておく意義が乏しくなったから。）。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
いて準用する。	用する。		→ 連帯債務との相違は、新440条の混同の効果のみ（不可分債務では相対効となっているのは、不可分債務においては、履行すべき内容と求償の内容とが異なっており、同一の者に対して履行した上で求償をすることが迂遠で無意味な処理であるとは言えないから。）。	
		6　連帯債権 連帯債権者の請求権等について、次のような規律を設けるものとする。	★★ 可分債権を連帯債権とする概念は、性質上不可分である不可分債権とは一定の差異があると考えられたことから新設。	67B 80-3
（新設）	第432条　債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。	**債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。**	→ 複数の債権者が、債務者に対し、同一の可分給付について有する債権であって、各債権者はそれぞれ独立して全部の給付を請求する権利を有し、そのうちの一人の債権者がその給付を受領すればすべての債権者の債権が消滅する。 ⇒ 不可分債権と同様の規律に服するのか？	
		7　連帯債権者の一人について生じた事由の効力等 **（1）　連帯債権者の一人との間の相殺** 連帯債権者の一人との間の相殺について、次のような規律を設けるものとする。	★★ （1）弁済と同様に考える	67B 80-3 83-2
（新設）	第434条　債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ずる。	**債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ずる。**		
		（2）　連帯債権者の一人との間の更改又は免除 連帯債権者の一人との間の更改又は免除について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第433条　連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。	**連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。**	（2）不可分債権には適用されず → 連帯債権は可分のため、迂遠な処理を省く趣旨。 → AとBが債務者に対し100万円の連帯債権（AとBの持分は各50万円）を有している場合において、Aが債務者との間で更改又は免除をした場合には、Bは債務者に対して50万円のみを請求することができる。	
		（3）　連帯債権者の一人との間の混同 連帯債権者の一人との間の混同について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第435条　連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。	**連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。**	（3）不可分債権には適用されず → 連帯債権は可分のため、迂遠な処理を省く趣旨（連帯債権者間の内部関係として利益の分与関係のみが残る。） → AとBが債務者に対し100万円の連帯債権（AとBの持分は各50万円）を有している場合において、Aが債務者との間で混同が生じた場合には、AとBの連帯債権は消滅し、Aは債務者から100万円を受け取った場合と同様に、Bに対し、分与金として50万円を支払うことになる。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
（新設） （参考） 第429条　不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があった場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならない。 2　前項に規定する場合のほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。	第435条の2　第432条から前条までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。 （削除）	**（4）　相対的効力の原則** 連帯債権について、次のような規律を設けるものとする。 **6及び7（1）から（3）までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。**	（4）不可分債権の現429条2項と同趣旨（あわせて、現429条2項は廃止）	
第428条　債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。	第428条　次款（連帯債権）の規定（第433条及び第435条の規定を除く。）は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用する。	**8　不可分債権（民法第428条関係）** 民法第428条の規律を次のように改めるものとする。 **連帯債権の規定（7（2）及び（3）の規定を除く。）は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用する。**	★★ 性質上可分であるか否かに着目して、連帯債権と不可分債権とを区分 →　当事者の意思によっては左右されないこととした。 例：金銭債権はその性質上、不可分債権となることはない。	67B 80-3
第448条　保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。 （新設）	第448条　保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。 2　主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。	**第18　保証債務** **1　保証債務の付従性（民法第448条関係）** 民法第448条の規律を次のように改めるものとする。 （1）　保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。（民法第448条と同文） **（2）　主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。**	（2）内容の附従性につき、一般的な理解を明文化。 →　当事者の意思によっては左右されないこととした。	67A
第457条　主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証	第457条　主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、	**2　主たる債務者の有する抗弁等** **（1）　主たる債務者の有する抗弁** 保証人が主たる債務者の有する抗弁をもって対抗することの可否について、次のような規律を設けるものとする。 **保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができ**	（1）判例明文化（最判昭和40年9月21日） →　主債務者が債権者に対して有する抗	67A

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
人に対しても、その効力を生ずる。	保証人に対しても、その効力を生ずる。	**る。** **（2）　主たる債務者の有する相殺権、取消権又は解除権（民法第457条第2項関係）** 民法第457条第2項の規律を次のように改めるものとする。	弁権を主張することができる。	
2　保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。	2　保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。	**主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れる限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。**	（2）の適用につき、相殺権だけでなく、取消権、解除権についても明記（会社法581条2項参照）。 （2）の効果につき、履行拒絶について、支配的な見解を明文化。 →　他人の財産への過度な介入を避ける。 →　ただし、異なる裁判例も有。	
(参考)会社法 第581条 社員が持分会社の債務を弁済する責任を負う場合には、社員は、持分会社が主張することができる抗弁をもって当該持分会社の債権者に対抗することができる。 2　前項に規定する場合において、持分会社がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、社員は、当該債権者に対して債務の履行を拒むことができる。				
		3　保証人の求償権	（3）★★	67A 67B 83-2 84-3
		（1）　委託を受けた保証人の求償権（民法第459条関係） 民法第459条の規律を次のように改めるものとする。		
第459条　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。	第459条　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額)の求償権を有する。	**ア　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為（以下「債務の消滅行為」という。）をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額（その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額）の求償権を有する。**	（1）ア、2つめのカッコ書き →　出損額が共同免責額を超えていても、求償権は共同免責額までに留まる。 →　代物弁済した場合に影響	
2　第442条第2項の規定は、前項の場合について準用する。	2　第442条第2項の規定は、前項の場合について準用する。	イ　民法第442条第2項の規定は、アの場合について準用する。(民法第459条第2項と同文)		
(新設)	第459条の2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。	**ウ　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。**	（1）ウ、エともに、判例明文化　（大判大正3年6月15日）。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
（新設）	2　前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。	**エ　ウの規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。**	→　弁済等の日から履行期までの法定利率や、履行期後に弁済等をすれば避けられた費用は含まれない。	
（新設）	3　第1項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使することができない。	**オ　ウの求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使することができない。**	→　保証人が期限前に弁済等をした場合においては、事後求償権の行使は主債務の期限の到来を待たなければならない。	
		（2）委託を受けた保証人の事前の求償権（民法第460条関係） 民法第460条第3号を削除するとともに、同条に掲げる場合（事前求償権を行使することができる場合）に次の場合を加えるものとする。		
第460条　保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。 一～二　（略） 三　債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後10年を経過したとき。	第460条　保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。 一～二　（略） （削除）		（2）3号の削除は、規律の内容が不明確であり、実務上利用されていないため。	
（新設）	三　保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。	**保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。**	（2）の加筆部分は、現459条1項本文からの移動。 →　（1）を事後求償、（2）を事前求償と整理。	
		（3）保証人の通知義務（民法第463条関係） 民法第463条の規律を次のように改めるものとする。		
第463条　第443条の規定は、保証人について準用する。	第463条　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。	**ア　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。**	（3）ア　事前通知に関する規律を実質維持 →　ただし、委託を受けた保証に限る（委託を受けない保証、債務者の意思に反する保証における保証人については、新462条1項2項で制限）。 ⇒　主債務者は、委託を受けていない保証人に対しては、事前も事後も通知不要となった（いずれにせよ、新462条1項2項で、求償の範囲が、主債務者が「現に利益を受けている限度」に留まるから通知をしないことを理由とする求償権の範囲の制限に関する定めを置く理由がない。）。	
2　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、第443条の規定は、主たる債務者についても準用する。	3　保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。	**イ　保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。**	（3）イ　保証人が事後通知を怠った場合 →　主債務者の意思に反する保証人は、事後通知にかかわらず、新462条2項で求償権が制限されるから、ここでは除外。	
（新設）	2　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有	**ウ　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅**	（3）ウ　主債務者が事後通知を怠った場合 →　委託を受けた保証に限定	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	効であったものとみなすことができる。	**行為を有効であったものとみなすことができる。**		
		4　連帯保証人について生じた事由の効力（民法第458条関係） 民法第458条の規律を次のように改めるものとする。	★★★ 現行法：請求、更改、相殺、免除、混同、時効はいずれも相対効（免除と時効は準用する意義なし）。	67A
第458条　第434条から第440条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。	第458条　第438条、第439条第1項、第440条及び第441条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。	**民法第435条、第436条第1項、第438条及び第17の2（4）の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由に関して準用する。**	改正法：更改、援用された相殺、混同はいずれも相対効。 →　保証人への請求は、原則相対効となり、主債務者の時効は中断しない。 →　ただし、合意により絶対効とすることは可（主債務者が債権者との間で合意すれば、連帯保証人に対する履行の請求が主債務者に及ぶ。）	
		5　根保証 **（1）　極度額（民法第465条の2関係）** 民法第465条の2の規律を次のように改めるものとする。	★★★ →　「貸金等根保証契約」の「個人根保証契約」への拡張については、平成16年改正時、衆参両院の法務委員会の付帯決議があった。 →　極度額を定める意義は、保証人の予測可能性を確保するとともに、根保証契約の締結時において根保証の要否及び必要とされる金額的な範囲についての慎重な判断を求めようとすることにある。	70A 82-2 83-2
第465条の2　一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。	第465条の2　一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。	**ア　一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。**	（1）ア　極度額の定めは、全ての根保証契約で要件となった。 →　継続的売買契約、建物賃貸借に大きな影響。 ⇒　とりわけ、建物賃貸借の保証において、極度額をどの程度にするのか注視すべき。 →　確定期日の定めについては、現行法と同じく貸金等根保証に限られる。 ⇒　貸金等根保証以外の根保証において、長期に及ぶ不利益からの解消は、判例上認められている特別解約権（一定の特別な事情がある場合に根保証契約の保証人が主債務の元本の確定を請求することができるという規律）の行使で対処。	
2　貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。	2　個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。	**イ　個人根保証契約は、アに規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。**		
3　第446条第2項及び第3項の規定は、貸金等根保証契約における第1項に規定する極度額の定めについて準用する。	3　第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約における第1項に規定する極度額の定めについて準用する。	**ウ　民法第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約におけるアに規定する極度額の定めについて準用する。**		
		（2）　元本の確定事由（民法第465条の4関係） 民法第465条の4の規律を次のように改めるものとする。		
第465条の4　次に掲げる場合には、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。	第465条の4　次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、第1号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。	**ア　次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、(ｱ)に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。**	→　個人根保証契約についての規律	
一　債権者が、主たる債務者又	一　債権者が、保証人の財産につ	**(ｱ)　債権者が、保証人の財産に**	（2）ア（ア）　保証人に限定	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。	いて、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。	**ついて、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。**	→　主債務者が強制執行等を受けたとしても、建物賃貸借契約等の元本を確定させる必要性はないから。	
二　主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。	二　保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。	**(ｲ)　保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。**	（2）ア（イ）　保証人に限定 →　主債務者が破産をしたとしても、建物賃貸借契約等の元本を確定させる必要性はないから。	
三　主たる債務者又は保証人が死亡したとき。	三　主たる債務者又は保証人が死亡したとき。	**(ｳ)　主たる債務者又は保証人が死亡したとき。**		
（新設）	2　前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第１号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。	**イ　アに規定する場合のほか、個人根保証契約であってその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるものにおける主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、(ｱ)に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。**	（2）イ　貸金等債務において規律されている現行の規定をカバー	
（新設）	一　債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。	**(ｱ)　債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。**		
（新設）	二　主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。	**(ｲ)　主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。**		
		（3）　求償権についての保証契約（民法第465条の５関係） 民法第 465 条の５の規律を次のように改めるものとする。		
第 465 条の５　保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第 465 条の２第１項に規定する極度額の定めがないとき、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第 465 条の３第１項若しくは第３項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人であるものを除く。）は、その効力を生じない。	第465条の５　保証人が法人である根保証契約において、第 465 条の２第１項に規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。	**ア　保証人が法人である根保証契約において、（1）アに規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。**	（3）ア　保証人が法人であるすべての根保証（×個人根保証契約） →　極度額必須	
（新設）	2　保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第465条の３第１項若しくは第３項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。	**イ　保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が民法第 465 条の３第１項若しくは第３項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。**	（3）イ　保証人が法人である貸金等根保証 →　極度額及び元本確定期日必須	
（新設）	3　前２項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲	**ウ　ア及びイの規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする根保証契約又は主たる債務**	（3）ウ　上記ア及びイの規律は、求償する相手方が個人の場合に限られる。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。	**の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。**		
		6　保証人保護の方策の拡充 **（1）　個人保証の制限** 個人保証の制限について、次のような規律を設けるものとする。	★★★ 【ポイント】 1　個人か、法人も含むか。 →　（5）参照 2　事業性要か、不要か →　（5）（6）参照（事業のための資金の借入れは、主債務者が法人であろうと自然人であろうと、高額になりがちだから。） 3　委託を受けた保証か、受けない保証か →　（6）参照	62 70A 76A 76B 78A 80-3 83-2 84-3
（新設）	第465条の6　事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。	**ア　事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。**	（1）アによって、事業性のある第三者保証の場合、公正証書による意思確認をしなくてはならない。 →　手続を重くすること（及び公証人による意思確認）によって、安易・軽率な保証を防止する趣旨。 →　事業性のない保証については適用なし（一般の住宅ローンなど） →　公正証書は、処分証書としてではない（このままでは債務名義とならない。）。 ⇒　1か月前なので、契約内容の概要が定まっている程度の段階（利率未定等）での意思確認も可となる。 ⇒　実務界としては既に第三者保証を徴集しない方向で動いており、もしかしたら大きな影響はないかもしれない。（平成18年3月31日付「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」、平成25年8月金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」） ⇒　新たに起業をするに当たって担保なくして融資を得られるだけの信用がなく、物的な担保の対象とするだけの財産も保有していない一方で、起業を支援しようとする第三者が保証する意思を有している場合など、第三者保証を認めることが社会的に有用な場面もあるとされる。	
（新設）	2　前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。	**イ　アの公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。**		
（新設）	一　保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。	**(ｱ)　保証人になろうとする者が、次のａ又はｂに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該ａ又はｂに定める事項を公証人に口授すること。**		
（新設）	イ　保証契約（ロに掲げるものを除く。）　主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる	**ａ　保証契約（ｂに掲げるものを除く。）　主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について**		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。	**履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか又は他に保証人がいるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。**		
（新設）	ロ　根保証契約　主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第465条の４第１項各号若しくは第２項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。	**b　根保証契約　主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は５（２）ア若しくはイに掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までに生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。**		
（新設）	二　公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。	**(ｲ)　公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。**		
（新設）	三　保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。	**(ｳ)　保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。**		
（新設）	四　公証人が、その証書は前３号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。	**(ｴ)　公証人が、その証書は(ｱ)から(ｳ)までに掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。**		
（新設）	３　前２項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。	**ウ　ア及びイの規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。**		
（参考） 第969条の２　口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第２号の口授に代えなければならない。この場合における同条第３号の規定の適用については、同号中「口述」	第465条の７　前条第１項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、同条第２項第１号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならな	（注）保証人になろうとする者が口をきけない者である場合又は耳が聞こえない者である場合については、民法第969条の２を参考にして所要の手当をする。		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。	い。この場合における同項第２号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。			
２　前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第３号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。	２　前条第１項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第２項第２号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。			
３　公証人は、前２項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。	３　公証人は、前２項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。			
		（２）　個人保証（求償権保証）の制限 個人保証（求償権保証）の制限について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第465条の８　第465条の６第１項及び第２項並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。	**ア　（１）ア及びイの規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。**	（２）ア　保証会社が（１）の範囲の求償権を請求する場合にも同様の制限	
（新設）	２　前項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。	**イ　アの規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。**	（２）イ　求償の相手方が個人のみ	
		（３）　個人保証の制限の例外 個人保証の制限の例外について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第465条の９　前３条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。	**（１）及び（２）の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。**	（３）企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証の必要性は否定できない。	
（新設）	一　主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者	**ア　主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者**	（３）ア　主債務者が法人の場合の例外 →　経営者と同視し得る者	
（新設）	二　主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者	**イ　主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者**	（３）イ（ア）～（ウ）主債務者が法人の場合の例外 →　いずれも主債務者を支配しており、実質的に主たる債務者と同一であると評価することができる者。	
（新設）	イ　主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者	**(ｱ)　主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下このイにおいて同じ。）の過半数を有する者**		
（新設）	ロ　主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者	**(ｲ)　主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者**		
（新設）	ハ　主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社	**(ｳ)　主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会**		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者	**社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者**		
（新設）	ニ　株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者	**(ｴ)　(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)に掲げる者に準ずる者**		
（新設）	三　主たる債務者（法人であるものを除く。以下この号において同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者	**ウ　主たる債務者（法人であるものを除く。以下このウにおいて同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者**	（3）ウ　主債務者が個人事業主である場合の例外 →　前段は共同経営者が典型例 →　後段の「事業に現に従事している配偶者」の要件は、今後も問題となりうる。今般、当該配偶者が例外となった理由は、当該配偶者は事業の状態を知ることができ、それにもかかわらず保証意思を有するのであればこれを尊重するのが適当であるし、法律上その経済的つながりも強いと考えられる以上、一方の配偶者の財産と他方の配偶者の財産を区別するのは相当でないという趣旨である。 ⇒　後段については、上述の趣旨と夫婦別産制との親和性の問題や、単なる専従でも該当するのかといった疑問、後段は他の例外規律に吸収されうるのではないかという懸念が既に出てきている。部会資料及び議事録要参照。	
		（4）　契約締結時の情報提供義務 契約締結時の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第465条の　10主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。	**ア　主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。**	（4）保証の情義性についての対策として説明義務を設ける。 →　アの適用があるのは、主債務に事業性ある場合のみ。 →　委託を受けない保証人が除外されているのは、当該保証人は主債務者の意思とは無関係に保証人になるものであって、主債務者の資力などについての情報収集は当該保証人自身の責任で行うべきと考えられるから。 ⇒　保証人が情報提供を拒むような場合、債権者が取消リスクをおそれ、契約締結しないおそれもある。 ⇒　事業性のある第三者保証は、主債務者からの情報提供に加え、上記（1）に基づく公正証書による意思確認が必要。	
（新設）	一　財産及び収支の状況	**(ｱ)　財産及び収支の状況**	→　主債務者は、「事業の内容」までは情報提供義務なし。	
（新設）	二　主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況	**(ｲ)　主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況**		
（新設）	三　主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容	**(ｳ)　主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容**		
（新設）	2　主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。	**イ　主たる債務者がアに掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができ**	（4）イ　第三者詐欺と同様の考え方 →　誤認と保証人の意思表示との間に因果関係が必要 ⇒　保証人自らが上記アの情報提供を拒んだ場合、理論的には、イの因果関係（＝「それによって」）を満たさないと考える余地はある。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		る。 **ウ　ア及びイの規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。** **（５）　保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務** 請求による履行状況の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	３　前２項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。			
（新設）	第458条の２　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。	**保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち履行期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。** **（６）　主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務** 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。	（５）委託を受けた全ての保証契約に適用 →　一般の住宅ローンにも適用（事業性要件なし）。 →　保証人について制限なし（法人も含む）。 →　「その債務に従たる全てのもの」とは、民法447条１項所定の主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもののこと。 →　債権者が守秘義務の制約を免れる根拠となり得るものとなる。 →　本規律に違反した場合は債務不履行等の一般条項で処理。	
（新設）	第458条の３　主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から２箇月以内に、その旨を通知しなければならない。	**ア　主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から２箇月以内に、その旨を通知しなければならない。**	（６）全ての個人の保証契約に適用あり（法人が例外となる点につきウ参照）。 →　一般の住宅ローンも含む　（事業性要件なし）。 →　委託を受けない保証も含む。 →　主債務は、一括・分割のいずれも適用あり。 →　保証人に対して請求することができなくなるのは遅延損害金そのものではなく、当該損害金に相当する保証債務の履行。	
（新設）	２　前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。	**イ　アの期間内にアの通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からアの通知をする時までに生ずべき遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。**		
（新設）	３　前２項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。	**ウ　ア及びイの規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。**		
		第19　債権譲渡 **１　債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）** **（１）　譲渡制限の意思表示の効力** 民法第466条第２項の規律を次のように改めるものとする。	★★★ 現行の譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の障害になっている。 →　現行の制度は、債権が苛酷な取立てをする第三者に譲渡されることを防止し、弱い立場に置かれている債務者	74A 74B 78B 81-3 83-2 84-3

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			を保護するために設けられた。 →　譲渡禁止の趣旨を債務者にとって弁済の相手方を固定するものであると整理	
第466条　債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。	第466条　債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。			
2　前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。	2　当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。	**ア　当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。**	（1）ア　絶対的効力から相対的効力へ →　譲渡を禁ずる特約があっても、譲渡人と譲受人との間では譲渡を有効とする。（悪意の譲受人であっても）	
（新設）	3　前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。	**イ　アに規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。** **（2）　譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合** 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合について、次のような規律を設けるものとする。	（1）イ　債務者の保護としては、悪意・重過失の譲受人等へは弁済を拒むことなどができる。 →　この場合、債務者は譲渡人へ弁済することになるが、債権譲渡があった以上、譲渡人は債権者ではなくなっているので、もはや譲渡人から債務者に弁済を請求することはできない（そこで、（2）の規律を設ける。）。	
（新設）	4　前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。	**（1）イの規定は、債務者が債務を履行しない場合において、（1）イに規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。**	（2）によって、譲受人が悪意・重過失の場合、その譲受人から債務者に対して、（真の債権者ではないが）譲渡人に弁済するよう催告し、債務者が譲渡人に弁済しなければ、譲受人自らが請求できる。 ⇒　債権譲渡が、債務者との間では、債務不履行となる場合があるのでは？（現在の譲渡禁止特約に代わって、債務者の利益を保護する効果を認めることによって、譲渡人の債務者に対する債務不履行を構成することなく、弁済の相手方を固定する内容の特約付きの債権を第三者に譲渡することができる内容の特約が普及すれば、債権譲渡による資金調達を促進することにつながると考えられる。）	
		（3）　譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第466条の2　債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができる。	**ア(ｱ)　債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。イにおいて同じ。）の供託所に供託することができる。**	（3）ア　譲受人の善意悪意に関わりなく、債務者は譲渡制限特約のある債権が譲渡された事実のみをもって、供託することができる。 →　新たな供託原因 ⇒　債権譲渡自体は有効なので、逆に、今までのように善意悪意が不明として債権者不確知を供託原因とする供託は認められなくなる。 ⇒　ただし、担保目的で、特例法を使った（債務者に通知をしない）債権譲渡であれば、債務者は、そもそも供託をするきっかけがないとも考えられる。 ⇒　もっとも、平時の担保目的ではなく、有事の債権回収手段として、民法上の対抗要件を使って、譲渡された譲渡制限付債権の譲渡であれば、債務者	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			は、この供託制度を使って、契約関係から離脱するために供託をすることもあり得る。	
（新設）	2　前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。	**(イ)　(ア)の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。**		
（新設）	3　第1項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。	**(ウ)　(ア)の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。**		
（新設）	第466条の3　前条第1項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人（同項の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。）は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定を準用する。	**イ　ア(ア)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人（ア（ア）の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。）は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及び(ウ)の規定を準用する。**	（3）イ　平時の担保目的の債権譲渡、有事の債権回収目的の債権譲渡のいずれであっても、譲渡人が破産した場合、譲受人は、債務者に供託を強制することができ、そこから回収することができる。 →　（3）アとも異なる、更に新たな供託原因 →　参考制度（現366条3項参照）	
（参考） 第366条　1（略）、2（略） 3　前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は、第三者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。　4（略）				
		（4）　譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第466条の4　第466条第3項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。	**ア　(1)イの規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。**	（4）ア　判例明文化（最判昭和45年4月10日） →　私人間の合意により差押禁止財産を作出することを認めるべきではないことから、譲渡禁止特約付債権についても転付命令によって債権が移転する。 →　譲渡制限特約付債権について強制執行がされたときは、債務者は、譲渡制限特約を差押債権者に対抗することができない。	
（新設）	2　前項の規定にかかわらず、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった場合において、その債権者が同項の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。	**イ　アの規定にかかわらず、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者の債権者がアの債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。**	（4）イ　譲渡制限特約付債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合において、当該譲受人の債権者がその譲渡制限特約付債権に強制執行をしたときの法律関係について規律している。 →　悪意・重過失の譲受人に対して債務者は弁済拒絶できるので、その譲受人の債権者からの強制執行についても弁済を拒めることとした。	
		（5）　預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力について、次のような規律を設けるものとする。		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
（新設）	第466条の5　預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第466条第2項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。	**ア　預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、（1）アの規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。**	（5）アは、預金等について、物権的効力を維持 →　普通預金等は残高が流動するので、特定が困難という特殊性がある。	
（新設）	2　前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。	**イ　アの規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。**	（5）イ　判例明文化 →　差押債権者に対して譲渡制限特約の効力を主張することができない。	
		2　将来債権譲渡 **（1）　将来債権の譲渡性** 将来債権の譲渡性について、次のような規律を設けるものとする。	（2）★★★	74A 81-3 82-2 84-3
（新設）	第466条の6　債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。	**ア　債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。**	（1）ア　判例明文化（最判平成11年1月29日）	
（新設）	2　債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。	**イ　債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。**	（1）イ　判例明文化　（最判平成19年2月15日）	
		（2）　将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	3　前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第466条第3項（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第1項）の規定を適用する。	**（1）イに規定する場合において、譲渡人が3の規定による通知をし、又は債務者が3の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、1（1）イ（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、1（5）ア）の規定を適用する。**	（2）対抗行使要件具備時を基準とする。 →　1　将来債権譲渡についての現民法467条第1項の通知又は承諾の後にされた譲渡制限の意思表示には第19の1（1）イの適用がなく、譲渡制限の意思表示を常に対抗することができないとする一方で、2　将来債権譲渡についての通知又は承諾の前にされた譲渡制限の意思表示は常に譲受人に対抗することができる。 ⇒　1　将来債権譲渡、2　債務者へ通知、3　譲渡制限特約の締結というケースでは、将来債権の譲受人が勝つ。 ⇒　1　将来債権譲渡、2　譲渡制限特約の締結、3　債務者へ通知というケースでは、譲渡制限特約が勝つ（債務者は悪意・重過失の将来債権の譲受人への弁済を拒める。）。	
		3　債権譲渡の対抗要件（民法第467条関係） 民法第467条の規律を次のように改めるものとする。		81-3 88-2
第467条　指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。	第467条　債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。	**（1）債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。**	判例明文化（最判平成13年11月22日） →　将来債権も含む	
2　前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができ	2　前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。	（2）（1）の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
ない。		（民法第467条第2項と同文）		
		4　債権譲渡と債務者の抗弁（民法第468条関係） **（1）　異議をとどめない承諾による抗弁の切断** 民法第468条の規律を次のように改めるものとする。	★★★ 単に債権が譲渡されたことを認識した旨を債務者が通知しただけで抗弁の喪失という債務者にとって予期しない効果が生ずることについては、債務者の保護の観点から妥当でなく、その正当化根拠の説明も困難であるとして、強い批判あり。	74A 84-3
第468条　債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。	（削除）	ア　民法第468条第1項を削除するものとする。	（1）ア　抗弁の切断を廃止 →　現行法下の異議なき承諾と同様の効果を得るためには、改めて、債務者から、抗弁権放棄の意思表示を受ける必要がある。 ⇒　とりわけクレジットカード業界に大きな影響あり。	
2　譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。	第468条　債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。	**イ　債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。**		
（新設）	2　第466条第4項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条第4項の相当の期間を経過した時」とし、第466条の3の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466条の3の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。	**ウ　1（2）の場合におけるイの規定の適用については、イ中「対抗要件具備時」とあるのは、「1（2）の相当の期間を経過した時」とし、1（3）イの場合におけるイの規定の適用については、イ中「対抗要件具備時」とあるのは、「1（3）イの規定により1（3）イの譲受人から供託の請求を受けた時」とする。**	（1）ウ　1（2）の規律により譲受人が債務者に対して直接請求できることとなった場合 →　直接請求をすることができるようになった時点までに既に生じた弁済等の事由を引き続き譲受人に対抗することができる。	
		（2）　債権譲渡と相殺 債権譲渡と相殺について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第469条　債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。	**ア　債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。**	（2）差押えと相殺（第24の3）と同様の問題意識に基づく規律 →　債権譲渡されても、債務者が譲渡人に対する債権で相殺できる場合についての定め。	
（新設）	2　債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。	**イ　債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、アと同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得した場合は、この限りでない。**	（2）イ　相殺の時的基準を緩和	
（新設）	一　対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権	**(ｱ)　対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権**	→　（ア）の例として、対抗要件具備の前に締結した保証契約に基づき、その後に保証人が弁済したことによる求償債権。	
（新設）	二　前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権	**(ｲ)　(ｱ)に掲げるもののほか、譲受人の取得する債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権**	→　（イ）の例として、譲渡された将来の売買代金と当該債権の目的物の瑕疵を理由とする買主の損害賠償債権。	
（新設）	3　第466条第4項の場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第466	**ウ　1（2）の場合におけるア及びイの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「1**	（2）ウ　1（2）の規律により譲受人が債務者に対して直接請求できることとなった場合 →　直接請求をすることができるように	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	条第４項の相当の期間を経過した時」とし、第466条の３の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第 466 条の３の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。	**（２）の相当の期間を経過した時」とし、１（３）イの場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「１（３）イの規定により１（３）イの譲受人から供託の請求を受けた時」とする。**	なった時点までに既に取得した債権による相殺をもって引き続き譲受人に対抗することができる。	
		第20　有価証券 **１　指図証券** **（１）　指図証券の譲渡** 民法第469条を削除し、これに代えて、指図証券の譲渡について、次のような規律を設けるものとする。	現行法下の「証券的債権」と「有価証券」との関係が曖昧だったため、「有価証券」として整備。 →　実質を変更させる趣旨ではない。 証券的債権に関する規定を廃止し、有価証券に関する規定に改めるとすると、「指名債権」という概念を維持する必要がないため。	70A 82-2
第 469 条　指図債権の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。	（削除）			
（新設）	第 520 条の２　指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。	**指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。**	（１）証券と権利が結合している有価証券の性質を踏まえ、対抗要件から効力要件とした。	
		（２）　指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限 民法第472条を削除し、これに代えて、指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限について、次のような規律を設けるものとする。	（２）現行の規律と同趣旨	
第 472 条　指図債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然に生ずる結果を除き、その指図債権の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。	（削除）			
（新設）	第520条の３　指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法（昭和７年法律第20号）中裏書の方式に関する規定を準用する。	**ア　指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法（昭和７年法律第20号）中裏書の方式に関する規定を準用する。**		
（新設）	第520条の４　指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。	**イ　指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。**		
（新設）	第520条の５　何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。	**ウ　何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。**		
（新設）	第520条の６　指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。	**エ　指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。**		
		（３）　指図証券の質入れ 民法第363条及び第365条を削除し、これに代えて、指図証券の質入れについて、次のような規律を設けるものとする。	（３）証書の交付と質権の設定の裏書を効力要件とするほかは、現行の規律と同趣旨	
第 363 条　債権であってこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによって、その効力を生ずる。	（削除）			

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
第365条　指図債権を質権の目的としたときは、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない。	（削除）			
（新設）	第520条の7　第520条の2から前条までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。	**（1）及び（2）の規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。**		
		（4）　指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等		
第470条　指図債権の債務者は、その証書の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。	（削除）	470条を削除し、これに代えて、指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等について、次のような規律を設けるものとする。	（4）現行の規律と同趣旨	
（新設）	第520条の8指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。	**ア　指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。**		
（新設）	第520条の9指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。	**イ　指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。**		
（新設）	第520条の10　指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。	**ウ　指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。**		
		（5）　指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法		
		指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法について、次のような規律を設けるものとする。	（5）現行の規律と同趣旨	
（新設）	第520条の11　指図証券は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第100条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。	**ア　指図証券は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第100条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。**		
（新設）	第520条の12　金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第114条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。	**イ　金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第114条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。**		
第471条　前条の規定は、債権に関する証書に債権者を指名する記載がされているが、その証書の所持人に弁済をすべき旨が付記されている場合について準用する。	（削除）	**2　記名式所持人払証券** 民法第471条を削除し、これに代えて、記名式所持人払証券について、次のような規律を設けるものとする。		70A
（新設）	第520条の13　記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下	**（1）ア　記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以**	（1）ア　判例明文化（大判明治42年11月24日） →　証券の交付を効力要件とする。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	同じ。）の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。	**下同じ。）の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。**		
（新設）	第520条の14　記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。	**イ　記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。**	（1）ほか、現行の規律と同趣旨	
（新設）	第520条の15　何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。	**ウ　何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。**		
（新設）	第520条の16　記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。	**エ　記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。**		
（新設）	第520条の17　第520条の13から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。	**（2）（1）の規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。**		
（新設）	第520条の18　第520条の８から第520条の12までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。	**（3）　1（4）及び（5）の規定は、記名式所持人払証券について準用する。**		
		3　指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券 1及び2以外の記名証券について、次のような規律を設けるものとする。		70A
（新設）	第520条の19　債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。	**（1）　債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。**	（1）手形法と同様の表現の規定を設ける一方、指図証券、記名式所持人払証券及び無記名証券と異なり、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限に関する規律を設けないことによって、証券の性質を明らかとする趣旨。	
（新設）	2　第520条の11及び第520条の12の規定は、前項の証券について準用する。	**（2）　1（5）の規定は、（1）の証券について準用する。**		
		4　無記名証券		70A
第86条　（略）　2　（略） 3　無記名債権は、動産とみなす。	第86条　（略）　2　（略） （削除）	民法第86条第3項及び第473条を削除し、これに代えて、無記名証券について、次のような規律を設けるものとする。		
第473条　前条の規定は、無記名債権について準用する。	（削除）			
（新設）	第520条の20　第2款（記名式所持人払証券）の規定は、無記名証券について準用する。	**2の規定は、無記名証券について準用する。**	無記名債権も有価証券の一種類であることを踏まえ、記名式所持人払証券に準じた規律を整備	
		第21　債務引受		67A 83-2 88-2
（新設）	第470条　併存的債務引受の引受	**1　併存的債務引受** **（1）併存的債務引受の要件・効果** 併存的債務引受について、次のような規律を設けるものとする。 **ア　併存的債務引受の引受人**	（1）ア　判例明文化　（最判昭和41	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。	**は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。**	年12月20日） →　効果を「連帯債務」とする（民法433条のように性質上当然に規定されないものを除き、連帯債務の規定に従う。）。 ⇒　つまり、不真正連帯債務とはならない。	
（新設）	2　併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。	**イ　併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。**	（1）イ　判例明文化　（大判大正15年3月25日） →　債権者と引受人。債務者の意思に反しても可。	
（新設）	3　併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。	**ウ　併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。**	（1）ウ　第三者のためにする契約の一種 →　債務者と引受人＋債権者への承諾。	
（新設）	4　前項の規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う。	**エ　ウの規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定（第29参照）に従う。**	（1）エにつき、現538条及び現539条参照	
（参考） 第538条　前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。 （参考） 第539条　債務者は、第537条第1項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができる。		**（2）　併存的債務引受の引受人の抗弁等** 併存的債務引受の効果について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第471条　引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。	**ア　引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。**	（2）ア　異論のない解釈を明文化 →　対抗できるのは「抗弁」なので、相殺権の行使については不可。 →　相殺については、新439条2項（第17の2（2）イ）で対処。	
（新設）	2　債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務を免れるべき限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。	**イ　債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務を免れる限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。**	（2）イ　履行拒絶権構成 →　保証（第18の2（2））と同旨	
		2　免責的債務引受の成立 **（1）　債権者と引受人との契約による免責的債務引受** 債権者と引受人との契約による免責的債務引受の成立について、次のような規律を設けるものとする。	（1）イ★★★	67A
（新設）	第472条　免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。	**ア　免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。**	（1）ア　異論のない解釈を明文化	
（新設）	2　免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。	**イ　免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。**	（1）イ　判例は、債務者の意思に反する免責的債務引受を認めないとしていた。 判例変更（×大判大正10年5月9日） →　取引の障害になっているとの批判があったため →　免除の規律とも整合性が取れる。 →　債務者への通知で足りるとした。（通	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			知が効力発生要件）	
		（2） 債務者と引受人との契約による免責的債務引受 債務者と引受人との契約による免責的債務引受の成立について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	3　免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる。	**免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる。**	（2）一般的な理解を明文化 →　債権者の承諾があった時点で効力発生	
		3　免責的債務引受による引受けの効果 免責的債務引受による引受けの効果について、次のような規律を設けるものとする。	★	67A 88-2
（新設）	第472条の3　免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。	**（1） 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。**	（1）判例明文化（大判明治36年10月3日、大判昭和15年11月9日） →　引受人が他人の債務を自己の債務として引き受けた上で、それを履行するのだから、求償関係を発生させる基礎に欠けている。 →　創設規定ではなく、確認規定（事務管理または不当利得による求償もできない。）。 →　引受人と債務者との間で、引受の対価を約することは可。 →　免責的債務引受ではなく、重畳的債務引受をした上で債務者を免除すれば、求償可。 →　引受人が、委託を受けない保証をしても、求償可。	
（新設）	第472条の2　引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。	**（2） 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。**	（2）異論のない解釈を明文化 →　対抗できるのは「抗弁」なので、相殺権の行使については不可。 →　他人の債権を処分することはできないので、相殺は不可（重畳的債務引受のように連帯債務の規定によっても不可）。	
（新設）	2　債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。	**（3） 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。**	（3）履行拒絶権構成 →　保証（第18の2（2））と同旨	
		4　免責的債務引受による担保権等の移転 免責的債務引受による担保権等の移転について、次のような規律を設けるものとする。	★	67A 83-2
（新設） （参考） 第518条　更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すこ	第472条の4　債権者は、第472条第1項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。	**（1） 債権者は、2（1）アの規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。**	（1）は、異論のない解釈を明文化 →　債権者の単独の意思表示で可（債務者または引受人との合意は不要） →　引受人以外の者（債務者、物上保証人）には、承諾義務はない。 →　引受人が担保権設定者である場合は、承諾不要。 →　現518条参照	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
とができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。				
(新設)	2　前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によってしなければならない。	**（2）（1）の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によってしなければならない。**	（2）担保の移転の有無について不確定な状況が存続しないようにするため。 →　登記上は、担保権の「移転」ではなく、担保権の「変更」となる。	
(新設)	3　前2項の規定は、第472条第1項の規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。	**（3）（1）及び（2）の規定は、2（1）アの規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。**	（3）保証債権の移転については、保証人の承諾が必要。	
(新設)	4　前項の場合において、同項において準用する第1項の承諾は、書面でしなければ、その効力を生じない。	**（4）（3）の場合において、（3）において準用する（1）の承諾は、書面でしなければ、その効力を生じない。**	（4）民法446条2項との整合性を保つため。	
(参考) 第446条2項　1(略) 2　保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。　3(略)				
(新設)	5　前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。	**（5）（4）の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、（4）の規定を適用する。**		
		第22　契約上の地位の移転 契約上の地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。		74A
(新設)	第539条の2　契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。	**契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。**	個々の債権債務のみならず、解除権等の形成権も第三者に移転させることができるという機能が契約上の地位の移転として認められている。 →　特に賃貸借契約などの継続的契約において、当事者の一方の変更にもかかわらず、将来に向かって契約の効力を存続させることができる有用な法技術として、実務上広く用いられている。 →　原則として、契約の相手方の承諾が必要。 →　賃貸借の例外は別に明文化（第33の4・賃貸借の場合、契約上の地位が譲受人に承継されないことによって保護される利益が相手方にない点で本条と異なる。） →　効果として、譲渡人は契約関係から離脱。	
		第23　弁済 **1　弁済の意義** 弁済の意義について、次のような規律を設けるものとする。		70A 80-3
(新設)	第473条　債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。	**債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。**	基本ルールの明文化	
		2　第三者の弁済（民法第474条関係） 民法第474条の規律を次のように改めるものとする。	★★★ 債務者の意思の尊重と過酷な求償権の行使から債務者を保護する趣旨から、第三者弁済の効果を安定させる方向への改正。	70A 77B 80-3 83-2 84-3

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
第474条　債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。	第474条　債務の弁済は、第三者もすることができる。	**（1）債務の弁済は、第三者もすることができる。**	（1）保証人や連帯債務者は自己の債務として弁済するので、正当な利益を有する第三者ではない。	
2　利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。	2　弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。	**（2）　弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。**	（2）善意の債権者については、弁済の効果を生じさせる。 →　後から債務者の意思に反する弁済だったことが判明したとしても、債権者は給付物の返還義務を負わない。	
（新設）	3　前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。	**（3）　（2）に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知ったときは、この限りでない。**	（3）原則として、債務者の意思に反していなくとも正当な利益のない第三者からの弁済を債権者は拒むことができるが、例外的に、第三者が債務者から委託を受けていた場合には拒むことができないとする。 →　新たに、債権者に弁済拒絶権を付与した規律。	
（新設）	4　前3項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。	**（4）（1）から（3）までの規定は、その債務の性質が第三　者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。**		
第476条　譲渡につき行為能力の制限を受けた所有者が弁済として物の引渡しをした場合において、その弁済を取り消したときは、その所有者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。	（削除）	**3　弁済として引き渡した物の取戻し（民法第476条関係）** 民法第476条を削除するものとする。	今日では、弁済を法律行為とは解さないため、代物弁済契約にのみ適用される規律だったが、諾成契約であることを明らかにしたことで、代物の給付も契約の履行であるに過ぎず法律行為ではないと考えられ、意義を失ったため。	70A
		4　債務の履行の相手方（民法第478条・第480条関係） **（1）　受領権限のない者に対する弁済の効力（民法第478条関係）** 民法第478条の規律を次のように改めるものとする。		70A 80-3 83-2
第478条　債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。	第478条　受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。	**受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。**	（1）は、債権の準占有者をわかりやすく表現 →　規律を変更する趣旨ではない。 →　「自称債権者」は受領権者以外の者に該当 →　「自称債権者の代理人」、「表見相続人」、「無効な債権譲渡の譲受人」、「債権が二重譲渡された場合に劣後する譲受人」、「偽造の債権証書・受け取り証書の所持人」、「預金通帳と届出人の持参人」も該当。	
第480条　受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。	（削除）	（2）　民法第480条を削除するものとする。	（2）現478条でカバーしうる規律であるため。 →　立法当初は、現478条の適用範囲は現在よりも狭いものが想定されていた。	
		5　代物弁済（民法第482条関係） 民法第482条の規律を次のよ		70A 80-3 83-2

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		うに改めるものとする。		
第482条　債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。	第482条　弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。	**弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。**	伝統的に代物弁済を要物契約とする見解が有力だったが、判例は諾成契約と親和的なものが多かったため、代物弁済が諾成契約であることを明確化。 →　債務消滅は所有権移転の登記日とする（最判昭和39年11月26日）。 →　所有権移転の効果は代物弁済契約の日とする（最判昭和57年6月4日、最判昭和60年12月20日）。	
		6　弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係	★	70A 70B 80-3 83-2 84-3
		（1）　特定物の現状による引渡し（民法第483条関係） 民法第483条の規律を次のように改めるものとする。		
第483条　債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。	第483条　債権の目的が特定物の引渡しである場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。	**債権の目的が特定物の引渡しである場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。**	（1）表現を見直すことによって、「特定物ドクマ」に対応。 →　法定責任説を採用しないことを明確にしている。 →　契約によって引き渡すべき特定物だけを考えたら削除してもよいのだが、法定債権によって引き渡すべき特定物への影響があるかもしれないので、表現を見直して存置しておくこととした。また、実務上は、性状について合意がない場合に履行期の現状で引き渡せば免責されることを意味する規定として意義があるとも言われている。	
		（2）　弁済の時間 弁済の時間について、次のような規律を設けるものとする。		
第484条　（略）	第484条　（略）			
（新設）	2　法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。	**法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。**	（2）信義則上のルールを明文化 →　商法520条参照（なお、同条は削除される見込み）。	
（参考）商法 第520条　法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。	（削除）			
		（3）　受取証書の交付請求（民法第486条関係） 民法第486条の規律を次のように改めるものとする。		
第486条　弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。	第486条　弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。	**弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。**	（3）判例明文化（大判昭和16年3月1日） →　先履行ではなく、同時履行とする。 →　受領権者が受取証書を交付しないために、債務者が弁済をしなかった場合、受領拒絶の効果が生じる。	
		（4）　預貯金口座への振込みによる弁済 預貯金口座への振込みによる弁済について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第477条　債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預	**債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯**	（4）通説を明文化 →　誤振込のように原因関係がなくとも受取人が預金債権を取得するとする	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。	**金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。**	のが判例(最判平成８年４月 26 日等)。 →　すなわち、被仕向銀行が受取人の預金口座に入金記録をした時点が効力発生時となる。 →　これらの判例を前提として、銀行の過誤によって着金しなかったときは弁済の効力が生じないことをも明らかとする規律。	
(参考)		**7　弁済の充当（民法第 488 条から第 491 条まで関係）** （1）民法第 491 条の規律を次のように改めるものとする。	**★★** 【現在の規律の整理】 1　債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担する場合（３を除く）。 →　現 488 条及び現 489 条を適用 2　債務者が一個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合（３を除く）。 →　現 491 条を適用 3　債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担する場合において、そのうち一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきとき。 →　現 491 条適用の次に現 489 条を適用（法定充当） →　現 488 条（指定充当）も適用されるべきと批判	70A 80-3 83-2 84-3
第 491 条　債務者が１個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。	第489条　債務者が１個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。	**ア　債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合（債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。）において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。**		
2　第 489 条の規定は、前項の場合について準用する。	2　前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。	**イ　民法第 488 条及び第 489 条の規定は、アの場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。**	（1）イ　（1）アの適用により残額のある費用、利息又は元本の間の充当については、法定充当だけでなく、指定充当を認めることとした。 →　指定充当を認めることによって、当事者の意思を反映させることが望ましいから。 →　以上をふまえ、現 488 条及び現 489 条についても１条文にまとめて修正・整理（新 498 条参照）。	
(参考) 第 488 条　債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。 2　弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して	第488条　債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないとき(次条第１項に規定する場合を除く。)は、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。 2　弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べた			

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
直ちに異議を述べたときは、この限りでない。 ３　前２項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。	ときは、この限りでない。 ３　前２項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。 ４　弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第１項又は第２項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。 一　債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。 二　全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。 三　債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。 1 ″_Toc421539656″　済は、各債務の額に応じて充当する。			
第 489 条　弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。 一　債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。 二　すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。 三　債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。 四　前２号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。	（削除）	（２）合意による弁済の充当について次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第 490 条　前２条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。	**民法第 488 条、第 489 条及び第 491 条の規定にかかわらず、弁済をする者と受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。**	（２）「合意」が最優先であることを明確化 →　いわば、現 489 条及び同 489 条の特則として機能する。 →　これらの規定が任意規定であることを明確化。 →　実務では、合意充当が多いことを受け、明文化。	
		８　弁済の提供（民法第 492 条関係） 民法第 492 条の規律を次のように改めるものとする。		70A
第 492 条　債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。	第 492 条　債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる。	**債務者は、弁済の提供の時から、債務の履行をしないことによって生ずべき責任を免れる。**	表現の見直し。 →　弁済の提供の効果として、「履行遅滞による債務不履行責任の不発生」、「債権者の同時履行の抗弁権の消滅」とがあり得るが、「一切の」を削除し前者に限ることを表現。	
		９　弁済の目的物の供託（民法第 494 条から第 498 条まで関係）	（２）★★	70A 84-3

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		（1）民法第494条の規律を次のように改めるものとする。		
第494条　債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者（以下この目において「弁済者」という。）は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。	第494条　弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。	**ア　弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。**	→　口頭の提供（大判大正11年10月25日）については、一般化困難と判断され、依然解釈に委ねられる。	
（新設）	一　弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。	**(ｱ)　弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。**	（1）ア（ア）　判例明文化（大判大正10年4月30日） →　供託に先立って、弁済の提供が必要	
（新設）	二　債権者が弁済を受領することができないとき。	**(ｲ)　債権者が弁済を受領することができないとき。**	（1）ア（イ）　現状を維持	
弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。	2　弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。	**イ　弁済者が債権者を確知することができないときも、アと同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。**	（1）イ　条文の構造を立証責任に合わせて整理 →　債権者などの供託の有効性を争う者が、弁済者に過失があることについての主張立証責任を負う。	
		（2）民法第497条の規律を次のように改めるものとする。		
第497条　弁済の目的物が供託に適しないとき、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。	第497条　弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。	**弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。**	（2）自助売却の要件を緩和 ⇒　自助売却が利用されやすい方向へ（物品供託は保管料負担の問題（支払義務は被供託者にあるが、回収できないもあり、倉庫業者が受入を拒否することも多い）などから、ほとんど利用されていない。）	
（新設）	一　その物が供託に適しないとき。	**ア　その物が供託に適しないとき。**		
（新設）	二　その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。	**イ　その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。**	→　イ　物理的下落だけでなく、市場価格の下落も含む趣旨。	
（新設）	三　その物の保存について過分の費用を要するとき。	**ウ　その物の保存について過分の費用を要するとき。**		
（新設）	四　前3号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。	**エ　アからウまでに掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。**	→　エ　事実上物品供託を利用することができない場合を含む	
		（3）民法第498条の規律を次のように改めるものとする。		
（新設）	第498条　弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。	**ア　弁済の目的物が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。**	（3）ア　基本ルールの明文化	
第498条　債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。	2　債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。	イ　債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。（民法第498条と同文）		
		10　弁済による代位	★★★	70A 70B 80-3 83-2 84-3 88-2
		（1）　弁済による代位の要件（民法第499条・第500条関係） 民法第499条及び第500条の規律を次のように改めるものとする。		
第499条　債務者のために弁済をした者は、その弁済と同	第499条　債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。	**ア　債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。**	（1）ア　規律の変更 →　「債権者の承諾」を不要とした。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
時に債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる。			→　債権者が、弁済の受領のみして、代位を承諾しないのは不相当だから。 →　代わりに、債権者には、第三者弁済における弁済拒絶権（第 23 の２）を付与。 →　任意規定のため、代位しないとの合意も可	
２　第 467 条の規定は、前項の場合について準用する。	（削除）		下記イと規律が重複するため削除	
第 500 条　弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。	第 500 条　第 467 条の規定は、前条の場合（弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。）について準用する。	**イ　民法第 467 条の規定は、アの場合（弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。）について準用する。** **（２）　弁済による代位の効果（民法第 501 条前段関係）** 民法第 501 条前段の規律を次のように改めるものとする。	→　本条による新 467 条の準用は任意代位のみ。法定代位には適用されない。	
第 501 条　前２条の規定により債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。	第501条　前２条の規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。	**ア　（１）の規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。**		
（新設）	２　前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができる。	**イ　アの規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができる。** **（３）　法定代位者相互間の関係（民法第 501 条後段関係）** 民法第 501 条後段の規律を次のように改めるものとする。	（２）イ　共同保証人間でも債権者に代位することができるが、他の共同保証人への代位の範囲は、新 465 条によって取得する求償権の範囲内であることを明確化。	
この場合においては、次の各号の定めるところに従わなければならない。	３　第１項の場合には、前項の規定によるほか、次に掲げるところによる。	**（２）アの場合には、（２）イの規定によるほか、次に掲げるところによる。**		
一　保証人は、あらかじめ先取特権、不動産質権又は抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権又は抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。	（削除）		現 501 条１項１号を削除 ⇒　１号の削除により、保証会社が代弁しても、第三取得者出現との関係で抵当権移転の登記を急ぐ必要がなくなった。 ⇒　逆に、弁済済みの抵当権付不動産を購入する際は、第三者弁済でないか確認が必要となる。	
二　第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。	一　第三取得者（債務者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者をいう。以下この項において同じ。）は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。	**ア　第三取得者（債務者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者をいう。以下この（３）において同じ。）は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。**	（３）ア　現２号に対応し、物上保証人も含むという一般的な理解を明文化。	
三　第三取得者の一人は、各不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。	二　第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。	**イ　第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。**		
四　物上保証人の一人は、各財産の価格に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位する。	三　前号の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。	**ウ　イの規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。**	（３）ウ　現４号に対応	
五　保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の	四　保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じ	**エ　保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価**	（３）エ　現５号に対応 →　物上保証人兼保証人がいる場合の代位割合については、依然解釈による。（最判昭和 61 年 11 月 27 日はその射程や評価につき固まっておらず規律化困難なため。）	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
価格に応じて、債権者に代位する。	て、債権者に代位する。	**格に応じて、債権者に代位する。（民法第 501 条第５号と同文）**		
（新設）	五　第三取得者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、第三取得者とみなして第１号及び第２号の規定を適用し、物上保証人から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして第１号、第３号及び前号の規定を適用する。	**オ　第三取得者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、第三取得者とみなしてア及びイの規定を適用し、物上保証人から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして、ア、ウ及びエの規定を適用する。**	（３）オ　一般的な理解を明文化 →　転得者も含む趣旨	
六　前号の場合において、その財産が不動産であるときは、第１号の規定を準用する。	（削除）		現 501 条１項６号を削除	
		（４）　一部弁済による代位の要件・効果（民法第 502 条関係） 民法第 502 条第１項の規律を次のように改めるものとする。	（４）一部代位者よりも債権者を保護する方向へ	
第 502 条　債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使する。	第 502 条　債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができる。	**ア　債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができる。**	（４）ア　代位者が単独で抵当権を実行できるとする判例変更　（×大決昭和６年４月７日） →　上記判例に対しては、債権者に不測の損害が生じるとの批判があったため（東高決昭和 55 年 10 月 20 日）。 →　金融実務では、一部代位者の取得した権利は金融機関の同意がなければ行使できないとする約款が用いられることが多い。	
（新設）	２　前項の場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。	**イ　アの場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。**		
（新設）	３　前２項の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となっている財産の売却代金その他の当該権利の行使によって得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。	**ウ　ア又はイの場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となっている財産の売却代金その他の当該権利の行使によって得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。**	（４）ウ　判例明文化（最判昭和 60 年５月 23 日、最判昭和 62 年４月 23 日）	
２　（略）	４　（略）			
		（５）　担保保存義務（民法第 504 条関係） 民法第 504 条の規律を次のように改めるものとする。		
第 504 条　第 500 条の規定により代位をすることができる者がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。	第 504 条　弁済をするについて正当な利益を有する者(以下この項において「代位権者」という。)がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たって担保の喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となっている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。	**ア　弁済をするについて正当な利益を有する者（以下このアにおいて「代位権者」という。）がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たって担保の喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となっている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。**	（５）ア　物上保証人等から抵当不動産を譲り受けた第三者につき、判例明文化（最判平成３年９月３日）。	
（新設）	２　前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。	**イ　アの規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。**	（５）イ　取引上の社会通念という表現につき、判例明文化（最判平成７年６月 23 日） →　この判例は、免除特約に信義則・権利濫用による一定の限界があると示したもの。 ⇒　今までどおり、事前の免除特約も有効だが、その特約の効力は信義則等による制限を受ける。	
		第 24　相殺		69A 83-2

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		1　相殺禁止の意思表示（民法第505条第2項関係） 民法第505条第2項の規律を次のように改めるものとする。		
第505条　2人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。	第505条　2人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。			
2　前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。	2　前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。	**前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。**	→　現466条2項改正案と同様に（第19の1（1））、現500条2項の「反対の意思表示」を分かりやすく明確化。 →　善意につき、重過失を除くとする点について判例明文化（最判昭和48年7月19日、ただし現466条2項について判示したもの）。 →　相殺禁止の主張立証責任についての第三者の主観に関する主張立証責任は、債権者又は債務者が負うとする判例明文化（大判明治38年2月28日）。	
		2　不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止（民法第509条関係） 民法第509条の規律を次のように改めるものとする。	★★★	69B 80-3 83-2
第509条　債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。	第509条　次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。	**次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から取得したものであるときは、この限りでない。**	現行法は、相殺禁止の範囲が広範すぎるとの批判を受け、不法行為によって生じた債務であっても、人の生命身体の侵害ではなく、かつ、過失によるものであれば、相殺することができるとした。 ⇒　物損交通事故による損害を想定。 →　ただし書きは、もはや、被害者保護の趣旨が当てはまらない局面のため、相殺禁止の対象から除外する趣旨。	
（新設）	一　悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務	**（1）悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務**	（1）　工作物責任に基づく損害賠償債務については、悪意とは言えないので、相殺禁止の対象とはならない。	
（新設）	二　人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（前号に掲げるものを除く。）	**（2）人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（（1）に掲げるものを除く。）**	（2）　不法行為だけでなく、債務不履行によって生じた債務も含む点で、相殺禁止の範囲が広がっていると解釈する余地のある規律。	
		3　支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（民法第511条関係） 民法第511条の規律を次のように改めるものとする。	（1）★（2）★★	69A 83-2
第511条　支払の差止めを受けた第三債務者は、その後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができない。	第511条　差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。	**（1）　差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。**	（1）判例明文化（最判昭和45年6月24日） →　無制限説を採用するもの。 →　差押前に取得した債権を自働債権とするのであれば、差押時に相殺適状にある必要はなく、自働債権と受働債権の弁済期の先後を問わず、相殺を対抗することができる。	
（新設）	2　前項の規定にかかわらず、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。	**（2）　（1）の規定にかかわらず、（1）の差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得した場合は、この限りでない。**	（2）相殺の時的基準を緩和 現在は、差押時よりも、破産手続開始時の方が相殺を対抗できる範囲が拡張されているが、破産法と異なる規律である理由がないとの批判。 →　差押前の委託保証人が差押後に代弁して取得した求償債権と差押債権との相殺は可。 →　差押前の銀行取引約定書に基づく、差押後の手形買取債権と差押債権との相殺は可。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		４　相殺の充当（民法第 512 条関係） 民法第 512 条の規律を次のように改めるものとする。	相殺をする債権者が有する債権が、債権者が負担する債務の全部を消滅させるのに足りない場合や、相殺をする債権者が負担する債務が、債権者が有する債権の全部を消滅させるのに足りない場合について、現 612 条は弁済充当の規律を準用するものの、複数の元本債権相互間の相殺の順序に関するルールがないため、どの自働債権とどの受働債権とが相殺されるのかが明確でなく、直ちに準用される規律を特定することが難しい規律ぶりとなっていた。 →　そこで、上記のルールの根拠である判例法理（最判昭和 56 年７月２日）を明文化。ただし、指定充当（現 488 条）については不採用（相殺の遡及効と整合しないから。）	69A 80-3 84-3
第 512 条　第 488 条から第 491 条までの規定は、相殺について準用する。	第 512 条　債権者が債務者に対して有する１個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して負担する１個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかったときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。	**（１）　債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかったときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。**	（１）　相殺の対象を決める規律 →　合意があれば、合意が優先する。 →　元本債権相互間では相殺適状となった時期の順に従って相殺する。	
（新設）	２　前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであって、当事者が別段の合意をしなかったときは、次に掲げるところによる。	**（２）　（１）の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであって、当事者が別段の合意をしなかったときは、次に掲げるところによる。**	（２）　相殺の対象が決まった後の充当に関する規律 →　合意があれば、合意が優先する。 →　その時期を同じくする元本債権相互間及び元本債権とこれについての利息・費用債権との間では、現 489 条及び現 491 条を準用して相殺充当を行う。	
（新設）	一　債権者が数個の債務を負担するとき（次号に規定する場合を除く。）は、第 488 条第４項第２号から第４号までの規定を準用する。	**ア　債権者が数個の債務を負担するとき（イに規定する場合を除く。）は、民法第 489 条第２号から第４号までの規定を準用する。**		
（新設）	二　債権者が負担する１個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第 489 条の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「前条」とあるのは、「前条第４項第２号から第４号まで」と読み替えるものとする。	**イ　債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第 23 の７（１）の規定を準用する。この場合において、第 23 の７（１）イ中「民法第 488 条及び第 489 条」とあるのは、「民法第 489 条第２号から第４号まで」と読み替えるものとする。**		
（新設）	３　第１項の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、前項の規定を準用する。	**（３）　（１）の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、（２）の規定を準用する。**	（３）　相殺をする債権者が負担する債務が、債権者が有する債権の全部を消滅させるのに足りない場合の規律。	
（新設）	第 512 条の２　債権者が債務者に対して有する債権に、１個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺については、前条の規定を準用する。債権者が債務者に対して負担する債務に、１個の債務の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。	**（４）　債権者が債務者に対して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺については、（１）から（３）までの規定を準用する。債権者が債務者に対して負担する債務に、一個の債務の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。**		

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		第25　更改 **1　更改の要件・効果（民法第513条関係）** 民法第513条の規律を次のように改めるものとする。		69A 83-2
第513条　当事者が債務の要素を変更する契約をしたときは、その債務は、更改によって消滅する。	第513条　当事者が従前の債務に代えて、新たな債務であって次に掲げるものを発生させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。	**当事者が従前の債務に代えて、新たな債務であって次に掲げるものを発生させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。**	更改意思を要するとする点について判例明文化（大判昭和7年10月29日） →　「～に代えて、新たな～」で表現	
（新設）	一　従前の給付の内容について重要な変更をするもの	**（1）　従前の給付の内容について重要な変更をするもの**	（1）解釈上確立しているものを明文化 →　更改意思がなければ、代物弁済となる。	
（新設）	二　従前の債務者が第三者と交替するもの	**（2）　従前の債務者が第三者と交替するもの**	（2）解釈上確立しているものを明文化 →　更改意思がなければ、免責的債務引受となる。	
（新設）	三　従前の債権者が第三者と交替するもの	**（3）　従前の債権者が第三者と交替するもの**	（3）解釈上確立しているものを明文化 →　更改意思がなければ、債権譲渡となる。	
2　条件付債務を無条件債務としたとき、無条件債務に条件を付したとき、又は債務の条件を変更したときは、いずれも債務の要素を変更したものとみなす。	（削除）		→　条件の変更は更改によらずとも可能であり、実務上も適用例がないため、削除。	
		2　債務者の交替による更改（民法第514条関係） 民法第514条の規律を次のように改めるものとする。	**★★★** 現514条による更改は、債務者の意思に反することができない。 →　利益を押し付けられることを望まない債務者の意思を尊重する趣旨。 ⇒　第三者弁済と同様。 →　債務者から事後的に無効を主張されるリスクがあるとの批判。	69A
第514条　債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。	第514条　債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。	**（1）債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。**	条文・判例変更（×大判大正10年5月9日） →　債務者の意思に反しても可とする。 →　免責的債務引受も同様（第21の2参照）	
（新設）	2　債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。	**（2）債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。**	→　免責的債務引受も同様（第21の2参照）	
		3　債権者の交替による更改（民法第515条・第516条関係） 民法第515条及び第516条の規律を次のように改めるものとする。		69B 80-3
第515条　債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。 2　債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。	第515条　債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によってすることができる。 2　債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。	**（1）　債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によってすることができる。** （2）　債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。（民法第515条と同文）	（1）　三者間契約が必要という現行法の規律を維持	
第516条　第468条第1項の規定は、債権者の交替による更改について準用する。	（削除）	**（3）　民法第516条を削除するものとする。**	（3）　準用する現468条1項（異議をとどめない承諾）が削除されるから。	
		4　更改の効力と旧債務の帰す	**★★**	80-3

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
第517条　更改によって生じた債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によって成立せず又は取り消されたときは、更改前の債務は、消滅しない。	（削除）	**う（民法第517条関係）** 民法第517条を削除するものとする。	→　内容に不明確なところがある上に、明確である点についても合理性があるとは言い難いから。 →　本条の適用場面において、債権者に旧債務につき免除の意思があったか否か、個別事案ごとに判断。	
		5　更改後の債務への担保の移転（民法第518条関係） 民法第518条の規律を次のように改めるものとする。	（1）★★ 現518条については、当事者の合意が必要であり、その結果、質権や抵当権の設定者ではない債務者又は旧債務者が拒絶することができるという弊害が指摘されている。	69A 83-2
第518条　更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。	第518条　債権者（債権者の交替による更改にあっては、更改前の債権者）は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。	**（1）　債権者（債権者の交替による更改にあっては、更改前の債権者）は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。**	（1）　債権者の単独の意思表示で担保の移転が可。 →　免責的債務引受との整合性を考慮。 →　対象となる担保については、質権又は抵当権に限定。 cf 免責的債務引受は質権や抵当権に限らず、先取特権や留置権等の法定担保権、保証債権のほか、譲渡担保や仮登記担保も移転の対象として認められる。（更改は旧債務が消滅するから移転しないのが原則。免責的債務引受は同一性のある債務だから移転するのが原則。） →　更改契約の当事者である債務者又は新債務者の承諾は不要。 →　質権等を設定した物上保証人である第三者や債務者の交代による更改については質権等を設定していた旧債務者の承諾は必要。	
（新設）	2　前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方（債権者の交替による更改にあっては、債務者）に対してする意思表示によってしなければならない。	**（2）（1）の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方（債権者の交替よる更改にあっては、債務者）に対してする意思表示によってしなければならない。**	→　免責的債務引受も同様（第21の4参照）	
		第26　契約に関する基本原則 **1　契約自由の原則** 契約自由の原則について、次のような規律を設けるものとする。	争いなく認められている契約自由に関する規律を明文化	75A 83-2
（新設）	第521条　何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。 2　（略）	**（1）　何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。**	（1）契約締結の自由、相手方選択の自由の明文化。 →　「法令に定められた例外」＝道路運送法13条、鉄道営業法6条、ガス事業法16条、水道法15条、電気事業法18条等 →　契約の締結が義務づけられていなくとも、契約締結拒絶が損害賠償義務を発生させる局面は依然ありうる。	
（新設）	第522条　1（略） 2　契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。	**（2）　契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。**	（2）方式の自由の明文化 →　法令に定められた例外（民法446条2項等）	
（新設）	第521条　1（略） 2　契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。	**（3）　契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。**	（3）内容決定の自由の明文化 →　法令の制限の例外（強行規定違反、公序良俗違反等）	
		2　履行の不能が契約成立時に生じていた場合 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であった場合について、次のような規律	★★★	75A 83-2

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
（新設）	第412条の2　（略） 2　契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。	を設けるものとする。 **契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第11の1及び2の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。**	第10の1参照 原始的不能である場合には契約は無効とする判例変更（×昭和25年10月26日・偶然の事情で効力が異なるのは相当でないし、原始的不能であったか否かにかかわらず履行利益の賠償を認めなければ債権者に不服の損害をもたらずから。） →　学説の多数は無効ではないとの見解。 →　損害賠償請求は有効な契約によって生じる効果の代表例。	
（新設）	第522条　契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。 2　（略）	**第27　契約の成立** **1　申込みと承諾** 申込みと承諾について、次のような規律を設けるものとする。 **契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。**	★ 基本ルールの明文化 →　申込みと申込みの誘因とを区別する指標とすることも意図。 →　契約締結を申し入れる意思表示と契約の内容を表すことが必要。 →　練上型の契約の成立を否定するものではない。 →　どの時点で契約が成立するかは依然解釈による。	67A 81-3
第521条　承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。 2　（略） 第522条　前条第1項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならない。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。 2　申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、承諾の通知は、前条第1項の期間内に到達したものとみなす。	第523条　承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。 2　（略） （削除）	**2　承諾の期間の定めのある申込み（民法第521条第1項・第522条関係）** 民法第521条第1項及び第522条の規律を次のように改めるものとする。 **（1）　承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。** （2）　民法第522条を削除するものとする。	（2）★★ （1）ただし書きを設けることで、解釈上の疑義を解消 →　任意規定であることを明らかにする。 （2）現代社会では通信手段が発達しているため、延着のリスクを現522条のように申込者ではなく、承諾者に負わせることが相当と考えられるため	67A 83-2
第524条　承諾の期間を定めないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。	第525条　承諾の期間を定めないでした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。 2　（略）　3　（略）	**3　承諾の期間の定めのない申込み（民法第524条関係）** 民法第524条の規律を次のように改めるものとする。 **承諾の期間を定めないでした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。**	表現の見直し →　「隔地者」を削除することで、原則としては「対話者」も含むことを明確化。 →　対話継続中は、4で別に規律。 →　ただし書きについては、前記2と同趣旨。	67A 83-2
		4　対話者間における申込み	★★	67A

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		対話者間の申込みについて、次のような規律を設けるものとする。		81-3 83-2
(新設)	第 525 条　(略) 2　対話者に対してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。	**（1）　対話者に対してした３の申込みは、３の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。**	（1）　上記３（新 525 条）を原則とし、例外的に対話者について規律 →　対話継続中に相手が準備を進めるとは考えにくく、撤回されても相手方に不利益とならないため。 →　対話者間であっても、承諾の期間を定めたものは撤回不可。	
(新設)	3　対話者に対してした第１項の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。	**（2）　対話者に対してした３の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。**	（2）対話者間で承諾期間の定めがない申込みがされた場合には直ちに承諾をすべきであるとする判例（大判明治 39 年 11 月２日）を前提とした規律。 →　適用範囲が重複する商法 507 条は削除	
(参考)商法 第 507 条　商人である対話者の間において契約の申込みを受けた者が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う。	(削除)			
		5　申込者の死亡等（民法第 525 条関係） 民法第 525 条の規律を次のように改めるものとする。	★★ 現 97 条２項の特則という位置づけから変更	67A 83-2
第 525 条　第 97 条第２項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、適用しない。	第 526 条　申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。	**申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。**	意思能力の効果についての明文化（第２参照）を受けて表現の見直し。時的基準を明らかとし、現 97 条２項との適用場面を異なるものとした。 →　申込到達後承諾発信まで	
(参考) 第 97 条　1 (略) 2　隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。	第 97 条　1 (略)　2 (略) 3　意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。			
		6　契約の成立時期（民法第 526 条第１項・第 527 条関係）	★★★	67A
第 526 条　隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。	(削除)	（1）　民法第 526 条第１項を削除するものとする。	（1）承諾の発信主義の廃止 →　通信手段が発達したから。 →　新 97 条１項は任意規定のため、合意で承諾の発信時に契約成立とすることも可。	
2　申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。	第 527 条　申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。		→　２項は新条文として存置。	
第 527 条　申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したもの	(削除)	（2）　民法第 527 条を削除するものとする。	（2）原則どおり申込みの撤回の意思表示の到達時と承諾の意思表示の到達時との先後で決することとし、特則を設けないこととした。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
であることを知ることができるときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発しなければならない。 2　承諾者が前項の延着の通知を怠ったときは、契約は、成立しなかったものとみなす。				
		7　懸賞広告 **（1）　懸賞広告（民法第529条関係）** 民法第529条の規律を次のように改めるものとする。	（3）★★	67A 83-2
第529条　ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下この款において「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。	第529条　ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者に対してその報酬を与える義務を負う。	**ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者（以下「懸賞広告者」という。）は、その行為をした者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者に対してその報酬を与える義務を負う。**	（1）行為をした者の認識について明確化 →　広告を知らずに行為をしたとしても報酬義務 →　懸賞広告者は、期待する効果が生じさえすればよいと考えるのが通常だから。	
		（2）　懸賞広告の効力 懸賞広告の効力について、次のような規律を設けるものとする。	（2）現行法には定められていない存置期間のルールについて明確化 →　いつまでも報酬義務を負うのは適当でない。	
（新設）	第529条の2　（略） 2　前項の広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。 【条文案なし（条文化されず）】	**ア　（3）アの広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。** **イ　（3）イの広告は、指定した行為の内容その他の事情を考慮して相当な期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。**		
		（3）　懸賞広告の撤回（民法第530条関係） 民法第530条の規律を次のように改めるものとする。	（3）ア、イ　撤回ルールを変更 →　期間の定めがあるか否かで原則例外が異なることになった。	
（新設）	第529条の2　懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めてした広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。 2（略）	**ア　懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めてした広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。**	→　期間の定めがある場合、現行法では原則撤回できたものが、原則不可に。	
第530条　前条の場合において、懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がない間は、前の広告と同一の方法によってその広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。	第529条の3　懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がない間は、その指定した行為をする期間を定めないでした広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。	**イ　懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がない間は、その指定した行為をする期間を定めないでした広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。**	→　期間の定めがない場合、現行法どおり原則撤回できる。	
2　前項本文に規定する方法によって撤回をすることができない場合には、他の方法によって撤回をすることができる。この場合において、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。	第530条　（略） 2　広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができる。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。	**ウ　広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができる。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。**	（3）ウ　撤回方法の要件を緩和 →　現行法は、前の広告と同一の方法ができない場合にのみ、異なる方法ができるとされていたが、前の広告と同一の方法ができる場合であっても、異なる方法ができることとした。 →　撤回の効果が生じる対象は従前と同じ。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		第 28　定型約款 **１　定型約款の定義** 定型約款の定義について、次のような規律を設けるものとする。	★★★ 細かな条項が契約内容となるためのルールを整備	81B 83-2 86-2 88-2
(新設)	第 548 条の２　定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条　項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。 一　(略)　二(略)	**定型約款とは、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。**	１　定型取引に該当、２　特定の者により準備された条項の総体、という要件を満たす必要あり。 →　１では、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であるか否か」、「取引の内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものか否か」という点をチェック。 →　労働契約は、相手方の個性に着目して締結されるものなので、定型取引の定義の「不特定多数の者を相手方として」という要件を満たさない。よって、労働契約書のひな型は定型約款に該当しない。 →　事業者間契約は、上記１と２を満たさないものが多く、基本的に定型約款の定義を満たさない。例えば、製品の原材料の供給契約のようなＢtoＢ契約は含まれないことが通常となる。 →　契約書のひな型も、事業者間で取引するものについては、要件を満たさないことが多いと考えられる。例えば、基本契約書に合意した上で行われる個別の売買取引における基本契約書の内容は、定型約款には該当しない。 →　事業者間取引のようにプロ同士の取引であって、画一的であることが両当事者にとって合理的といえないのであれば、事実上の力関係等によって交渉可能性がなくとも、定型約款には該当しない。 →　一方、企業が一般に普及しているワープロソフトウェアを購入する際の契約や企業がする預金契約等は定型約款に該当する。	
		２　定型約款についてのみなし合意 定型約款についてのみなし合意について、次のような規律を設けるものとする。	★★★	81B 83-2 86-2 88-2
(新設)	第 548 条の２　定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。	**（１）定型取引を行うことの合意（３において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす。**	（１）①定型取引の合意＋定型約款による合意、又は②定型取引の合意＋定型約款による旨の表示のいずれかにより、個別条項について合意をしたものとみなされる。	
(新設)	一　定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。	**ア　定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。**	→　「定型取引の合意」とは、どの商品をどの店でいくらで購入するという意思が合致している程度の合意をいう。	
(新設)	二　定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に	**イ　定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方**	→　ＪＲ等のように、イの表示すら困難な取引のうち公共性と約款による必要性の高いものについては、特別法で要件が緩和される見込み。（旅客の運	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	表示していたとき。	**に表示していたとき。**	送に係る取引、高速道路等の通行に係る取引、郵便事業や電気通信事業関係の取引等）	
（新設）	2　前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第１条第２項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。	**（２）（１）の規定にかかわらず、（１）の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第１条第２項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。**	（２）現在は、信義則のほか、当事者の合理的意思解釈などの手法を駆使して、約款の拘束力を否定する判例が多い（最判昭和 62 年２月 20 日、最判平成５年３月 30 日、最判平成 15 年２月 28 日）。一方、契約書への署名押印だけでなく、当該条項への合意が明確であることが必要とする判例もある。（最判平成 17 年 12 月 16 日） →　条項内容の不当性＋相手方が当該条項を明確に認識していないことが総合考慮されている。 →　法定された考慮事由を踏まえつつ、個別判断 →　一部無効構成ではなく、合意不成立構成 →　趣旨・考慮要素が異なるため、消費者契約法 10 条と結論に違いが生じることもあり得る。 ⇒　不意打ち条項と不当条項を一本化とも言える。 →　「当該定型取引の態様」を要件とすることで、相手方にとって予測しがたい条項があれば、容易に知り得る措置を講じなければならないとした。（不意打ち条項とほぼ同義。）	
		３　定型約款の内容の表示 定型約款の内容の表示について、次のような規律を設けるものとする。	**★★★** 定型約款が契約内容になる問題と、定型約款の内容の表示の問題は別問題と整理	81B 83-2
（新設）	第 548 条の３　定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。	**（１）定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当のの期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。**	（１）定型約款準備者には開示義務がある。 →　これに違反すれば債務不履行となる。	
（新設）	2　定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。	**（２）定型約款準備者が、定型取引合意の前において（１）の請求を拒んだときは、２の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。**	（２）開示請求を拒むと定型約款の内容が契約内容とはならない。 →　開示請求に対して、相手方が定型条項の内容を認識することを妨げる目的で不正に応じなかったケースを想定。 →　不正でなければ、（２）の問題とはならない。（（１）の債務不履行の問題のみ）	
		４　定型約款の変更 定型約款の変更について、次のような規律を設けるものとする。	**★★★** 定型約款の内容が契約の内容となる契約締結後、相当期間が経過した後、その定型約款の内容を変更する必要が生じた場合のルールを規律	81B 83-2 86-2 88-2
（新設）	第 548 条の４　定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項につ	**（１）定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について**	→　本規律に基づく変更は、①「相手方一般の利益」＋「効力発生時期の定め」＋「周知」又は②「合理的なもの」＋「効力発生時期の定め」＋「効力発生	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	いて合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。	**合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。**	時前の周知」のいずれかによることになる。 →　定型約款を変更しないとする個別合意は可。	
（新設）	一　定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。	**ア　定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。**	→　変更時には「不特定の相手方」でなくとも可。	
（新設）	二　定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。	**イ　定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この４の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。**	→　変更条項を約款の内容を変更するために必須のものとはしていない。ただし、変更条項が置かれ、その内容が具体的である場合には、変更の合理性は認められやすくなる。 →　現在の約款に変更条項がなくとも、変更条項を設ける旨の約款の変更は可能。	
（新設）	2　定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。	**（2）定型約款準備者は、（1）の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。**		
（新設）	3　第１項第２号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。	**（3）（1）イの規定による定型約款の変更は、（2）の効力発生時期が到来するまでに（2）による周知をしなければ、その効力を生じない。**		
（新設）	4　第 548 条の２第２項の規定は、第１項の規定による定型約款の変更については、適用しない。	**（4）２（2）の規定は、（1）の規定による定型約款の変更については、適用しない。**	（4）定型約款の変更については、より厳格であり、かつ、考慮要素も異なる（1）の規律があるため。	
		第 29　第三者のためにする契約 **1　第三者のためにする契約の成立等（民法第 537 条関係）** 民法第 537 条に次のような規律を付け加えるものとする。		67A 80-3
第 537 条　契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。	第537条　契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。			
（新設）	2　前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。	**民法第 537 条第１項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。**	→　第三者が現に存しない点（設立中の法人）につき、判例明文化（最判昭和37年６月26日）。 →　第三者が特定していない点（契約時未特定）につき、判例明文化（大判大正７年11月５日）。	
2　前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。	3　第１項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。			
		2　要約者による解除権の行使（民法第 538 条関係） 民法第 538 条に次のような規律を付け加えるものとする。	★★	67A
第 538 条　前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。	第538条　前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。			
（新設）	2　前条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第１項の契約の相手方は、その第三者	**民法第 537 条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第１項の契約の相手方は、その第**	第三者（受益者）は債務者（諾約者）に直接履行を請求できるのだから、解除についても第三者（受益者）の意思にかからしめるべきとの考えによる。 →　債務不履行による解除について、第	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	の承諾を得なければ、契約を解除することができない。	**三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。**	三者（受益者）の承諾が必要。 →　相手方（要約者）にとっては制約となる。 →　任意規定 →　意思表示の瑕疵による取消しについては、第三者（受益者）の承諾は不要。	
		第 30　売買 **1　手付（民法第 557 条関係）** 民法第 557 条第１項の規律を次のように改めるものとする。		75A
第 557 条　買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。 ２　（略）	第557条　買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。 ２　（略）	**買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。**	→　現実の提供で足り、償還までは不要とする点につき、判例明文化（大判大正３年 12 月８日、最判平成６年３月 22 日）。 →　「相手方」が履行に着手するまでとする点及び当該点につき相手方に立証責任がある点につき、判例明文化（最判昭和 40 年 11 月 24 日）。	
		2　売主の義務 売主の義務について、次のような規律を設けるものとする。	★	75A 81-3 83-2
第 560 条　他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。 (参考) 第 563 条　売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。 ２　（略）　３　（略）	第 561 条　他人の権利(権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。)を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。	**（１）　他人の権利（権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。）を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。**	（１）現 560 条を実質的に維持 →　カッコ内につき、解釈を明文化（現 563 条参照）。	
(新設)	第560条　売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。	**（２）　売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。**	（２）判例通説を明文化 →　登記実務に影響を与える趣旨ではない。 ⇒　事実上の影響や他の有償契約への準用につき留意。	
		3　売主の追完義務 売主の追完義務について、次のような規律を設けるものとする。	★★★ 法定責任説から契約責任説への転換による影響。	75A 81-3
(新設)	第562条　引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。	**（１）　引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。**	（１）特定物であっても追完請求できる。 →　契約責任説に立つからこそ導き出させる帰結。 （１）ただし書きによって、一定の場合、売主が追完方法についてイニシアチブを持つ。 →　一次的には買主に選択権あり。 →　売主は、弁済と同じ効果を得る。（買主は、４（１）の代金減額請求ができなくなる。） ⇒　追完方法が多様である場合に実務への影響大。	
(新設)	２　前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。	**（２）　（１）の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、（１）の規定による履行の追完の請求をすることができない。**	（２）買主に帰責事由がある場合、追完請求不可 →　契約の解除（第 12 の４）との平仄	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		4　買主の代金減額請求権 買主の代金減額請求権について、民法第565条（同法第563条第1項の準用）の規律を次のように改めるものとする。	**★★★** 現行法は、「物の瑕疵」は減少すべき金額の算定が困難として、代金減額請求が認められていない。	75A 88-2
第565条　前2条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかったときについて準用する。	第563条　前条第1項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。	**（1）　3（1）本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。**	（1）「物の瑕疵」にも代金減額請求が認められた。 →　「種類、品質」という用語で表現 →　この請求権は形成権だが、売主の追完の機会を確保するために原則として催告を要件とした。 →　現570条参照（現行法の解除と損害賠償のみであった点を変更）。 →　履行の追完が不能である場合であっても、代金減額請求は行使可。 →　債務不履行による免責事由が売主にあっても（損害賠償請求はできなくとも）、代金減額請求は行使可。	
第563条　売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。	2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。	**（2）　（1）の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、（1）の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。**	（2）催告不要の例外 →　履行の追完をする売主の利益に配慮する必要のない場合 →　無催告解除参照（第12の2及び同3）	
（新設）	一　履行の追完が不能であるとき。	**ア　履行の追完が不能であるとき。**		
（新設）	二　売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。	**イ　売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。**		
（新設）	三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。	**ウ　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。**		
（新設）	四　前3号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。	**エ　アからウまでに掲げる場合のほか、買主が（1）の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。**		
（新設）	3　第1項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。	**（3）　（1）の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、（1）及び（2）の規定による代金の減額を請求することができない。**	（3）買主に帰責事由がある場合は代金減額請求不可 →　催告による代金減額、無催告の代金減額の双方の例外。	
		5　損害賠償の請求及び契約の解除 損害賠償の請求及び契約の解除について、民法第565条（同法第563条第2項及び第3項の準用）及び第570条本文（同法第566条第1項の準用）の規律を次のように改めるものとする。	**★** 法定責任説から契約責任説への転換による影響	75A 81-3 84-3
第565条　前2条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかったときについて準用する。	第564条　前2条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。	**3及び4の規定は、第11の1及び2の規定による損害賠償の請求並びに第12の1から3までの規定による解除権の行使を妨げない。**	特則ではなく、一般原則によるとすることで、ここでも契約責任説に立つことを明らかにした。 →　損害賠償については一般原則どおり売主に帰責事由必要（免責事由があれば不可）。 →　信頼利益に留まらず、履行利益まで請求可。 →　解除については一般原則としても売主の帰責事由不要。	
第570条　売買の目的物に隠	（削除）			

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。				
		6　権利移転義務の不履行に関する売主の責任等 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等について、民法第561条から第567条まで（同法第565条、第567条第2項及び期間制限に関する規律を除く。）の規律を次のように改めるものとする。	★★★ 権利の瑕疵（「全部他人物」、「一部他人物」、「数量不足・一部滅失」、「用益的権利」、「先取特権・抵当権」）について整備 いわゆる「物の瑕疵」と「数量不足」の規定が「権利の瑕疵」にも準用された。 →　規律が整備され、分かりやすくなった。 →　買主の善意悪意で効果が異ならなくなった。（買主の主観的要件で結論が異なるのは合理的ではないから。） →　効果は、追完請求　（権利の瑕疵における追完請求の例として、抵当権抹消請求など）、解除、代金減額、損害賠償請求で統一。 →　現565条は、下記5で対応。	75A 84-3
第561条　前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の時においてその権利が売主に属しないことを知っていたときは、損害賠償の請求をすることができない。	第565条　前3条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。	**3から5までの規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。**		
第562条　売主が契約の時においてその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転することができないときは、売主は、損害を賠償して、契約の解除をすることができる。 2　前項の場合において、買主が契約の時においてその買い受けた権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、買主に対し、単にその売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる。	（削除）			
第563条　売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。 2　前項の場合において、残存する部分のみであれば買主がこれを買い受けなかったときは、善意の買主は、契約の解除をすることができる。 3　代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない。	（削除）			
第567条　売買の目的である不動産について存した先取特権又は抵当権の行使により買主がその所有権を失ったときは、買主は、契約の解除をすることができる。 2　買主は、費用を支出してその所有権を保存したときは、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。 3　前2項の場合において、買	（削除）			

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
主は、損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。				
第562条　売主が契約の時においてその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転することができないときは、売主は、損害を賠償して、契約の解除をすることができる。	（削除）		→　合わせて、現562条も削除（他人物であることにつき善意であることのみで売主を契約関係から離脱させるのは、売主に他人物の権利を取得して買主に移転する義務を負わせたことと矛盾すると考えられるため。）	
2　前項の場合において、買主が契約の時においてその買い受けた権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、買主に対し、単にその売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる。を買い受けなかったときは、善意の買主は、契約の解除をすることができる。				
3　代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない。				
		7　買主の権利の期間制限 （1）民法第570条本文（同法第566条の準用）の規律のうち期間制限に関するものを、次のように改めるものとする。	**★★★** 現行法では、買主は知った時から若しくは契約の時から1年以内に「具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の根拠を示」さなければならない。	75A
第566条　売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。	第566条　売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。	**売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。**	条文・判例変更（×最判平成4年10月20日） →　1年以内に「事実」のみを通知すれば足りることになった（この通知によって、買主の権利の存続期間が保存されると考える。）。 →　この「通知」の性質は、商法526条2項と同趣旨（売主に善後策を講じる機会を与えるためのもの）。 →　その後の買主の権利行使期間は一般原則による。 →　「数量」に関する契約不適合（＝数量指示不足）については、「事実」の通知すら不要（数量不足は売主において比較的容易に判断でき、買主に通知義務を課してまで売主を保護する必要性は乏しいから。）。 →　各請求については通知期間の制限なく、一般原則に服するのみ。	
2　前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。	（削除）			
3　（略）				
第570条　売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。	（削除）			
第564条　前条の規定による権利は、買主が善意であったときは事実を知った時から、悪意であったときは契約の時から、それぞれ1年以内に行使しなければならない。	（削除）	（2）民法第564条（同法第565条において準用する場合を含む。）及び第566条第3項を削除するものとする。		
第566条　（略）　2　（略）	（削除）			

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
3　前2項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から1年以内にしなければならない。				
		8　競売における買受人の権利の特則 民法第568条第1項及び第570条ただし書の規律を次のように改めるものとする。		75A
第568条　強制競売における買受人は、第561条から前条までの規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。 2（略）　3（略）	第568条　民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この条において単に「競売」という。）における買受人は、第541条及び第542条の規定並びに第563条（第565条において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。 2（略）　3（略）	**（1）民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この8において単に「競売」という。）における買受人は、第12の1から3までの規定並びに4（6において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。**	（1）568条1項だけでなく、移転した権利に契約不適合がある場合にも代金減額の請求をすることができる。 →　「権利の瑕疵」全てに代金減額請求を認める。 →　追完請求は、性質上観念しえない。 →　買受人の損害賠償請求等の権利は、消滅時効の一般原則による（種類又は品質に関する契約不適合の通知義務なし）。	
（新設）	4　前3項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。	**（2）（1）、民法第568条第2項及び第3項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。**	（2）競売に関する「物の瑕疵」を除く。 →　現行の規律を維持する趣旨	
第570条　売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。	（削除）			
		9　売主の担保責任と同時履行（民法第571条関係）		84-3
第571条　第533条の規定は、第563条から第566条まで及び前条の場合について準用する。	（削除）	民法第571条を削除するものとする。	法定責任説から契約責任説への転換による影響。 現571条は、売主の担保責任に基づく填補賠償債務と買主の代金支払債務とが同時履行の関係に立つ旨を定める条文。 →　売主の担保責任を契約に基づく通常の債務不履行責任と同じものとして構成しなおすことから、新533条を直接適用することとしたため廃止。	
（参考） 第533条　双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。	第533条　双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。	（注）民法第533条の規律を次のように改めるものとする。 **双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。**	→　同時履行の抗弁に関する原則的規律（現533条）は従前どおり維持されるが、本文かっこ内の規律を置いて上記の現571条削除に対応。	
		10　権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第576条関係） 民法第576条の規律を次のように改めるものとする。		75A
第576条　売買の目的について権利を主張する者があるために買主がその買い受けた権利の全部又は一部を失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。	第576条　売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部を取得することができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。	**売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部を取得することができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。**	表現の見直し →　目的物上に用益物権があると主張する第三者が存在する場合のほか、債権売買において債務者が債務の存在を否定した場合も含むことを明示 →　取得した権利を失うおそれだけでなく、権利を取得することができないおそれも含むことを明示	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		11　目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転	★	75A 81-3 83-2 84-3
		危険の移転について、次のような規律を設けるものとする。	契約と同時に目的物の滅失又は損傷の危険が債権者に移転する帰結は不当であるとの批判。 →　具体的には、実質的な支配が移転した時期とすべきとの批判 →　危険の移転時期についてのみ、危険負担（第13）から独立。	
（新設）	第567条　売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。	**（1）　売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この11において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。**	（1）引渡時に、危険が移転することを明確化 →　理論上は、契約時、登記時、引渡時があり得るところ、デフォルトを引渡時とした。 （不動産取引でも、登記時ではなく、引渡時とすることが通例であることなどから。） ⇒　実務上、特約で引渡時とする必要性はなくなった。	
（新設）	2　売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。	**（2）　売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、（1）と同様とする。**	（2）受領遅滞（→第14参照）の効果の特則 →　受領遅滞があるときは、目的物の引渡しがなかったとしても、目的物の滅失又は損傷の危険が移転する。	
		12　買戻し（民法第579条ほか関係）	★★★	75A 83-2 84-3
		（1）　民法第579条の規律を次のように改めるものとする。	買戻しよりも再売買の予約が用いられているという実態を踏まえ、買戻しを利用しやすくするため規律整備。	
第579条　不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。	第579条　不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金（別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額。第583条第1項において同じ。）及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。	**不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金（別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額。民法第583条第1項において同じ。）及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。**	（1）登記事項の内容が任意規定とされた。（「買主が支払った代金等」が絶対的記載事項であることには変わりなし。） →　売買代金以外の額を買戻し額として合意可 →　ただし、債権の譲渡担保契約には買戻しの規定が適用されないとする判例は維持（最判平成18年2月7日）。	
		（2）　民法第581条の規律を次のように改めるものとする。		
第581条　売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対しても、その効力を生ずる。	第581条　売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。	**ア　売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。**	（2）ア　確立した解釈を明文化	
2　登記をした賃借人の権利は、その残存期間中1年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主を害する目的で賃貸借をしたときは、この限りで	2　前項の登記がされた後に第605条の2第1項に規定する対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中1年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主	**イ　アの登記がされた後に第33の4（2）に規定する対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中1年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主**	（2）イ　確立した解釈を明文化	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
ない。	を害する目的で賃貸借をしたときは、この限りでない。	**を害する目的で賃貸借をしたときは、この限りでない。**		
		第31　贈与 **1　贈与契約の意義（民法第549条関係）** 民法第549条の規律を次のように改めるものとする。		75A 81-3
第549条　贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。	第549条　贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。	**贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。**	判例明文化（最判昭和44年1月31日） →　「自己の財産」を「ある財産」とし、他人物贈与も有効とする。	
		2　書面によらない贈与の解除（民法第550条関係） 民法第550条の規律を次のように改めるものとする。		84-3 88-2
第550条　書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。	第550条　書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。	**書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。**	表現の見直し →　「撤回」を「解除」に変更（＝意思表示に瑕疵があることを理由としないで契約の効力を消滅させる行為を「解除」に統一）。	
		3　贈与者の引渡義務等（民法第551条関係） 民法第551条第1項の規律を次のように改めるものとする。	契約の趣旨に適合しないものであることを贈与者の主観による現行法には違和感があるとの批判。	75B 76B 81B 81-3 83-2
第551条　贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。 2　（略）	第551条　贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。	**贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。**	→　契約締結時におけるその状態で権利移転等をする義務を負うという規律とした。 →　無償性に鑑み、贈与者の責任を軽減する現行の規律の趣旨は維持。 →　「特定した時」とは、特定物贈与は贈与契約の時、種類物贈与は目的物が特定した時。	
（参考） 第587条　消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。		**第32　消費貸借** **1　消費貸借の成立等（民法第587条関係）** 民法第587条に次の規律を付け加えるものとする。	★★★	70A 81-3 83-2
（新設）	第587条の2　前条の規定にかかわらず、書面でする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。	**（1）　民法第587条の規定にかかわらず、書面でする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。**	（1）契約実態を鑑み諾成契約化するも、借主保護の視点から書面要件を課すことに。 →　判例では、諾成的消費貸借を認めている（最判昭和48年3月16日）ことも考慮。 →　安易な消費貸借の成立を防ぐため、諾成契約の場合のみ、書面要件を課す。 →　貸主にとっては、諾成契約締結後、交付までの間、貸す債務を負うことになる。 ⇒　登記原因証明情報は、金銭交付前に作成することもあり得ることになるので、記載内容に影響（訴状は必ず金銭交付後に作成することと比較）。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			⇒　現在の実務は、書面による要物契約が大半だが、今後は、書面で締結すると諾成契約として処理することなると思われる。 ⇒　一方、口頭による諾成的契約は全て否定されることになると思われる。	
（新設）	2　書面でする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。	**（2）　書面でする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。**	（2）借主保護の規律。後段は、現在でも認められ得る範囲に留まる。 →　後段の主張立証責任は、貸主。 →　賠償額が課題であったときは、現90条、不当条項規制、消費者契約法9条の規律も適用される。 →　小口金融において本規律に該当する実損害は、ほぼ考えられない。 ⇒　実務的には、交付前に抵当権設定していた場合の解除が新たに生じ得る。	
（新設）	3　書面でする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。	**（3）　書面でする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。**	（3）現589条参照 →　民事再生や会社更生の場合は、それぞれ民再法49条、会更法61条の解釈による。	
（新設）	4　消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。	**（4）　消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、（1）から（3）までの規定を適用する。**	（4）新446条3項参照（保証）	
		2　消費貸借の予約（民法第589条関係）		70A
第589条　消費貸借の予約は、その後に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。	（削除）	民法第589条を削除するものとする。	1（4）に吸収 →　諾成契約が認められたことによって、要物契約の予約自体、存在意義がなくなった。	
		3　準消費貸借（民法第588条関係） 民法第588条の規律を次のように改めるものとする。		70A
第588条　消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。	第588条　金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。	**金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。**	複数の消費貸借も準消費貸借とすることができるとする点について判例明文化（大判大正2年1月24日）。 →　「消費貸借によらないで」を削除 →　既に個々の債務は発生しているため、書面要件なし。	
		4　利息 利息について、次のような規律を設けるものとする。		70A 81-3
（新設）	第589条　貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。	**（1）　貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。**	（1）無利息が原則であり、消費貸借成立の合意とは別に利息の合意が必要であることを明文化。	
（新設）	2　前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。	**（2）　（1）の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。**	（2）初日参入について判例明文化（最判昭和33年6月6日） →　利息は元本の対価であるため、受領日から生じるとする判例法理はデフォルトルールとして合理的。	
		5　貸主の担保責任（民法第590条関係） 民法第590条の規律を次のように改めるものとする。	★★	70A 81-3
第590条　利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があったときは、貸主は、瑕	（削除）	（1）　民法第590条第1項を削除するものとする。	（1）売主の追完請求権（第5の3（1））が準用されることになり、重複する内容となるから。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
疵がない物をもってこれに代えなければならない。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。 2　（略） （参考） 第559条　この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。			→　金銭消費貸借の場合には、交付物が契約の内容に適合しない場面は生じえないため、金銭以外の消費貸借に適用。	
第590条　（略） 2　無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合において、貸主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかったときは、前項の規定を準用する。 （参考） 第551条　（略） 2　負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。	第590条　第551条の規定は、前条第1項の特約のない消費貸借について準用する。	**（2）　第31の3及び民法第551条第2項の規定は、4（1）の特約のない消費貸借について準用する。**	（2）贈与者の担保責任の規律は、無利息消費貸借の貸主の担保責任にも妥当するから。 →　金銭消費貸借の場合には、交付物が契約の内容に適合しない場面は生じえないため、金銭以外の消費貸借に適用。	
第590条　（略） 2　無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。（略）	2　前条第1項の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。	**（3）　4（1）の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。**	（3）有利息でも価額償還を認める。 →　同程度に瑕疵のある物を返還するのは困難なので、価額償還が認められたことを踏まえると、本来、利息の有無で取り扱いを異にするべきではない。 →　金銭消費貸借の場合には、交付物が契約の内容に適合しない場面は生じえないため、金銭以外の消費貸借に適用。	
		6　期限前弁済（民法第591条第2項・第136条第2項関係） 民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。		70A 81-3
第591条　（略） 2　借主は、いつでも返還をすることができる。	第591条　（略） 2　借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる。	**（1）借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる。**	（1）　返還時期の定めのある場合には、（2）も適用	
（新設）	3　当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。	**（2）当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その損害の賠償を請求することができる。**	（2）　現136条2項を具体化したに過ぎない。 →　同項の適用が最も問題となるのは、消費貸借の場面であるから。 →　小口金融の場合、損害が生じないことが多い。 →　貸主は期限前弁済を受けた上で、損害が生じていれば賠償請求することになるのか（期限前弁済の拒絶はできない。）、借主が損害を賠償した時に限り期限前弁済が認められるのかは依然解釈による。	
（参考） 第136条　（略） 2　期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。				
		第33　賃貸借 **1　賃貸借の成立（民法第601条関係）** 民法第601条の規律を次のように改めるものとする。		69A
第601条　賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対して	第601条　賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料	**賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこ**	表現の見直し →　賃借人の基本的な債務の一つである返還約束を明文化 →　消費貸借や使用貸借では返還義務が	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
その賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。	を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。	**と及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。**	現行法においても明示されている（現587条、現593条参照）	
		2　短期賃貸借（民法第602条関係） 民法第602条柱書の部分の規律を次のように改めるものとする。		69A
第602条　処分につき行為能力の制限を受けた者又は処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。 一　～　四（略）	第602条　処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一　～　四（略）	**処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。**	表現の見直し →　行為能力につき、総則の規律と重複し、むしろ短期であれば有効に締結できるとの誤解も招きかねないので削除（現4条以下、現13条1項9号、現17条1項、現5条2項、現9条）。 →　全部の期間が無効となるのではなく、部分無効である旨を明文化。	
		3　賃貸借の存続期間（民法第604条関係） 民法第604条の規律を次のように改めるものとする。	★★★ 技術の進歩により、長期間にわたる賃借物の維持・メンテナンスが可能になるとともに、発電用の動産等、地上権や永小作権を利用することができない目的物も増えているため、存続期間の見直しが求められていた。	69A 83-2
第604条　賃貸借の存続期間は、20年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、20年とする。	第604条　賃貸借の存続期間は、50年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、50年とする。	**（1）　賃貸借の存続期間は、50年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、50年とする。**	→　既に特別法で上限の修正が数多くなされている。（借地借家法3条、9条、29条2項、農地法19条）	
2　賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から20年を超えることができない。	2　賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない。	**（2）　賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない。**	→　上限がないと公序良俗だけでは制限できないため、現278条（永小作権）を参考に便宜50年とした。	
		4　不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等（民法第605条関係） 民法第605条の規律を次のように改めるものとする。	（3）★★★	69A
第605条　不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。	第605条　不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。	**（1）　不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。**	（1）現行法では、対抗関係と地位の移転について定めていたものについて、対抗要件具備の先後によって決する判例（最判昭和42年5月2日）を明文化して対抗関係のみの規律に改めた。 →　「その後」を削除 →　地位の移転については（2）以下で規律	
（新設）	第605条の2　前条、借地借家法（平成3年法律第90号）第10条又は第31条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。	**（2）　（1）、借地借家法（平成3年法律第90号）第10条又は第31条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。**	（2）地位の移転の当然承継について判例明文化　（大判大正10年5月30日） →　地上権者が賃貸人である場合における当該地上権の譲受人にも適用	
（新設）	2　前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃	**（3）　（2）の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継**	（3）旧所有者と新所有者との間の合意によって賃貸人の地位を旧所有者に留保するための要件について定める。 →　賃貸人の地位の留保について当事者の合意だけでは足りないとする判例変更（？）（×最判平成11年3月25日） →　「賃貸人の地位の留保の合意」＋「旧所有者と新所有者との賃貸借契約の	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。	**人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。**	合意」 →　信託等の実務のニーズに応える新制度（新所有者が修繕義務や費用償還義務等の賃貸人の責任は負わずに、賃貸人の権利を譲受可。現在は個別合意で対処しているが非常に煩雑） →　後段において、賃借人の保護。（新所有者と旧所有者との間の法律関係が債務不履行解除等によって消滅すると、賃借人は新所有者からの明け渡請求等に応じなければならないことになってしまうので、こういった賃貸借の終了によっても賃借人が転借人の立場にならないよう手当て（賃貸借終了によって改めて賃貸人の地位が旧所有者から新所有者等に当然に移転する。））。 →　新所有者が賃貸人の地位を旧所有者以外の第三者に譲渡したいというニーズもあるが、そのようなスキームは、依然解釈による。	
（新設）	３　第１項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。	**（４）　（２）又は（３）後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。**	（４）賃貸人の地位の移転を賃借人に対抗するために、所有権移転の登記を要するとする判例明文化（最判昭和 49 年３月 19 日）	
（新設）	４　第１項又は第２項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第 608 条の規定による費用の償還に係る債務及び第622条の２第１項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。	**（５）　（２）又は（３）後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、民法第 608 条の規定による費用の償還に係る債務及び７（１）の規定による７（１）に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。**	（５）敷金の当然移転及び費用償還について判例明文化（最判昭和 46 年２月 19 日） →　償還義務は当然に新所有者に移転する。 →　充当の関係については、依然解釈による。	
		５　合意による賃貸人たる地位の移転 賃貸人たる地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。	契約上の地位の移転が明文化されるので（第 22）、その例外規定も明文化しておく必要が生じた。 ⇒　たとえば、４（２）の適用外の場面（駐車場の賃貸など）	69A 81-3 83-2
（新設）	第605条の３　不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条第３項及び第４項の規定を準用する。	**不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、４（４）及び（５）の規定を準用する。**	賃貸人の地位の移転につき、目的物の所有権の移転とともに行う限り、賃借人の承諾を不要とする判例を明文化（最判昭和 46 年４月 23 日）。 ⇒４（２）の適用外の場面（たとえば、駐車場の賃貸などが適用場面）	
		６　不動産の賃借人による妨害排除等請求権 不動産の賃借人による妨害排除等請求権について、次のような規律を設けるものとする。	賃借人が占有訴権に基づく請求や賃貸人の所有権に基づく請求権を代位行使することで、占有回復を図っているケースもあった。 →　不十分なので、賃借権そのものの請求権を認める必要がある。	69A
（新設）	第 605 条の４　不動産の賃借人は、第 605 条の２第１項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。	**不動産の賃借人は、４（２）に規定する対抗要件を備えた場合において、次の（１）又は（２）に掲げるときは、それぞれ当該（１）又は（２）に定める請求をすることができる。**	判例明文化（最判昭和 28 年 12 月 18 日、最判昭和 30 年４月５日） →　妨害予防を認める判例がないため規律を設けていない点に注意	
（新設）	一　その不動産の占有を第三者が妨害しているとき　その第三者に対する妨害の停止の請求	**（１）　その不動産の占有を第三者が妨害しているとき　その第三者に対する妨害の停止の請求**	→　現 198 条参照	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
（参考） 第198条　占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。				
（新設）	二その不動産を第三者が占有しているとき　その第三者に対する返還の請求	**（2）　その不動産を第三者が占有しているとき　その第三者に対する返還の請求**	→　現200条参照	
（参考） 第200条　占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。 2　（略）				
		7　敷金 敷金について、次のような規律を設けるものとする。	★ 敷金の定義、敷金返還債務の発生要件や発生の範囲、充当関係などの敷金に関する基本的な規定を明文化。	69A 81-3
（新設）	第622条の2　賃貸人は、敷金（いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。）を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。	**（1）　賃貸人は、敷金（いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この7において同じ。）を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。**	（1）　敷金の意義につき判例を明文化（大判大正15年7月12日）するとともに、敷金充当についても判例明文化（最判昭和48年2月2日）。 →　賃貸物の返還完了の時に控除	
（新設）	一　賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。	**ア　賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。**	賃貸借が終了し、かつ、目的物返還後に敷金返還債務が生じることについての判例明文化（最判昭和 48 年2月2日）。	
（新設）	二　賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。	**イ　賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。**	別段の合意ない限り、賃借人が適法に賃借権を譲渡した時点で敷金返還債務が生じることについての判例明文化。（最判昭和53年12月22日）	
（新設）	2　賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。	**（2）　賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。**	（2）賃貸人の意思表示によって敷金を弁済充当する点につき判例明文化（大判昭和5年3月10日） →　（1）以外でも敷金を充当できる場合を規律	
		8　賃貸物の修繕等（民法第606条第1項関係） 民法第606条第1項の規律を次のように改めるものとする。	★★ 公平の観点から賃貸人が修繕義務を負わない場合を定める。	69A 81-3
第606条　賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。 2　（略）	第606条　賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。	**（1）　賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。**	（1）原則として、目的物の所有者であることが多い賃貸人に修繕義務。その例外として、ただし書きにおいて賃貸人が修繕義務を負わない場合を明確化 →　帰責事由の有無で権利義務の取り扱いを異にする他の規律（10（1）、13（3）ただし書きなど）との平仄も合わせる。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年 2 月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	第607条の２　賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。 一　賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。 二　急迫の事情があるとき。	**（２）　賃貸物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。** **ア　賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。** **イ　急迫の事情があるとき。**	（２）賃借人の修繕権限を明文化 →　現 608 条１項のみである賃借人の修繕義務に関する規律を追加。	
(参考) 第 608 条　賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる。 ２　(略)				
		９　減収による賃料の減額請求等（民法第 609 条） 民法第 609 条を次のように改めるものとする。	★★	69A 84-3
第 609 条　収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃貸借については、この限りでない。 (参考)農地法 第 20 条　借賃等(カッコ内略)の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃等の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かつて借賃等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間借賃等の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。 ２(略)　３(略)	第609条　耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。	**耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。**	適用範囲を狭める。 →　現行の規律は、戦後の農地改革以前の小作関係を想定したものであり、現在は、農地法 20 条でカバーされているため、当初は削除を検討。 →　農林省の要望で、最低限の規律として存続。	
		10　賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第 611 条関係） 民法第 611 条の規律を次のように改めるものとする。	★★★ 一部の使用収益が不可能になったときは、賃料もその一部の割合に応じて当然に発生しないと考えるべきとの立場を採用。	69A 81-3
第 611 条　賃借物の一部が賃借人の過失によらないで滅失したときは、賃借人は、その滅失した部分の割合に応じて、賃料の減額を請求することができる。	第611条　賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。	**（１）　賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。**	（１）請求減額から当然減額に変更。 →　本来の対価は、使用収益可能な状態のものだから。 →　賃借人の帰責事由に関する立証責任は賃借人が負う（賃貸人は使用収益していないため。）。	
２　前項の場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。	２　賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をす	**（２）　賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解**	（２）一部滅失につき、賃借人に過失があったとしても、賃借人からの解除可。 →　賃貸人としては、賃借人に対する損害賠償で対処 ⇒　第 12 の４を適用しない点において、一般原則の特則と考えるべき規律。	

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	ることができる。	**除をすることができる。**		
		11　転貸の効果（民法第 613 条関係） 民法第 613 条の規律を次のように改めるものとする。		69A 81-3 83-2
第 613 条　賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人に対して直接に義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人に対抗することができない。	第613条　賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人に対抗することができない。	**（１）　賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。この場合においては、転貸借契約に定めた当期の賃料を前期の賃料の弁済期以前に支払ったことをもって賃貸人に対抗することができない。**	（１）判例・学説が補っていた部分を追記 →　転借人の義務の内容は転貸借契約に基づく債務であるものの、直接履行をすべき債務の範囲は原賃貸借契約に基づくものであることを明らかに。 （１）後段　転借人の前払いの時期を転貸借における支払期とする判例明文化（大判昭和７年 10 月８日） →　４月分の転貸料を３月末に支払う旨の約定であれば、３月１日から末日までに支払うのは可。２月末日以前に支払うのは不可。	
２　前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。	２　前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。	（２）（１）の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。（民法第 613 条第２項と同文）		
（新設）	３　賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。	**（３）　賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。**	（３）判例明文化（最判昭和 62 年３月 24 日、最判昭和 38 年２月 21 日） →　原賃貸借の合意解除は、転借人に主張不可。	
		12　賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了について、次のような規律を設けるものとする。		69A
（新設）	第616条の２　賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。	**賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。**	賃貸借契約の目的を達することができないことが明らかなので、賃貸借は当然に終了するという判例明文化（最判昭和 32 年 12 月３日）	
		13　賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第 616 条・第 598 条関係） 民法第 616 条（同法第 598 条の準用）の規律を次のように改めるものとする。	**★** 敷金返還を巡る紛争に影響	69A
第 616 条　第 594 条第１項、第 597 条第１項及び第 598 条の規定は、賃貸借について準用する。 （参考） 第 598 条　借主は、借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができる。	第 622 条 第 597 条第１項、第 599 条第１項及び第２項並びに第 600 条の規定は、賃貸借について準用する。 （参考） 第 599 条 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。 ２ 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。	**（１）　第 34 の４（１）及び（２）の規定は、賃貸借について準用する。**	（１）確立した賃借人の収去義務を明文化	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
（新設）	第621条　賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。	**（2）　賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この（2）において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。**	（2）通常損耗、経年変化は原則として原状回復に含まれないとする点につき判例明文化　（最判平成17年12月16日） →　通常、それらは賃料の額に折込済み。 →　使用貸借（第34の4（3））と比較　（使用貸借にはカッコ書きがないが、使用貸借の場合は、通常損耗等を原状回復すべしという趣旨ではない。契約態様が多様なので解釈に委ねるという趣旨である。）	
		第34　使用貸借 **1　使用貸借の成立（民法第593条関係）** 民法第593条の規律を次のように改めるものとする。	★★★ ローマ法時代の沿革・無償契約としての恩恵的な性格を表しているため、要物契約だった。	70A
第593条　使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益した後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。	第593条　使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。	**使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。**	要物契約から諾成契約へ →　取引の安全を重視（現代社会では親族間の利用だけでなくなってきたため） ⇒　消費貸借と異なり、口頭のみによっても拘束力が生じることに留意。 →　目的物交付前に一方に破産・再生・更生が生じた場合は、第32の1（3）、民再法49条、会更法61条の解釈による。	
		2　使用貸借の終了（民法第597条・第599条関係） 民法第597条第1項及び第2項本文並びに第599条の規律を次のように改めるものとする。	現行法は目的物の返還についての規律があるだけで、契約の終了時期が明示されていない。 →　賃貸借も終了時期に着目した改正をするので、使用貸借でも同様の修正。	70A 81-3
第597条　借主は、契約に定めた時期に、借用物の返還をしなければならない。	第597条　当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。	**（1）　当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。**	（1）現597条1項を実質的に維持	
2　　当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、契約に定めた目的に従い使用及び収益を終わった時に、返還をしなければならない。（略）	2　当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。	**（2）　当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。**	（2）現597条2項を実質的に維持	
3　（略）			下記3参照	
第599条　使用貸借は、借主の死亡によって、その効力を失う。	3　使用貸借は、借主の死亡によって終了する。	**（3）　使用貸借は、借主の死亡によって終了する。**	（3）現599条を実質的に維持	
		3　使用貸借の解除（民法第597条関係） 民法第597条第2項ただし書及び第3項の規律を次のように改めるものとする。	（1）★★	70A 81-3 83-2
（新設）	第593条の2　貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。	**（1）　貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。**	（1）原則として目的物交付前は解除できるが、書面契約は解除できない。 →　軽率な使用貸借契約を防止。貸主保護 ⇒　贈与（新550条）参照。	
第597条　（略） 2　当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、契約に定めた目的に従い使用及び収益を終わった時に、返還をしなければならない。	第598条　貸主は、前条第2項に規定する場合において、同項の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、契約の解除をすることができる。	**（2）　貸主は、2（2）に規定する場合において、2（2）の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、契約の解除をすることができる。**	（2）現597条2項但書を実質的に維持	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
ただし、その使用及び収益を終わる前であっても、使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、貸主は、直ちに返還を請求することができる。				
第 597 条　（略）　２　（略） ３　当事者が返還の時期並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも返還を請求することができる。	２　当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。	**（３）　当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。**	（３）現 597 条３項を実質的に維持	
（新設）	３　借主は、いつでも契約の解除をすることができる。	**（４）　借主は、いつでも契約の解除をすることができる。**	（４）確立した解釈を明文化 →　貸主の解除権のみを定めると反対解釈されるおそれがあるから。	
		４　使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第 598 条関係） 民法第 598 条の規律を次のように改めるものとする。		70A
（新設）	第 599 条　借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。	**（１）　借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。**	（１）借主の収去義務についても（２）の収去権限と規律を合わせる形で明文化 →　誰の所有物が附属されたかにかかわりなく、借主が目的物を受け取った後に附属された物には収去義務が及ぶ。 →　附属物を分離することができない場合、分離に過分の費用を要する場合は収去義務が及ばない。	
第 598 条　借主は、借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができる。	２　借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。	**（２）　借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を　収去することができる。**	（２）現 598 条を実質維持	
（新設）	３　借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。	**（３）　借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。**	（３）原状回復義務の原則と例外を明文化 →　通常損耗については、解釈に委ね、デフォルトを置かない。（当事者の意思が多様であるため） →　賃貸借（第 33 の 13）との比較で安易に反対解釈をしないよう注意！	
		５　損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第 600 条関係） 民法第 600 条に次の規律を付け加えるものとする。	★★ 現行法は、返還を受けた時から１年の除斥期間と用途違反のあった時から 10 年の時効期間の二重規律。 →　用途違反のあった時から 10 年を超える長期の使用貸借のもとでは請求権が時効消滅してしまい、不都合。	70A 81-3
第 600 条　契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から１年以内に請求しなければならない。	第 600 条　（略）			
（新設）	２　前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から１年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	**民法第 600 条の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から１年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。**	返還を受けた時から１年間、時効の完成猶予の期間（＝現行法における時効の停止）とすることで上記の不都合を回避。	
		第 35　請負 **１　仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権** 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権に		81-3 83-2

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		ついて、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第634条　次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。	**次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。**	仕事の完成によって報酬が発生する原則に対する例外（みなし規定） 既履行部分について解除を認めず、既履行部分についての報酬請求権を認める判例明文化（最判昭和56年2月17日、大判昭和7年4月30日）。	
（新設）	一　注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。	**（1）　注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。**	（1）当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となった場合及び請負人の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合を指す。 →　注文者の責めに帰すべき事由による履行不能の場合は、第13の2（2）（危険負担）の解釈に委ねられる。	
（新設）	二　請負が仕事の完成前に解除されたとき。	**（2）　請負が仕事の完成前に解除されたとき。**	（2）履行遅滞による解除（541条）や注文者による解除（641条）	
		2　仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任 **（1）　仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権等及び契約の解除（民法第634条・第635条関係）**	★★★	72B 75A 81-3 83-2 84-3 88-2
第634条　仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。 2　注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第533条の規定を準用する。	（削除）	民法第634条及び第635条を削除するものとする。	（1）請負人の担保責任を通常の債務不履行責任と同質のものとする。 →　売買の規律を包括準用（559条）	
第635条　仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。	（削除）		→　現635条は、解除を制限し、請負人に無過失責任を課す一般原則に対する特則だったが、解除の一般原則が債務者の帰責事由を問わないこととなったので、現635条本文は吸収される。 →　現635条ただし書きの建物等についても解除の一般原則で対処する。（建物について解除すると社会的損失は小さくないが、瑕疵ある建物を注文者が有効活用できるとは限らない。） →　現635条ただし書きにつき、利用価値はあるとしても契約目的を達することができない建物等のリスクを注文主に負わせるのは相当ではないという考え方を採用（社会経済的な利益の保護から注文主の保護へ。リスクは重大な瑕疵のある土地工作物を作った請負人に。）。 →　現635条ただし書きの存在意義が失われていることの参考として、重大な瑕疵がある場合には注文者は建物費用相当額の損害賠償を請求できるとする判例あり（最判平成14年9月24日）。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
第639条　第637条及び前条第一項の期間は、第167条の規定による消滅時効の期間内に限り、契約で伸長することができる。	（削除）	（注）この改正に伴い、民法第639条及び第640条も削除するものとする。	→　現639条に対応する規律は売買に存在しないため、平仄を合わせる観点から削除。	
第640条　請負人は、第634条又は第635条の規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない。	（削除）			
		（2）　仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の制限（民法第636条関係） 民法第636条の規律を次のように改めるものとする。		
第636条　前2条の規定は、仕事の目的物の瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。	第636条　請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。	**請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。**	（2）現636条を実質維持 →　「瑕疵」から「契約不適合」への置換えは売買と同様	
		（3）　仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係） 民法第637条の規律を次のように改めるものとする。		
第637条　前三条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から1年以内にしなければならない。	第637条　前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。	**ア　（2）本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。**	（3）消滅時効の例外として、通知を要件とする。 →　売買と同様 →　「引渡時」ではなく、「知った時」を起算点とすることにより、注文主を保護。 →　売買の節の有償契約への準用規定（新559条）でカバーできる規律ではあるが、請負は重要な契約類型なので、あえて明文化。	
2　仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。	2　前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時）において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。	**イ　アの規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時）において、請負人がアの不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。**		
		（4）　仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第638条関係）		
第638条　建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後5年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れん	（削除）	民法第638条を削除するものとする。	（4）上記で「知った時」として注文主の保護を図ったことにより、存在意義が消失したため削除。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
が造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、10年とする。 2　工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から1年以内に、第634条の規定による権利を行使しなければならない。	（削除）			
		3　注文者についての破産手続の開始による解除（民法第642条関係） 民法第642条第1項前段の規律を次のように改めるものとする。	★★	72A
第642条　注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。この場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。 2　（略） （参考）破産法 第53条　双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。	第642条　注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。 2　前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。 3　（略）	**注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。**	仕事を完成させても報酬をもらえないおそれがある請負人を保護。 →　請負人が解除できるのは完成前のみ（現は完成後でも請負人からの解除を許容しているが、完成後（＝引渡しだけが未了）は請負人がそれ以上の仕事をする必要がなく、請負人の報酬債権保護の趣旨からして本来不要な規律となるから）。 →　完成後の解除権は破産管財人のみ。 →　本条は、破産法53条の特則。	
		第36　委任 **1　受任者の自己執行義務** 受任者の自己執行義務について、次のような規律を設けるものとする。	★ 委任契約は、当事者の信頼を基礎とする契約であることから、原則として自己執行義務がある（明文化は見送り）という前提は変わらず。 →　以下、自己執行義務の例外としての規律を整備。	72A 81-3
（新設）	第644条の2　受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。	**（1）　受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。**	（1）現104条参照 →　代理は外部関係、委任は内部関係として別の規律であるため本規律を設ける。	
（新設） （参考） 第104条　委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。 第107条　1（略） 2　復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。	2　代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。	**（2）　代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。**	（2）現107条2項参照 →　同一の権利とは、受任者の直接費用償還請求権（現650条）、受任者の報酬請求権（現648条）など。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		2　報酬に関する規律	（2）★★	72A 81-3 84-3
		（1）　報酬の支払時期（民法第648条第2項関係） 報酬の支払時期に関し、民法第648条第2項に付け加えて、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第648条の2　委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。	**委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合においてその成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。**	（1）成功報酬は、実務上多くみられる類型なので、デフォルトを規律 →　任意規定 →　請負の規律（現633条）も参照	
（参考） 第633条　報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第624第1項の規定を準用する。				
		（2）　委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権（民法第648条第3項関係） 民法第648条第3項の規律を次のように改めるものとする。		
第648条　（略） 2　（略） 3　委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の中途で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。	第648条　（略） 2　（略） 3　受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。	**ア　受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。**	（2） →　委任事務の履行後に報酬請求可の原則は維持。 →　雇用、請負等の役務提供契約と同じく、受任者に帰責事由がある場合であっても、中途報酬の請求は可とする（既に事務処理の一部はしているから）。	
（新設）	一　委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。	**(ｱ)　委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。**	（ア）「委任者の責めに帰することができない事由」とは、当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となった場合及び受任者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合を指す。 →　委任者に帰責事由がない場合は、中途報酬まで可。 →　委任者に帰責事由がある場合は、第13の2（2）（危険負担）により、報酬の全額請求が可となる余地もある。	
（新設）	二　委任が履行の中途で終了したとき。	**(ｲ)　委任が履行の中途で終了したとき。**	（イ）　委任の解除（現651条1項）や履行の中途で終了した場合(現653条)を指す。	
（新設）	2　第634条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。	**イ　第35の1の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。**		
		3　委任契約の任意解除権（民法第651条関係） 民法第651条第2項の規律を次のように改めるものとする。	（2）★★	72A 81-3 83-2
第651条　（略） 2　当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。	第651条　（略） 2　前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。	**民法第651条第1項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。**	（1）の損害は、解除の時期が不当であることに起因する損害であり、（2）の損害は、解除されなければ、受任者が得た利益から債務を免れたことによって得た利益を控除した額が損害となり、範囲を異にする。 →　（1）（2）いずれも、得られなくなった報酬は損害に含めない。 →　ただし書きにつき、やむを得ない事由があれば、損害賠償は免れる。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			→ ただし書きにつき、やむを得ない事由がなくとも、解除権自体を放棄したものとは解されない事情もない場合であっても解除を認める。やむを得ない事由がなくとも、委任者が解除権自体を放棄したものとは解されない事情があるときは任意解除権を有するとする判例変更（×最判昭和 56 年１月 19 日）	
（新設）	一　相手方に不利な時期に委任を解除したとき。	**（１）　相手方に不利な時期に委任を解除したとき。**		
（新設）	二　委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。	**（２）　委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。**	（２）受任者の利益を保護する必要性が高い場合であっても、解除を否定するのではなく、金銭的に填補すれば足りる。 → かっこ書きにつき、有償であるだけでは受任者の利益とは言えないという判例明文化（最判昭和 58 年９月 20 日） → 「受任者の利益をも目的とする」例として、回収委託を受け、受任者が回収した額を受任者の委任者に対する債務の弁済に充てることによって債権の回収を確実にするという利益を得る場合。	
		第 37　雇用 **１　報酬に関する規律（労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権）** 労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権について、次のような規律を設けるものとする。	ノーワーク、ノーペイの原則は実質維持 → 請負、委任、雇用で中途報酬のルールを統一	73A 81-3 83-2
（新設）	第 624 条の２　労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。	**労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。**	→ 任意規定	
（新設）	一　使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき。	**（１）　使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき。**	→ 「使用者の責めに帰することができない事由によって履行不能となった場合」とは、当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となった場合、又は労働者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合を指す。 → 使用者に帰責事由がある場合、現行どおり第 13 の２（２）（危険負担）で対処。	
（新設）	二　雇用が履行の中途で終了したとき。	**（２）　雇用が履行の中途で終了したとき。**	→ 「履行の中途で終了」とは、雇用が解除された場合や労働者の死亡などの場合を指す。	
		２　期間の定めのある雇用の解除（民法第 626 条関係） 民法第 626 条の規律を次のように改めるものとする。	★★	73A 81B 82-2
第 626 条　雇用の期間が５年を超え、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべきときは、当事者の一方は、５年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇用については、10 年とする。 (参考)労働基準法 第 14 条　労働契約は、期間の	第626条　雇用の期間が５年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、５年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。	**（１）　雇用の期間が５年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、５年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。**	（１）　本規律の適用があるのは家事使用人等にとどまり、ほとんどの労働者は労基法 14 条の規律に服するので注意。 → 現 626 条の「当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべき」は、そもそも公序良俗違反のおそれがある上、ただし書き部分にも合理性がなく、労基法第 14 条で３年とされていることもふまえて削除。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、5年）を超える期間について締結してはならない。 一及び二（略）				
2　前項の規定により契約の解除をしようとするときは、3箇月前にその予告をしなければならない。	2　前項の規定により契約の解除をしようとする者は、それが使用者であるときは3箇月前、労働者であるときは2週間前に、その予告をしなければならない。	**（2）（1）の規定により契約の解除をしようとする者は、それが使用者であるときは3箇月前、労働者であるときは2週間前に、その予告をしなければならない。**	（2）3か月は長すぎて不当であるとの考えに基づく修正 →　労働者については期間の定めのない雇用（現627条1項）と同様とした。	
		3　期間の定めのない雇用の解約の申入れ（民法第627条関係）	★★ 現行法は、期間によって報酬を定めた雇用契約における労働者から使用者に対する解約の申入れ及び労基法の適用がない雇用契約における使用者から労働者に対する解約の申入れについて適用あり。 →　労働者の解約申入れにつき、労基法上は30日前予告で足りるのに、民法の規律が3か月となるのは不合理であり、労働者保護の趣旨にそぐわないとの批判あり。	73A 81B 82-2
(参考)労基法 第20条　使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。		民法第627条第2項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。		
第627条　（略） 2　期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。	第627条　（略） 2　期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。	**（1）　期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。**	（1）「使用者からの解約の申入れ」に適用範囲を絞ったため、労働者については労基法20条が優先適用され、本規律が適用されるのは使用者のみ。 →　労働者は、現627条1項により2週間で解約申入れの効力が生じる。	
3　6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、3箇月前にしなければならない。	3　6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、3箇月前にしなければならない。	（2）　6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、（1）の解約の申入れは、3箇月前にしなければならない。（民法第627条第3項と同文）		
		第38　寄託	★★	73A 81-3 83-2 84-3
		1　寄託契約の成立（民法第657条関係） **（1）　要物性の見直し** 民法第657条の規律を次のように改めるものとする。		
第657条　寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を	第657条　寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを	**寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾する**	（1）要物契約から諾成契約に →　要物契約だったのは、ローマ法からの名残で、合理的な理由は見いだせな	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現行条文	新条文案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コメント 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
受け取ることによって、その効力を生ずる。	承諾することによって、その効力を生ずる。	**ことによって、その効力を生ずる。**	い。 →　実務上も、諾成的な寄託契約が既に多い。 →　諾成契約化によって、受寄者は寄託者の保管義務に加えて、寄託物の引受義務を負うことになる。	
		（2）　寄託者の解除権 寄託者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	第657条の2　寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、受寄者は、その契約の解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。	**寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、受寄者は、その契約の解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。**	（2）異論のない解釈を明文化 →　ここにいう「損害」とは、契約が解除されなければ受寄者が得たと認められる利益から受寄者が債務を免れることで得た利益を控除したもの。	
		（3）　無償寄託における受寄者の解除権 無償寄託における受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	2　無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。	**無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。**	（3）受寄者保護 →　無償寄託は好意的契約であるから、強い拘束力を認めるべきではない。 →　使用貸借（第34の3（1））参照	
		（4）　寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権 受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。		
（新設）	3　受寄者（無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面による寄託の受寄者に限る。）は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。	**受寄者（無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面による寄託の受寄者に限る。）は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。**	（4）受寄者保護 →　寄託物受取前の法定解除権　（債務不履行と同様の要件） →　受寄者に解除権を認めないと、寄託者が寄託物を引き渡さず、解除もしない場合に、受寄者がいつまでも契約に拘束されることになってしまう。	
		2　受寄者の自己執行義務等（民法第658条関係） **（1）　受寄者の自己執行義務** 民法第658条第1項の規律を次のように改めるものとする。	（1）イ★★（2）★★ 再寄託の必要があるにもかかわらず、寄託者の承諾を得ることが難しい事情があるときは、現行の規律では対処できないという問題あり。	73A
第658条　受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。	第658条　受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。	**ア　受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。**	→　属人的な信頼を基礎とした受寄者の自己執行義務に関する原則的規律	
（新設）	2　受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。	**イ　受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。**	（1）イ　再寄託の要件を拡張 →　やむを得ない事由があるときは、標準倉庫寄託約款18条でも認められている。 →　現104条（代理）参照	
		（2）　再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任 民法第658条第2項の規律を次のように改めるものとする。		
2　第105条及び第107条第2項の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができる場合について準用する。	3　再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。	**再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。**	（2）現107条2項で準用していた部分のみ維持 →　現105条で準用していた部分は、債務不履行の一般原則によるべきとされた。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
		3　寄託物についての第三者の権利主張（民法第660条関係） **（1）　受寄者の通知義務** 民法第660条の規律を次のように改めるものとする。	★★ 第三者が寄託物の真の所有者であったとしても、受寄者は、寄託者に返還しなければならないのが原則。 →　受寄者が第三者に引き渡しても免責される場合を明文化	73A 81-3
第660条　寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。	第660条　寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。	**寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。**	（1）通知不要の場合を明文化 →　現615条（賃貸借）参照	
		（2）　寄託物についての第三者による権利主張 寄託物についての第三者による権利主張について、次のような規律を設けるものとする。	（2）受寄者保護	
（新設）	2　第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）があったときであって、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。	**ア　第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が（1）の通知をした場合又は（1）ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）があったときであって、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。**	（2）アただし書き　寄託者への通知等＋第三者への引渡しを命ずる確定判決等があれば、受寄者は例外的に第三者に寄託物を引渡してもよい。	
（新設）	3　受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。	**イ　受寄者は、アの規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。**	（2）イ　現行法では、受寄者が寄託者に返還することによって、真の所有者である第三者に損害が生じたら、受寄者が損害賠償責任を負い、受寄者が寄託者に求償することになる。 →　上記のような場合、第三者が寄託者に直接損害賠償責任を負うこととなった。	
		4　寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限について、次のような規律を設けるものとする。	★★ 現行法では、特に短期消滅時効期間は設けられていない。 →　倉庫営業では特則あり（商法625条、626条） →　本来、倉庫営業に限らず、寄託一般に妥当する。	73A 81-3
（参考）商法 第625条　第588条ノ規定ハ倉庫営業者ニ之ヲ準用ス 第626条　寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫営業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ1年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス				
（新設）	第664条の2　寄託物の一部滅失又は損傷によって生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。	**（1）　寄託物の一部滅失又は損傷によって生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。**	消滅時効の特則 →　寄託者は、物を所持していないため。 →　賃貸借（第33の14）、使用貸借（第34の5）参照。	
（新設）	2　前項の損害賠償の請求権に	**（2）　（1）の損害賠償の請求権**	→　全部滅失の場合は返還自体が不能な	

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	ついては、寄託者が返還を受けた時から１年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	**については、寄託者が返還を受けた時から１年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。**	ため、この規律は適用されない。	
第 662 条　当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。		**５　寄託者による返還請求（民法第 662 条関係）** 民法第 662 条の規律を次のように改めるものとする。 （１）　当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。（民法第 662 条と同文）		73A 83-2
（新設）	第 662 条　（略） ２　前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。	**（２）　（１）に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。**	（２）異論のない解釈を明文化。 →　ここにいう「損害」とは、契約が解除されなければ、受寄者が得たと認められる利益から、受寄者が債務を免れることによって得た利益を控除した額を指す。	
		６　混合寄託 混合寄託について、次のような規律を設けるものとする。	混合寄託とは、受寄者が、寄託を受けた代替性のある寄託物を、他の寄託者から寄託を受けた種類及び品質が同一の寄託物と混合して保管し、寄託されたのと同数量のものを返還する特殊な寄託。実取引においては、倉庫寄託を中心に利用されている。 →　寄託者は、個別の物の所有権は失い、寄託物全体の共有持分権を取得する。 →　消費寄託と異なり、寄託物の処分権は受寄者に移転しない。	73A
（新設）	第665条の２　複数の者が寄託した物の種類及び品質が同1である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。	**（１）　複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。**	解釈上認められている類型を明文化	
（新設）	２　前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。	**（２）　（１）の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。**	解釈上認められている類型を明文化	
（新設）	３　前項に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。	**（３）　（２）に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。**	解釈上認められている類型を明文化	
		７　消費寄託（民法第 666 条関係） 民法第 666 条の規律を次のように改めるものとする。	★★	75B 81-3 83-2
（新設）	第666条　受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。	**（１）　受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。**	（１）　現行法は、原則として消費貸借を準用 →　貸す契約と預かってもらう契約とでは、典型契約の性格上明瞭に異なっており、体系的に見て問題があるとの指摘。 →　原則として、寄託の規律を適用することとした。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
第666条　第5節（消費貸借）の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。	2　第590条及び第592条の規定は、前項に規定する場合について準用する。	**（2）　第32の5（2）及び（3）並びに民法第592条の規定は、（1）に規定する場合について準用する。**	（2）　寄託物及び目的物の処分権が移転する点に限り、消費貸借を準用。	
2　前項において準用する第591条第1項の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。 （参考） 第663条　当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでもその返還をすることができる。 2　返還の時期の定めがあるときは、受寄者は、やむを得ない事由がなければ、その期限前に返還をすることができない。	3　第591条第2項及び第3項の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。	**（3）　第32の6の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。**	（3）　預貯金は他の消費寄託とは異なり、返還の時期の定めの有無を問わずいつでも寄託物の返還可（現663条参照・通常の寄託は寄託者の利益が目的だが、預貯金は、受寄者の利益も含まれる点が異なるから。）	
		第39　組合 **1　契約総則の規定の不適用** 組合契約に対する契約総則の規定の不適用について、次のような規律を設けるものとする。		75A 81-3
（新設）	第667条の2　第533条及び第536条の規定は、組合契約については、適用しない。	**（1）　民法第533条及び第536条の規定は、組合契約については、適用しない。**	（1）業務執行者は全組合員を代表して出資債務の履行請求権を行使 →　出資債務の履行をしない組合員がいる場合であっても、他の組合員は、業務執行者の請求に対し、他組合員の出資義務未履行を理由とする同時履行の抗弁権（現533条）を主張することはできない。 →　出資債務の履行については13、2（危険負担・現536条）の適用も排除され、組合員の脱退等の問題として処理。	
（新設）	2　組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができない。	**（2）　組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができない。**	（2）判例を前提とした規律の明文化（大判昭和14年6月20日） →　組合契約には、当事者が解除に関し特別の意思表示をした場合を除き、契約の解除に関する総則規定の適用はない。 →　任意規定	
		2　組合員の一人についての意思表示の無効等 組合員の一人についての意思表示の無効等について、次のような規律を設けるものとする。		75A 81-3
（新設）	第667条の3　組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。	**組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。**	組合契約は団体的な性格を有し、一人の組合員の意思表示が無効又は取消しとなったことによって、組合契約全体の効力に影響が及ぶとなると、他の組合員は契約目的を達することができなくなり、組合の外形を信頼して取引関係に入った第三者の利益も害されてしまうため、このような規律を設けた。 →　第三者の取引の開始の前後を問わない。 →　任意規定	
		3　組合の債権者の権利の行使（民法第675条関係） 民法第675条の規律を次のように改めるものとする。	組合財産は「共有」であるものの、持ち分の処分や分割請求が禁じられるなど、組合員の固有財産からの独立性をある程度持たせ、物権法上の「共有」とは異なる性質を持つ。	75A 84-3

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
			→ 「合有」と解され、組合の債務についても、各組合員に分割されて帰属するのではなく、1個の債務として総組合員に帰属し、組合財産がその引き当てとなる。	
第675条　組合の債権者は、その債権の発生の時に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。	第675条　組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる。	**（1）　組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる。**	（1）は、組合の債権者の権利につき、原則を明示	
（新設）	2　組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の時に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。	**（2）　組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して過失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の時に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。**	（2）は、ただし書きによって、立証責任が各組合員にあることを表現	
		4　組合員の持分の処分等（民法第676条・第677条関係） （1）　民法第676条に次の規律を付け加えるものとする。		75A 81-3 84-3
第676条　組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。 2　組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。	第676条　（略） 2　組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。	**組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。**	（1）　組合財産に属する債権は、総組合員が共同してのみ行使することができ、個々の組合員が組合財産に属する債権を自己の持ち分に応じて分割して行使することはできないとする判例の趣旨を前提に規律（大判昭和13年2月12日）	
		（2）　民法第677条の規律を次のように改めるものとする。		
第677条　組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。	第677条　組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。	**組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。**	（2）判例明文化（大判昭和13年2月12日） →　現676条1項の趣旨は、組合員の債権者にも妥当するから。 →　「組合」の債権者ではない！ →　現677条の規律は、4（1）に含まれることから実質削除	
		5　業務執行者がない場合における組合の業務執行（民法第670条第1項関係） 民法第670条第1項の規律を次のように改めるものとする。	現行法は、意思決定の方法しか明示されていない。	75A
第670条　組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。 2及び3　（略）	第670条　組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行する。 2～5　（略）	**組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行する。**	意思決定を実行する方法を明示。 →　原則として、各組合員が業務執行権を有する。	
		6　業務執行者がある場合における組合の業務執行（民法第670条第2項関係） 民法第670条第2項の規律を次のように改めるものとする。		75A 81-3
第670条　（略） 2　前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者（次項において「業務執行者」という。）が数人あるときは、その過半数で決する。	第670条　（略） 2　組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。	**（1）　組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。**	（1）判例明文化（大判大正6年8月11日） →　「組合契約の定めるところにより」の部分について	
（新設）	3　前項の委任を受けた者（以下「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執	**（2）　（1）の委任を受けた者（以下「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合にお**	（2）解釈を明文化 →　業務執行者が一人の場合には、その者が業務を決定し、執行する。 →　後段において、業務執行者が数人の	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。	**いて、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。**	場合に意思決定を実行する方法を明示。	
（新設）	4　前項の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げない。	**（3）　（2）の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げない。**	（3）解釈を明文化 →　代理法理から当然に導かれる帰結 →　業務執行者が誰であるか明らかでない場合であっても、組合員全員に意思表示等をすることにより、組合に対する意思表示等が可となる。	
3　（略）	5　（略）			
		7　組合代理 組合代理について、次のような規律を設けるものとする。	組合は法人格を持たず、自ら法律行為の主体となることができないため、組合が第三者と法律行為を行う場合には、組合員又は業務執行者による代理の形式を用いざるを得ない。 →　委任と代理とを区別して規律することと平仄を合わせ、業務執行（組合内部の意思決定及びその執行）と組合代理（組合が第三者と法律行為を行う方法）とを区別して規律。	75A 81-3
（新設）	第670条の2　各組合員は、組合の業務を執行する場合において、組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することができる。	**（1）　各組合員が組合員の過半数の同意を得たときは、その組合員は、他の組合員を代理して、組合の業務を執行することができる。**	（1）　判例明文化　（大判明治40年6月13日、最判昭和35年12月9日） →　組合員の過半数の同意要	
（新設）	2　前項の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理することができる。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。	**（2）　（1）の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理して組合の業務を執行することができる。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理して組合の業務を執行することができる。**	（2）　解釈を明文化 →　業務施行者を置く場合には、その者にのみ業務の執行に係る代理権を付与し、それ以外の組合員には代理権を付与しない趣旨であることが通常と考えられるので、（1）の例外とした。 →　後段については上記6（1）参照	
（新設） （参考） 第670条　（略）　2　（略） 3　組合の常務は、前2項にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。	3　前2項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。	**（3）　組合の常務は、（1）及び（2）の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で組合員を代理して行うことができる。**	（3）解釈を明文化 →　現670条3項参照	
		8　組合員の加入 組合員の加入について、次のような規律を設けるものとする。	現行法においても、組合の同一性を保ったまま、組合員の構成に変動が生じることが前提となっているにもかかわらず、組合員の加入に関する規律がない状態 cf　除名や脱退に関する規律（現678条～同681条）	75A
（新設）	第677条の2　組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。	**（1）　組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。**	（1）組合成立後に組合員が加入できるとする判例明文化（大判明治43年12月23日） →　規律内容については解釈を明文化	
（新設）	2　前項の規定により組合の成	**（2）　（1）の規定により組合の**	（2）解釈を明文化	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年２月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
	立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。	**成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。**	→　持分会社（会社法 605 条）とは異なる帰結	
		9　組合員の脱退 組合員の脱退について、次のような規律を設けるものとする。		75A
(新設)	第 680 条の２脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。	**（１）　脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。**	（１）解釈を明文化 →　脱退前に生じた組合の債務については、自己の固有財産を引当てとする責任を負い続ける。 →　後段は、現 461 条１項の規律を参照としたもの。 →　任意規定	
(参考) 第 461 条　前２条の規定により主たる債務者が保証人に対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、主たる債務者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に対して自己に免責を得させることを請求することができる。 ２　(略)				
(新設)	２　脱退した組合員は、前項に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有する。	**（２）　脱退した組合員は、（１）に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有する。**	（２）解釈を明文化 →　脱退した組合員が脱退後に組合債務を履行することは他人の債務の履行に当たるため。 →　任意規定 →　持分の払戻しがあった場合は、脱退の際に組合債務を自らの債務として履行すべき旨の合意があったものと見られ、求償権の行使はできない旨の特約と解することができる。	
		10　組合の解散事由（民法第 682 条関係） 民法第 682 条の規律を次のように改めるものとする。		75A
第 682 条　組合は、その目的である事業の成功又はその成功の不能によって解散する。	第 682 条　組合は、次に掲げる事由によって解散する。 一　組合の目的である事業の成功又はその成功の不能	**組合は、次に掲げる事由によって解散する。** **（１）　組合の目的である事業の成功又はその成功の不能**	（１）現 682 条を維持 →　組合員が一人となった場合が解散事由となるか否かは、依然解釈による。 →　解散事由とならない類似の法令として、会社法 641 条４号参照。 →　解散事由となる類似の法令として、有限責任事業組合契約に関する法律 37 条ただし書及び２号参照。	
(新設)	二　組合契約で定めた存続期間の満了	**（２）　組合契約で定めた存続期間の満了**	（２）～（４）解釈を明文化	
(新設)	三　組合契約で定めた解散の事由の発生	**（３）　組合契約で定めた解散の事由の発生**		
(新設)	四　総組合員の同意	**（４）　総組合員の同意**		
		第 40　その他 その他所要の規定を整備するものとする。 （以下、部会資料 84-３より抜粋）		84-3
第 107 条　(略) ２　復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。	第 106 条　(略) ２　復代理人は、本人及び第三者に対して、その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。	**新第 106 条２項関係** 復代理人は、本人及び第三者に対して、その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。	→　第 36 の１（２）と第 38 の２（２）との平仄を合わせるため	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成27年2月24日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
第125条　前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。 一～六（略）	第125条　追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。 一～六（略）	**新第125条関係** 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。 一～六（略）	→　第５の３（追認に係る行為をする者が取消権を有することを知っている必要がある）は、現125条に関する法定追認に係る行為をする者が取消権を有することを知っている必要はないとする判例（大判大正12年６月11日）を否定する趣旨ではないことを明らかにするため、「前条により」を削除	
第429条　不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があった場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならない。	（削除）	**第429条関係** 現第429条を削除する。	→　不可分債権については、新428条で連帯債権の規定を包括的に準用しているため。	
２　前項に規定するほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。	（削除）			
（新設）	第462条　（略）　２　（略） ３　第459条の２第３項の規定は、前２項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。	**新第462条３項関係** 第459条の２第３項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。	→　第18の３（１）の、委託を受けた保証人が弁済期前に弁済をした際には、弁済期後でなければ求償権を行使することができないとする規律は、委託を受けない保証人についても妥当するから。	
第572条　売主は第560条から前条までの規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。	第572条　売主は、第562条第１項本文又は第565条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。	**新第572条関係** 売主は、第562条第１項又は第565条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。	→　新572条においても、現572条と同様の実質を確保する趣旨（売買における損賠賠償と解除が売買の節ではなく、債権総則の規定の適用となることから）。	
第398条の２　（略）　２　（略） ３　特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権又は手形上若しくは小切手上の請求権は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。	第398条の２　（略）　２　（略） ３　特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権、手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第２条第１項に規定する電子記録債権をいう。次条第２項において同じ。）は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。	**新第398条の２第３項及び第398条の３第２項関係** 電子記録債権法（平成19年法律第102号）により発生、譲渡等の記録がされる電子記録債権の利用が増加している状況を踏まえ、根抵当権の被担保債権の範囲について規律する民法第398条の２第３項及び同法第398条の３第２項の適用対象に、電子記録債権を追加する。	→　現398条の２第３項につき、手形・小切手と同様、電子記録債権の流通性、取引の実情等を考慮すると、追加することが妥当だから。	
第398条の３　（略） ２　債務者との取引によらないで取得する手形上又は小切手上の請求権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後に取得したものであっても、その事由を知らないで取得し	第398条の３　（略） ２　債務者との取引によらないで取得する手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後に取得したものであっても、その事由を知らないで取得した		→　現398条の３第２項につき、手形・小切手と同様、債務者に支払停止等の事由が生じた後に取得した電子記録債権については、当該事由を知らないで取得したものを除き、根抵当権を行使することができないとすることが妥当だから。	

★…判例明文化等だが、実務上留意する必要があると思われるもの　★★…規律の変更だが、実務上の影響は少ないと思われるもの
★★★…規律の変更に伴い、実務上の影響が大きいと思われるもの

現　行　条　文	新　条　文　案	民法（債権関係）の改正に関する要綱 （平成 27 年 2 月 24 日答申）	コ　メ　ン　ト 「→」部会資料等を整理 「⇒」実務への影響	部会資料番号
たものについては、これを行使することを妨げない。 一～三（略）	ものについては、これを行使することを妨げない。 一～三（略）			

以上

民法改正
（不動産賃貸）

2016．7.9
サン・ワーク津　大会議室
15時00分～

三重県司法書士会
民法改正勉強会
桑員支部　水谷　公孝

1

民法改正と実務対応

判例実務を明文化　→　知っておく。
↓
必要に応じて契約書へ明記する。

現行民法と運用が変わるもの
↓
契約書が変わる
↓
変更後の条文を考えておく

2

不動産賃貸借

契約内容　返還約束を明文化

現行601条　→新601条

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせること及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還すること（追加）を約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

3

不動産賃貸借

契約内容に盛り込む要素

①用途（使用及び収益）　→　用法違反の賠償と時効

②賃料＋増減事由　→　一部滅失（当然減額＋解除事由）

③敷金　→　明文化

④期間（引渡＋返還）　→　20年から50年に延長

⑤原状回復（返還）　→　通常損耗＋経年劣化を除外
（判例法理を明文化）

⑥保証　→　個人根保証契約　極度額
利率と時効

⑦修繕義務　→　賃貸人が負わない場合(明文化)
賃借人の修繕権限(明文化)

⑧譲渡転貸　→　賃貸人地位の移転(明文化)

4

不動産賃貸借

①用途（使用及び収益）

用法違反の損害賠償請求権の消滅時効

第600 条契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

2（新設） 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

※長期の使用貸借のもとでは請求権が時効消滅してしまう不都合を回避する条項が新設された。

5

不動産賃貸借

②賃料＋増減　減収による賃料の減額請求等

第609条　耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。

(参考)農地法第20 条借賃等の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃等の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かつて借賃等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間借賃等の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。（存続）

6

不動産賃貸借

②賃料＋増減　賃借物の一部滅失等による賃料の減額等

第611条　賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。

※請求減額から当然減額に変更

2 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。

※賃借人に過失があったとしても、賃借人からの解除可。

→　実務対応　　解除事由に入れる。

7

不動産賃貸借

③敷金　　→　明文化

第622条の2（新設） 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。)を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除（充当）した残額を返還しなければならない。

※敷金の意義と充当につき判例を明文化（大判大正15年7月12日　最判昭和48 年2月2日）

8

不動産賃貸借

③敷金　　→　明文化

第622条の2（新設）　敷金返還時期

一賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

※賃貸借が終了し、かつ、目的物返還後に敷金返還債務が生じることについての判例明文化（最判昭和48年2月2日）。

二賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

※別段の合意ない限り、賃借人が適法に賃借権を譲渡した時点で敷金返還債務が生じることについての判例明文化。（最判昭和53 年12 月22 日）

9

不動産賃貸借

③敷金　　→　明文化

第622条の2（新設）　敷金充当時期

2 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

※賃貸人の意思表示によって敷金を弁済充当する点につき判例明文化（大判昭和5年3月10日）

10

不動産賃貸借

③敷金　　→　明文化

実務対応

内容は、判例や実務の条項が明文化された。

ただし、契約終了＋返還で直ちに敷金返還義務が生じるため、

「退去後1月以内」等の返還時期の特約の記載が必要

また、賃借権が譲渡されたときも直ちに敷金返還義務が生じるため、契約に別途、下記を定める必要あり。

①　新賃借人の敷金として預り続ける

又は

②　一旦清算して新賃借人から新たに敷金を預かる

11

不動産賃貸借

④期間（引渡＋返還）　→　20年から50年に延長

現行604条→新604条

賃貸借の存続期間は、20（→50）年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、20 年（→50）とする。

※　20年より長期間の賃貸を予定している（例　太陽光発電）事例に沿わなくなっていたので改正される。

12

不動産賃貸借

④期間　賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了

第616条の2（新設）賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。

※賃貸借契約の目的を達することができないことが明らかなので、賃貸借は当然に終了するという判例明文化（最判昭和32年12月3日）

13

不動産賃貸借

⑤原状回復　賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務

第622条　第597条第1項、第599条第1項及び第2項並びに第600条の規定は、賃貸借について準用する。

第599 条借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。

2 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。

→ 実務対応　取り外し可能物は撤去義務が明定された。

Cf 簡単に取り外せる物は造作買取請求対象外

「賃借人は造作買取請求権を放棄する」特約で対応

14

不動産賃貸借

⑤原状回復　賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務

第621 条賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

※通常損耗、経年変化は原則として原状回復に含まれないとする点につき判例明文化（最判平成17 年12 月16日）

→実務対応

契約によって原状回復義務を広げることも可能　cf敷引特約

15

不動産賃貸借

⑥保証　　→　個人根保証契約　極度額

　利率と時効

実務対応

保証人に通知しなかった場合 → 遅延利息を請求不可

→　早く通知する

極度額　→　金額を大きくすると　保証人が取れない。

16

不動産賃貸借

⑦修繕義務　賃貸人が修繕義務を負わない場合(明文化)

第606 条賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

→ 実務対応　修繕原因が誰の原因か争いになる。

賃借人の修繕権限を明文化

第607条の2 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一　賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二急迫の事情があるとき。

17

不動産賃貸借

契約内容

⑧譲渡　→ 賃貸人地位の移転(明文化)

第605 条の2（新設） 前条、借地借家法(平成3年法律第90 号)第10 条又は第31 条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。

※ 地位移転の当然承継について判例を明文化

（大判大正10 年5月30 日）【賃借人が対抗要件を具備している場合に，賃貸人が契約の目的物を第三者に譲渡したときは，賃貸借契約関係は当然に新所有者に移転し，旧所有者は契約から離脱する】

18

不動産賃貸借

⑧譲渡　　→　賃貸人地位の移転(明文化)

第605 条の2（新設）

2 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。

※　賃貸人の地位の移転を合意（＋旧所有者と新所有者との賃貸借契約の合意）により留保できる。

19

不動産賃貸借

⑧譲渡　　→　賃貸人地位の移転(明文化)

第605 条の2（新設）

2 ※　賃貸人の地位の移転を合意（＋旧所有者と新所有者との賃貸借契約の合意）により留保できる。

↑所有権は移転するが、新所有者が修繕義務や費用償還義務等の賃貸人の責任は負わずに、賃貸人の権利を譲受可とする（例　信託等の実務のニーズ対応）

→新旧所有者間で債務不履行解除等によって消滅すると、賃貸借終了によって改めて賃貸人の地位が旧所有者から新所有者等に当然に移転（賃借人保護）

20

不動産賃貸借

⑧譲渡　　→　賃貸人地位の移転(明文化)

２ ※　賃貸人の地位の移転を合意（＋旧所有者と新所有者との賃貸借契約の合意）により留保できる。

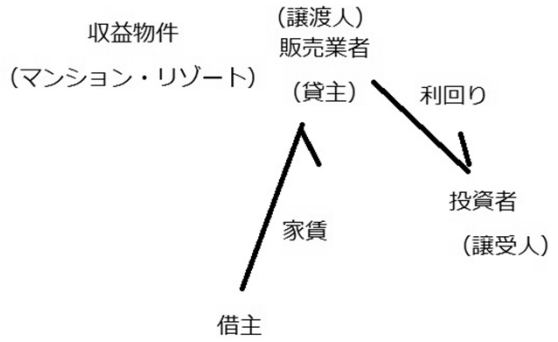

21

不動産賃貸借

⑧譲渡　　→　賃貸人地位の移転(明文化)

第605 条の2（新設）

３ 第１項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。

４ 第１項又は第２項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第608条の規定による費用の償還に係る債務及び第622条の２第１項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。（償還義務の当然移転の判例明文化　最判昭和46年２月19日）22

不動産賃貸借

⑧譲渡　　→　賃貸人地位の移転(明文化)

第605 条の3（新設）

不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

※賃貸人の地位の移転につき、目的物の所有権の移転とともに行う限り、賃借人の承諾を不要とする判例を明文化（最判昭和46 年4月23 日）。

23

不動産賃貸借

⑧転貸

第613条　賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、（追加）賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人に対抗することができない。

※直接履行をすべき債務の範囲は原賃貸借契約に基づくものであることを明文化

後段　例　4月分の転貸料を3月末に支払う旨の約定であれば、3月1日から末日までに支払うのは可。2月末日以前に支払うのは不可。

24

定型約款

平成２８年７月９日

三重県司法書士会

担当　前川幸久（伊勢支部）

〇制定の趣旨

約款（普通取引約款）　とは、

企業などが不特定多数の利用者との契約を定型的に処理するためにあらかじめ作成した契約条項。

現代社会における**約款**の頻繁な利用

実　例　→　鉄道、バス、航空機等の運送約款、　電気・ガス・水道の供給契約、
携帯電話、インターネットショッピングの利用規約、
各種保険約款、銀行取引約款

約款による契約のメリット	約款による契約のデメリット
取引界（企業）の要請	相手方（消費者）の不利益
契約条件を画一化　→ 大量取引の迅速処理	一般消費者　約款を詳細に検討する余裕なし。画一的に受け入れざるを得ない状況 → 一方的に不利益不公正な条項を押しつけられるおそれ

現行民法→根拠規定なし。→約款の有効性について後日トラブルになる可能性あり
法制審議会→民法に約款に関する規定を設け、ルールの明確化を図る。
経済界（経団連）の反発 → 自由取引が制限され、過剰規制につながる懸念
改正民法　適用範囲を限定
　現在使用されている約款すべてに適用するのではなく　**定型約款に限って**　適用
定型約款に関する条文　→　債権　契約総則　第５款　定型約款

① 定型約款の定義

定型約款とは、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引あって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体

〇定型約款の要件

① 「定型取引」に用いられるものであること
　㋐相手方　　不特定多数の者　→相手方の個性に着目せずに行う取引
　㋑取引内容の全部又は一部　画一的であることが双方にとって合理的なもの
　　→相手方による交渉による修正の余地のないもの

② 契約の内容とすることを目的として準備された条項の総体であること

各種契約書の定型約款該当性

契約書	定型約款該当性	理　　由
労働契約書のひな型	×	労働契約は、相手方の個性に着目して締結されるため、「不特定多数の者を相手方として」という要件を満たさないため。
事業者間取引に用いられる約款・契約書のひな型（例　製品の原材料の供給契約）	×	基本的には定型約款には該当せず この種の取引は相手方の個性に着目しており、画一的であることが双方にとって合理的とはいえないため。
預金規定 一般に普及しているコンピュータのソフトウェアの利用規約	○	相手方の個性に着目したものではないため。 契約の内容が画一的であることが通常であって，かつ．相手方が準備された契約条項についてその変更を求めるなどの交渉を行わないで契約を締結することが取引通念に照らして合理的であるため。 （事業者間取引でも定型約款に該当）

○ 今後の対応

現在使用されている一般的な約款のほとんどが定型約款に該当すると思われる。

契約書のひな型は原則として対象外であると思われるが、ある契約書が定型約款に該当するかは、具体的な取引・契約ごとに判断すべきである。

② **定型約款についてのみなし合意**

第548 条の２

１　定型取引を行うことの合意（「定型取引合意」）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一　定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二　定型約款を準備した者（「定型約款準備者」）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき

（1）みなし合意の要件

①　㋐（合意型）　❶定型約款を契約の内容とする旨の合意　　＋❷定型取引合意

㋑（表示型）　❶定型約款を契約の内容とする旨の事前表示＋❷定型取引合意

のいずれかにより、個別条項についても合意をしたものとみなされる。

（2）特別法による要件緩和　公表型　→特別法を制定

表示すら困難な取引のうち公共性と約款による契約内容の補充の必要性の高いもの
「定型約款準備者」があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を公表
→個別の条項についても合意をしたものとみなす（相手方に対する事前表示不要）
実　例
鉄道・軌道・バス等による旅客の運送に係る取引
高速道路等の通行に係る取引
郵便事業や電気通信事業関係の取引
（改正　鉄道営業法第１８条の２、軌道法第２７条の２、海上運送法第３２条の２、道路運送法第８７条、航空法第１３４条の３、道路整備特別措置法第５５条の２）

③ **不当条項規制　(相手方の利益を一方的に害する条項の規制)**

第548 条の２
２　前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第１条第２項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

（1）趣旨
信義則違反に該当するような不当条項　→定型約款の条項として合意したとみなされ当事者を拘束するのは合理性を欠く。

（2）要件
①相手方の　権利を制限　又は　義務を加重　する条項
②定型取引の態様及び実情　並びに　取引上の社会通念　に照らして
信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの

（3）効果→**合意をしなかったものとみなす。**　（みなし合意の対象となる条項から除外）
→不当条項は最初から契約に組み込まれない

（4）消費者契約法との関係

消費者契約法　第１０条

民法 、商法 （明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項 に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

①趣旨　　消費者の保護
②要件　㋐　民法 、商法 その他の法律の公の秩序に関しない規定（任意規定）の適用による場合に比較して、
消費者の　権利を制限　又は　義務を加重　する消費者契約の条項

㋑　信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの

③効果→**無効とする**　（契約内容となったうえで、不当性のため無効とされる）

④改正民法との関係

改正民法と不当条項の範囲が必ずしも重なり合うものではない→並存しうる

○今後の対応

対消費者の関係で用いられている約款については、両方の法律の確認が必要

④ **定型約款の内容の表示義務**

第548 条の３

１　定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

（1）定型約款準備者の開示義務

① 定型取引合意前　又は　② 定型取引合意後相当期間内

に相手方から請求があった場合 に限る

○相手方から請求がない場合→開示義務なし（開示が定型約款の拘束力の要件とはなっていない）

２　定型約款準備者が、定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

（1）定型約款準備者が定型取引合意前相手方からの開示請求を拒んだとき

→みなし合意要件を満たしている場合でも→定型約款は契約内容とならない。

例外　一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合

⑤ **定型約款の変更**

第548 条の４の４

１　定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる

一　定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二　定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２　定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

３　第１項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

４　第５４８条の２第２項の規定は、第１項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

（1）趣旨

定型約款による契約の継続中に、定型約款準備者側がその約款の内容を変更する必要が生じた場合→一定の要件を満たせば変更条項について個別に相手方と合意することなく契約内容を変更することができる。

（2）定型約款変更のための要件

１．実質的要件

①変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

又は

②変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

２．内容的要件（周知義務）

定型約款準備者は、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

●周知時期の制限

①**(相手方の利益に適合)**による定型約款の変更　→事後周知も可能

②**（合理的なもの）**による定型約款の変更　→効力発生時期が到来するまでに周知必要

（3）変更条項

変更条項（定型約款の変更をすることがある旨を定める条項）を定型約款に設けること→約款変更の必須の要件ではないが、変更の合理性は認められやすくなる。

○今後の対応

法改正を機に変更条項を約款に追加するニーズが生ずることが考えられる。